

第 1 回定例会会議録目次

第 1 日目（平成 1 6 年 3 月 4 日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 平成 1 6 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針	
議案第 1 号 平成 1 6 年度滝川市一般会計予算	
議案第 2 号 平成 1 6 年度滝川市国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成 1 6 年度滝川市下水道事業特別会計予算	
議案第 4 号 平成 1 6 年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算	
議案第 5 号 平成 1 6 年度滝川市老人保健特別会計予算	
議案第 6 号 平成 1 6 年度滝川市公営住宅事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成 1 6 年度滝川市介護保険特別会計予算	
議案第 8 号 平成 1 6 年度滝川市病院事業会計予算	
議案第 9 号 平成 1 6 年度滝川市水道事業会計予算	
議案第 1 9 号 職員定数条例の一部を改正する条例	
議案第 2 1 号 滝川市税条例の一部を改正する条例	
議案第 2 2 号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例	
議案第 2 3 号 滝川市青年体育センター条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正する条例	
議案第 2 4 号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例	
議案第 2 5 号 滝川市保育所条例の一部を改正する条例	
議案第 2 6 号 滝川市三世代交流センター条例の一部を改正する条例	
議案第 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について	
議案第 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について	
議案第 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について	5
○散会宣告	1 4

第 2 日目（平成 1 6 年 3 月 5 日）	頁
○開議宣告	1 9
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 9
○日程第 2 議案第 1 0 号 平成 1 5 年度滝川市一般会計補正予算（第 1 0 号）	1 9

○日程第 3	議案第 1 1 号	平成 1 5 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	2 7
○日程第 4	議案第 1 2 号	平成 1 5 年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 0
○日程第 5	議案第 1 3 号	平成 1 5 年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）	3 2
○日程第 6	議案第 1 4 号	平成 1 5 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 4 号）	3 3
○日程第 7	議案第 1 5 号	平成 1 5 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	3 4
○日程第 8	議案第 1 6 号	平成 1 5 年度滝川市水道事業会計補正予算（第 3 号）	3 6
○日程第 9	議案第 1 7 号	滝川市部設置条例等の一部を改正する条例	3 7
○日程第 1 0	議案第 1 8 号	滝川市行政手続条例等の一部を改正する条例	3 8
○日程第 1 1	議案第 2 0 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	3 9
○日程第 1 2	議案第 2 7 号	滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	4 0
○日程第 1 3	議案第 3 1 号	教育委員会委員の任命について	4 1
○日程第 1 4	議案第 3 2 号	公平委員会委員の選任について	4 1
○日程第 1 5	議案第 3 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	4 2
○日程第 1 6	議案第 3 4 号	市道路線の認定及び廃止について	4 3
○日程第 1 7	議案第 3 5 号	中空知衛生施設組合規約の変更について	4 4
		○休会の件について	4 9
		○散会宣告	4 9

第 1 2 日 目（平成 1 6 年 3 月 1 5 日）

○開議宣告	5 3
○日程第 1	会議録署名議員指名 5 3
○日程第 2	平成 1 6 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問 5 3
	1 1 番 堀 田 建 司 君 5 3
	1 3 番 谷 口 昭 君 6 8
	8 番 清 水 雅 人 君 8 2
○議事延長宣言	1 0 1
○延会の件について	1 0 7
○延会宣告	1 0 7

第 1 3 日 目（平成 1 6 年 3 月 1 6 日）

○開議宣告	1 1 1
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 1 1
○日程第 2 平成 16 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表 質問	1 1 1
3 番 三 上 裕 久 君	1 1 1
○日程第 3 平成 16 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問	1 2 1
7 番 渡 辺 精 郎 君	1 2 1
○日程第 4 議案第 36 号 予算審査特別委員会の設置について 選任第 1 号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任 について	1 3 0
○日程第 5 請願の付託について（請願第 3 号 駅周辺整備事業を白紙に戻し、除排雪予 算削減などを行わないことを求める請願） 請願の付託について（請願第 4 号 国民健康保険税引き上げを行わないこと を求める請願）	1 3 1
○休会の件について	1 3 1
○散会宣告	1 3 2

第 21 日目（平成 16 年 3 月 24 日）

○開議宣告	1 3 7
日程第 1 会議録署名議員指名	1 3 7
日程第 2 総務文教常任委員長の付託事件審査報告	1 3 7
日程第 3 第 1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告	1 4 2
日程第 4 第 2 予算審査特別委員長の付託事件審査報告	1 4 5
日程第 5 議案第 37 号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例	1 4 6
日程第 6 議案第 38 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例	1 4 7
日程第 7 報告第 3 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	1 4 7
日程第 8 報告第 1 号 監査報告について 報告第 2 号 例月現金出納検査報告について	1 4 8
日程第 9 意見書案第 1 号 国から地方への税源移譲に関する要望意見書 意見書案第 2 号 労災保険制度の国営存続を求める要望意見書 意見書案第 3 号 所得補償制度の早期導入に関する要望意見書 意見書案第 4 号 「配偶者からの暴力の防止に関する法」の改正を求める要 望意見書 意見書案第 5 号 北海道医療費助成制度に関する要望意見書	1 5 1
日程第 10 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1 5 2

○市長あいさつ	1 5 2
○閉会宣告	1 5 3

平成16年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成16年 3月 4日（木）

午前10時00分 開 会

午後 2時03分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 平成16年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 平成16年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成16年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計予算

議案第 4号 平成16年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算

議案第 5号 平成16年度滝川市老人保健特別会計予算

議案第 6号 平成16年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 7号 平成16年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成16年度滝川市病院事業会計予算

議案第 9号 平成16年度滝川市水道事業会計予算

議案第19号 職員定数条例の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市青年体育センター条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市保育所条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市三世代交流センター条例の一部を改正する条例

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について

○出席議員（22名）

1番 本 間 保 昭 君

3番 三 上 裕 久 君

5番 大 谷 久美子 君

2番 山 腰 修 司 君

4番 久 保 幹 雄 君

6番 石 田 昇 君

7番	渡 辺 精 郎 君
9番	大 累 泰 幸 君
11番	堀 田 建 司 君
13番	谷 口 昭 君
15番	酒 井 隆 裕 君
17番	東 秀 雄 君
19番	藪 内 英 之 君
21番	水 口 典 一 君

8番	清 水 雅 人 君
10番	田 中 敏 男 君
12番	中 田 翼 君
14番	山 木 昇 君
16番	窪之内 美知代 君
18番	田 村 勇 君
20番	井 上 正 雄 君
22番	坂 下 薫 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君
収 入 役	中 文 雄 君
教 育 長	安 西 輝 恭 君
総 務 部 長	末 松 静 夫 君
市民生活部長	鈴 木 四 君
保健福祉部長	池 田 亨 君
建 設 部 長	香 川 弘 光 君
教 育 部 長	谷田部 篤 君
病院事務部長	門 山 伸 夫 君
財 政 課 長	高 橋 賢 司 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君

助 役	深 村 完 市 君
教 育 委 員 長	了 輪 隆 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
総 務 部 次 長	菅 淨 実 君
市民生活部参事	川 嶋 幸 治 君
経 済 部 長	大 竹 敏 章 君
水 道 部 長	深 澤 克 也 君
監 査 事 務 局 長	秋 元 孝 雄 君
総 務 課 長	東 照 明 君
企 画 課 長	中 嶋 康 雄 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	福 田 正 己 君
係 長	中 川 祐 介 君

次 長	尾 崎 文 江 君
主 査	鈴 木 靖 子 君

開会 午前１０時００分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成１６年第１回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田村議員、藪内議員を指名いたします。

◎日程第２ 会期決定

○議 長 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月２４日までの２１日間といたしたいと思
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は２１日間と決定いたしました。

◎日程第３ 議長報告

○議 長 日程第３、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

なお、今定例会の告示前に受理いたしました請願については、添付されております請願受理付託
一覧表のとおり総務文教常任委員会に付託しておりますので、報告をいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

○議 長 日程第４、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 平成１５年１２月３日から平成１６年２月２６日分までの行政報告を申し上げます。
お手元に配付しているとおりでございますので、お目通しを賜りたいと思いますが、１件だけ口頭
でご報告を申し上げます。

１月１日、中空知地域合併協議会が設置されたところでございまして、１月２０日、２月の２７
日にそれぞれ第１回、第２回の中空知地域合併協議会が開催されたところでございます。１回目の

協議会におきましては、合併協議の進め方と枠組みについてご決定をいただきました。2月27日、新市建設計画を検討する小委員会が発足をしたところでありまして、以降本格的な合併の事務事業の調整の検討、あるいは新市建設計画の策定ということに本格的にかかわっていくわけでありまして、よく議論を深めて協議の枠組みづくりに精力的に取り組みたいというふうに考えているところでもあります。

以上を申し上げまして行政報告にかえさせていただきます。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 教育行政報告につきましては、お手元の教育行政報告に記載のとおりでございますけれども、市内中学校の教育活動や民間の文化活動におきまして名誉ある表彰を受けましたので、このことについてご報告申し上げたいと存じます。

去る2月26日に岩見沢市ホテルサンプラザにおきまして、学校教育の分野で江陵中学校が、社会教育の分野でたきかわ車人形ひろみ座が北海道教育庁空知教育局長から平成15年度空知管内教育実践表彰、これを受賞いたしました。これは、空知管内の学校教育や社会教育の分野において模範となる成果を上げた学校、団体、個人に贈られるものでございまして、本年度は都合8団体が表彰されております。江陵中学校につきましては、管内168校の小中学校の中から選ばれて受賞いたしました。受賞理由といたしましては、江陵中学校は文武両道の教育に取り組み、子供の個性や可能性をはぐくむ教育活動を各般にわたって着実に展開し、その成果を実質的な公開研究会として開催したこと、また心の教育の充実を目指した道徳の授業を積極的に推進していること、さらには地域の小学校、滝川西高等学校、國學院短期大学との連携を強めて教育活動を充実させるなど、空知管内の教育刷新に努めたことが高く評価されたものでございます。江陵中学校としては、昭和51年度に続き2度目の受賞、市内の学校といたしましては平成11年度の滝川第一小学校、平成12年度の滝川西高等学校、同じく滝川工業高等学校、平成14年度の滝川第三小学校に続く快挙となったものでございます。

次に、社会教育の分野で受賞したたきかわ車人形ひろみ座でございますけれども、これは皆様ご承知のように、古典芸能、人形浄瑠璃の普及、伝承を目的に、平成8年に素人劇団として設立されました。脚本づくり、人形づくり、演出のすべてを団員が地域とともに手づくりで取り組んでいる団体でございます。北海道開拓の礎を築いた人々の歴史と文化の実話をもとに脚本化し、車人形の公演を通じて生きる力と感動を伝えてきており、伝統芸能を継承する数少ない団体としてこれも高く評価されたものでございます。このたきかわ車人形ひろみ座は、平成12年は北の芸術祭で特別表彰を受けるとともに、沖縄県で開催された沖縄サミットにおける公演を初めとして、道内の各学校や福祉施設など、創立以来70回以上の公演を行い、青少年からお年寄りまで広く感動を与え、支持されているものでございます。このように、このたび二つの受賞を通しまして、滝川ここにありとアピールできたことは、まことにうれしいことであると考えております。今後におきましても各学校や団体が大きな目標へ向かって前進できますように、教育委員会としても支えてまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして教育行政報告とさせていただきます。

○議長 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 平成16年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第1号 平成16年度滝川市一般会計予算

議案第2号 平成16年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計予算

議案第4号 平成16年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算

議案第5号 平成16年度滝川市老人保健特別会計予算

議案第6号 平成16年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第7号 平成16年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第8号 平成16年度滝川市病院事業会計予算

議案第9号 平成16年度滝川市水道事業会計予算

議案第19号 職員定数条例の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市青年体育センター条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市保育所条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市三世代交流センター条例の一部を改正する条例

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長 長 日程第5、平成16年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題とするわけでありませんが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成16年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針、議案第1号から第9号までの各会計予算、議案第19号、第21号から第26号まで、第28号から第30号までの予算関連議案、以上19件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第1号から第9号までの各会計予算については、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査することになっておりますので、内容の説明を省略し、本日は市政執行方針等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

それでは、平成16年度市政執行方針及び予算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 平成16年滝川市議会第1回定例会の開催に当たり、平成16年度市政執行方針及び予算大綱につきまして、所信の一端と施策の概要を申し上げ、市議会議員の皆さん並びに市民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

市長説明する。（記載省略）

○議 長 お諮りをいたします。

若干昼食休憩には早いのですが、区切りをつけまして、教育行政執行方針は午後 1 時からといたしたいと思いますが、いかがですか。

(異議なしの声あり)

○議 長 それでは、昼食休憩に入ります。

再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午後 1 時 00 分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 平成 16 年滝川市議会第 1 回定例会に当たり、滝川市教育行政執行方針を申し上げ、広く関係各位のご理解とご協力のもとに諸施策の推進に努めてまいります。

教育長説明する。(記載省略)

○議 長 議案第 19 号の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第 19 号 職員定数条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

市では、定員適正化計画に基づき、より適正な定員管理に努めてきたところであります。今回の改正につきましては、市長部局、農業委員会及び教育委員会において職員定数の見直しを図りたいとするものであります。

第 3 条、職員の定数の改正であります。新旧対照表で説明をさせていただきます。1 ページお開き願います。第 3 条第 1 号で定めております市長の事務部局の職員数につきましては、718 人を 1 人減とし、717 人にしたいとするものですが、内訳といたしまして、ア、一般職員、定数 360 人を 10 人減員して 350 人に、このうち括弧内の福祉事務所の職員定数につきましては 80 人を 5 人減員し、75 人としたいとするものであります。イ、市立病院の職員定数につきましては、342 人を 11 人増員し、353 人としたいとするものであります。ウ、水道部の職員定数 16 人につきましては 2 人減員し、14 人としたいとするものですが、水道部につきましては 4 月より建設水道部として建設部と統合することとしており、部設置条例等の一部を改正する条例におきまして、ウ、水道部の職員を、ウ、水道企業の職員に改正する提案をさせていただいております。ア、一般職員及びウ、水道部の職員につきましては、組織機構、事務事業の見直しなどで退職者の補充を最小限にしてきたことなどにより減員をしたいとするものであり、イ、市立病院の職員につきましては夜間看護体制の充実と新規に精神科作業療法を開始するための専門職を増員したいとするものであります。

第 4 号、農業委員会の事務局の職員定数は 5 人を 2 人減員し 3 人に、第 5 号、教育委員会の事務局の職員定数は 103 人を 23 人減員し、80 人としたいとするものですが、第 4 号及び第 5 号に

つきましても組織機構、事務事業の見直しなどで退職者の補充を最小限にしてきたこと、さらに教育委員会におきましては学校業務主事及び学校給食調理師の退職補充を嘱託職員で補充してきたことによりまして減員をしたいとするものでございます。

これらのことにより、職員定数の総数を８３８人から２６人減員し、８１２人に改正したいとする内容でございます。

附則では、この改正条例につきましては平成１６年４月１日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 議案第２１号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第２１号についてご説明させていただきます。

滝川市税条例の一部を改正する条例でございますが、１点目は入湯税の創設でございます。二つ目は、国民健康保険税率等の改正をしたいとするものでございます。

若干説明させていただきますが、１点目の入湯税の創設でございますが、地方税法第５条の規定に基づきまして、鉱泉浴場の入湯客に課税をするものでございまして、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興に充てるために課する目的税でございます。そのため、今回入湯税を創設したいとするものでございます。課税施設におきましては、市内では１施設でございまして、税収予定額といたしましては１０カ月分ということで１，０９５万円となるところでございます。

２点目の国民健康保険税率等の改正でございますが、国民健康保険特別会計におきましては、１３年度単年度収支不足、１４年度におきましては実質収支不足、１５年度見込み及び１６年度においても収支不足が見込まれると勘案されております。そのことから、内容といたしまして被保険者数におきましては年々増加しているところでございますが、課税調定額におきましては横ばい状況に対しまして、医療費の伸びにおきましては年々増加の傾向が続いておりまして、１６年度の試算においても基礎課税分におきまして約７，０００万の収支不足が見込まれることから、国民健康保険特別会計自体の赤字が続く現状と国民健康保険法で定義している国民健康保険に要する費用として保険税を財源に求める趣旨と収支不足の現状を勘案して、今回税率の一部を改正して健全な国民健康保険特別会計の運営に努めたいとするものでございます。

市税条例の改正内容についてですが、次ページ等の参考資料の新旧対照表でご説明したいと思います。１ページの入湯税につきましては、右欄の改正後の方でご説明したいと思います。１９条におきましては納期限後に納付し、また納入する税金または納入に係る延滞金について改正をしたものでございます。

次ページをお開き願いたいと思いますが、中段で第１節、入湯税以下につきましては新設条項でございまして、第１２８条の１４、入湯税の納税義務者でございまして、入湯税は鉱泉浴場における入湯に対して入湯客に課税するものです。

第１２８条の１５、入湯税の課税免除でございまして、第１号、年齢１２歳未満の者（１２歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある者を含む）ということにつきましては、小学生就

学前という定義でございます。

第2号でございますが、共同浴場若しくは一般公衆浴場又はこれらに類する浴場に入湯する者、それぞれこの1、2におきましては入湯税は課さないという条項でございます。

第128条の16は、入湯税の税率でございますが、税率につきましては入湯客一人1日について50円とする。

第128条の17につきましては、徴収の方法でございますが、特別徴収の方法によって徴収すると。

第128条の18は、入湯税の特別徴収の手続きということで、特別徴収義務者は鉱泉浴場の経営者とする。

第2項につきましては、特別徴収義務者は鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならないということです。

第3項でございますが、これにつきましては納入申告の関係を条項に盛り込んだものでございます。

第128条の19につきましては、入湯税に係る不足金額等の納入の手続きの条項でございます。

第128条の20は、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告についての定義でございます。

第128条の21におきましては、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿等の記載義務等について定義しているものです。

第128条の22につきましては、入湯税の納税義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪の関係について定義しているものでございます。

次に、第2節の都市計画税、第3節、国民健康保険税の一部改正の関係でございますが、4ページの中ほどから記載しておりますが、まず第138条におきましては国民健康保険税の課税額の限度額でございますが、後段におきまして改正前52万円を基礎課税額といたしまして53万円とするものでございます。

それから、第139条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の変更でございますが、現行100分の10.4から、後段の方に記載のとおりですが、100分の11.5パーセントに改正したいという中身でございます。

次ページの第141条でございますが、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の変更でございますが、これにつきましては2万8,000円から2万8,800円としたいというものでございます。

第142条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の変更でございますが、現行2万8,100円を2万8,900円としたいとするものであります。

第143条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額でございますが、これにつきましては現行100分の1から100分の1.9に改正したいとするものでございます。

第144条におきましては、介護納付金課税被保険者に係る被保険者の均等割額でございますが、現行7,800円から1万1,300円としたいとするものであります。

第150条、国民健康保険税の減額でございますが、以下これにつきましては、第150条の件

につきましては7割、5割、2割におきましての割合に応じた減額の改正をしたいとするものでございますので、お目通しを願いたいと思います。

附則でございますが、附則第1条、施行期日でございますが、この条例は、平成16年4月1日から施行するものでございますが、ただし前段ご説明いたしました第1節、入湯税の創設に係る条項及び附則第3条、入湯税に関する経過措置と第4条、滝川ふれ愛の里条例の一部改正の規定につきましては、平成16年5月1日から施行するものでございます。

第2条におきまして、国民健康保険税に関する経過措置でございますが、改正後の滝川市税条例の規定につきましては、平成16年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、15年度までの国民健康保険税につきましては従前の例によるということでございます。

第3条は、入湯税に関する経過措置で、読みかえ規定でございます。

第4条、ふれ愛の里条例の一部改正でございますが、これは先ほどご説明いたしました入湯税の創設にかかわりまして、ここで滝川ふれ愛の里条例の一部を次のように改正するという事で、別表1の表備考第1項中「には」の次に「、入湯税」を加えるとするものでございます。

以上で議案第21号 滝川市税条例の一部を改正する条例の提案の理由の説明といたします。

以上でございます。

○議長 議長 議案第22号及び第23号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、議案第22号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例からご説明申し上げます。

この条例の改正は、中央公民館の4階に事務室としまして現在使用しています部屋を第2小会議室として使用したいということであります。そのための改正でありまして条例の一部を、別表第1の中を小会議室とありますのを第1小会議室とし、残りの会議室を第2小会議室とし、それぞれ額を定めたというところであります。

附則、第1項、この条例は、平成16年4月1日から施行する。

第2項、経過措置であります。この条例の施行前にこの条例による改正前の滝川市公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の滝川市公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすということであります。

議案第22号につきましては以上であります。

続きまして、議案第23号についてご説明申し上げます。議案第23号 滝川市青年体育センター条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正する条例ということであります。この条例は、青年体育センター及び滝の川公園などの管理を指定管理者に行わせるため、そういったことの方法でやりたいということでありまして、そのための改正ということであります。

それでは、新旧対照表ということでご説明申し上げますので、そちらをお開きください。新旧対照表でありますけれども、現行の条例における第4条を削りまして、第3条を第4条とし、第2条の次に第3条を新たに加えたものであります。第3条、管理の代行等についてであります。この内容につきましては青年体育センターの管理を指定管理者に行わせたいというものであります。

第2項におきまして、指定管理者が行う業務は、第1号、センターの利用の許可に関すること、第2号、次条各号に掲げる事業の計画及び実施に関すること、第3号、センターの維持管理に関すること、第4号、それらに付随することというふうになってございます。

第5条、開館時間及び休館日をここに明記したということであります。

第2項におきましては、臨時的にあげるということを規定したということであります。

次のページであります。第6条から第8条の2までは、指定管理者制度の導入に伴う文言整理ということであります。

第9条、利用料金について定めたものでありますが、第2項におきましては利用料金は指定管理者の収入とするということを定めたものであります。

第9条の2につきましては、利用料金の承認ということでありますけれども、利用料金は利用料金設定基準の範囲内において指定管理者が定めるというところでありまして、第2項におきましては指定管理者は利用料金の額もしくは納入の方法について定めたとき、またはこれらを変更しようとするときはあらかじめ市長の承認を受けるということでありますし、第3項におきましては市長は妥当なものと認めるときはそれに承認を与えるというものであります。

第9条の3、利用料金の減免について定めたものであります。

第10条から第12条までにつきましては、文言の整理であります。

別表第1、第9条の2第1項の関係でありますけれども、上限額として利用料金の設定基準を定めたものであります。金額的には旧条例と、前の条例と変わりません。

備考の欄におきまして、第1項でありますけれども、利用料金の上限額は消費税及び地方消費税を含む額とすると明記したところであります。

第2項から第11項までは、文言の整理ということであります。

5ページをお開きいただきたいと思います。別表第2ということですが、これは第9条の2第1項関係であります。青年体育センターの競技場利用料金設定の基準ということで、上限額としての利用料金の設定基準を定めたところであります。

備考の第1項であります。利用料金の上限額は消費税及び地方消費税を含む額とすると明記したところであります。

以下第2、3項は文言の整理ということであります。

次に、都市公園条例の一部改正についてということでご説明申し上げたいと思います。6ページをお開きください。第1条におきましては、文言の整理ということですが、現行の第2条を削除し、第3条を設けていくわけですが、第2条としてサイクリングターミナルと市民プールを除いた滝の川公園、それから北電公園の球場、それから西公園パークゴルフ場についての管理の代行について定めたものであります。

第2条の第2項でありますけれども、前項の規定により指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とするということですが、第1号におきまして、都市公園における次条第1項各号に掲げる行為の許可に関すること、第2号におきまして第7条第1号及び第2号に掲げる有料公園施設の利用の許可に関すること、第3号におきまして管理代行都市公園等の維持管理に関すること、第4号

におきましては前３号に掲げるもののほか、これらに付随するものということになってございます。

第３条、行為の制限ということでもありますけれども、文言の整理をさせていただいたところであります。

７ページであります。第７条におきましては、有料公園施設として市営球場、陸上競技場、それから滝川どうぶつランドということを明記したものでありまして、第７条の２におきましては有料公園施設の開設期間及び開場時間等を明記したものであります。

第７条の３におきまして、有料公園施設の利用の許可について定めておりまして、第１０条におきましては使用料を定めたところであります。

次の８ページをお開きいただきたいと思います、第１０条の３ということで利用料金ということではありますが、それを定めておりまして、第１０条の４におきましては利用料金の承認を定めたところであります。

９ページということで、第１３条ではありますが、使用料等または利用料金の減免を定めたところであります。

第１４条におきましては、使用料等または利用料金の不還付の関係を定めております。

第１５条におきましては、公園予定地及び予定公園施設についての準用を定めたところであります。

第１６条及び第１８条におきましては、文言の整理ということでありまして、第２０条を削除したところであります。

なお、別表におきましては、別表第１から別表第２の２までを削除して、別表第３を別表第１とし、同表の次に第２表、第３表、第４表を加えたところであります。

それでは、１５ページをお開きいただきたいと思います、そこでは附則であります。第１項、この条例は、平成１６年４月１日から施行するということであります。

第２項におきまして、経過措置であります。この条例の施行前に第１条の規定による改正前の滝川市青年体育センター条例又は第２条の規定による改正前の滝川市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第１条の規定による改正前の滝川市青年体育センター条例又は第２条の規定による改正前の滝川市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすということであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 議長 議案第２４号から第２６号までの説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、上程されました第２４号から順にご説明申し上げます。

議案第２４号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の改正は、敬老特別乗車証を利用される方々に費用の一部をご負担をお願いすると、そういうことで利用されない方々との不公平感の是正を図りたいとするものでございます。

参考資料の新旧対照表をもってご説明しますので、参考資料１ページをお開きください。第８章、バス無料乗車証とあるのを目次で敬老特別乗車証に改め、第４０条の５とあるのを第４０条の６に改めるものでございます。

目的の第1条の(4)、バス無料乗車証を敬老特別乗車証に改めるものでございます。

第8章、バス無料乗車証を敬老特別乗車証に改め、第40条の2で乗車証の交付の対象者について、第40条の3では乗車証の交付について、第40条の4では届出の義務について、次のページをお開きください。第40条の5では、乗車証の提示について、第40条の6では費用の負担について、この中で第1項では市がバス会社に支払う額を、第2項では利用者の負担を1回について100円と規定しております。

附則におきまして、この条例は、平成16年6月1日から施行したいとするものであります。

なお、経過措置としまして、旧条例で交付されたバス無料乗車証は、当該バス無料乗車証の有効期間の満了するまでの間は、この敬老特別乗車証とみなすと規定しております。

続きまして、議案第25号 滝川市保育所条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の改正は、一の坂保育所及び花月保育所の管理を指定管理者に行わせることとするために改正したいとするものでございます。

参考資料新旧対照表でご説明申し上げます。第1条の見出しを設置に改め、同条の文言を整理しております。

第2条の2に1条を加えて、指定管理者に管理を代行させることを規定しております。

第3条は、文言の整理と1条を加えまして、保育時間と休所日を規定しております。

次のページをお開きください。第4条、第5条は、文言の整理でございます。

第6条を削り、第7条の見出しを規則への委任に改め、文言を整理し、第6条としております。

なお、附則におきまして、この条例は、平成16年4月1日から施行したいとするものでございます。

引き続きまして、議案第26号 滝川市三世代交流センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本条例の改正も議案第25号と同様の趣旨でございます。

参考資料をお開きください。第3条の見出しを管理の代行等に改め、管理を指定管理者に代行させることを規定し、文言を整理したほか、1条を加え、業務の範囲を定めております。

第4条で1条を加えて、開館時間及び休館日を規定しております。

第5条、第6条は、文言の整理でございます。

次のページをお開きください。第7条を削除し、第8条及び第8条の2を1条繰り上げ、利用料金は指定管理者の収入と規定したほか、文言を整理しております。

第9条から第14条までは、文言の整理でございます。

3ページの附則の暫定措置で、第3項と第5項を削り、第4項を第3項に繰り上げたほか、文言の整理でございます。

5ページをお開きください。別表の備考で、利用料金の上限額は消費税及び地方消費税を含む額としております。その他は、文言の整理でございます。

10ページをお開きください。附則におきまして、この条例は、平成16年4月1日から施行したいとし、経過措置として、改正前の条例の規定による処分、手続き等は新条例になされるものとみなしております。

なお、北地区分館につきましては、既にコミュニティ施設として地域管理となっていることから、平成19年9月1日までは従前どおりとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 議長第28号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議長第28号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うというものでありまして、下記に書いてございますとおり指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地であります。一つは、滝川市青年体育センター、滝川市二の坂町東3丁目2番1号であります。二つ目は、滝の川公園、ただしこの中では滝川市サイクリングターミナル及び滝の川市民プールを除くということになっておりまして、所在地は二の坂町東3丁目の2番ということであります。三つ目は、北電公園球場ということであります。所在地は、泉町135番地の6でありまして、四つ目は滝川西公園パークゴルフ場ということであります。所在地は、有明町6丁目であります。

第2項に指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名ということであります。名称は、財団法人滝川市体育協会ということでありまして、主たる事務所の所在地は滝川市二の坂町東3丁目2番1号、代表者は会長、柳義文であります。

第3項としまして、指定期間ということですが、平成16年4月1日から平成19年3月31日までとするというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 議長第29号及び第30号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、議長第29号、第30号についてご説明申し上げます。

議長第29号、第30号とも公の施設の指定管理者の指定についてでございます。本条例の趣旨は、議長第28号と同じでございます。

第29号の管理を行わせる公の施設は、一の坂保育所、場所は滝川市一の坂町西3丁目7番36号でございます。そのほか、もう一つは花月保育所、場所は滝川市花月町2丁目5番1号でございます。

指定管理者となるべき団体につきましては、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団でございます。事務所の所在地は、滝川市江部乙町東13丁目1番54号、代表者は理事長、田村弘でございます。

指定期間は、平成16年4月1日から平成19年3月31日までとしたいとするものでございます。

続きまして、第30号、管理を行わせる公の施設は、滝川市三世代交流センターでございます。場所は、滝川市西町2丁目2番1号、指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団でございます。事務所の所在地は、第29号に同じでございます。代表者は、同じく理事長、田村弘でございます。

指定期間も平成16年4月1日から平成19年3月31日までとしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 長 以上をもちまして平成16年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針並

びに議案第１号から第９号まで、第１９号、第２１号から第２６号まで、第２８号から第３０号までの説明を終了いたしました。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 ２時０３分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成16年第1回滝川市議会定例会（第2日目）

平成16年 3月 5日（金）

午前10時00分 開 議

午後 0時03分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 議案第10号 平成15年度滝川市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 3 議案第11号 平成15年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第12号 平成15年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第13号 平成15年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第14号 平成15年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第15号 平成15年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第16号 平成15年度滝川市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第17号 滝川市部設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第18号 滝川市行政手続条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第27号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第31号 教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第32号 公平委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第34号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第17 議案第35号 中空知衛生施設組合規約の変更について

○出席議員（22名）

1 番	本 間 保 昭 君	2 番	山 腰 修 司 君
3 番	三 上 裕 久 君	4 番	久 保 幹 雄 君
5 番	大 谷 久美子 君	6 番	石 田 昇 君
7 番	渡 辺 精 郎 君	8 番	清 水 雅 人 君
9 番	大 累 泰 幸 君	10 番	田 中 敏 男 君
11 番	堀 田 建 司 君	12 番	中 田 翼 君
13 番	谷 口 昭 君	14 番	山 木 昇 君
15 番	酒 井 隆 裕 君	16 番	窪之内 美知代 君
17 番	東 秀 雄 君	18 番	田 村 勇 君

19番 藪内英之君
21番 水口典一君

20番 井上正雄君
22番 坂下薫君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	田村弘君	助役	深村完市君
収入役	中原文雄君	教育長	安西輝恭君
監査委員	八幡吉宣君	総務部長	末松静夫君
総務部次長	菅浄実君	市民生活部長	鈴木四君
市民生活部参事	川嶋幸治君	保健福祉部長	池田亨君
経済部長	大竹敏章君	建設部長	香川弘光君
水道部長	深澤克也君	教育部長	谷田部篤君
監査事務局長	秋元孝雄君	病院事務部長	門山伸夫君
総務課長	東照明君	財政課長	高橋賢司君
企画課長	中嶋康雄君	秘書課長	若山重樹君

○本会議事務従事者

事務局長	福田正己君	次長	尾崎文江君
係長	中川祐介君	主査	鈴木靖子君

開議 午前１０時００分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、全員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において田村議員、藪内議員を指名いたします。

◎日程第２ 議案第１０号 平成１５年度滝川市一般会計補正予算（第１０号）

○議長 長 日程第２、議案第１０号 平成１５年度滝川市一般会計補正予算（第１０号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

○助 役 ただいま上程をされました議案第１０号 平成１５年度滝川市一般会計補正予算（第１０号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、年度末を控え、各事業の確定あるいは実行見込みによります過不足の整理などが主な内容となっております。

第１条第１項で、歳入歳出それぞれ１億６，４６８万４，０００円を減額し、予算の総額を２２億９，０５２万円とするものであります。

第２項で、補正後の歳入歳出の金額は、第１表によるところでございます。

第２条、繰越明許費でございますが、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第２表によるところでございます。

第３条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第３表によるところでございます。

第４条、地方債の補正でございますが、地方債の追加、廃止及び変更は、第４表によるところでございます。

２ページから５ページは、第１表、歳入歳出予算補正でございますが、詳しくは１０ページ以降でご説明を申し上げたいと思いますが、最初に６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。第２表の繰越明許費でございますが、８款２項道営農免農道整備事業丸加地区の負担金９９３万２，０００円、８款４項の道営水環境整備事業の負担金３６１万１，０００円、いずれも北海道が事業主体でございますが、工期のおくれなどにより道営事業の繰り越しとなりますことから、滝川市負担金についても繰り越ししたいとするものであります。

第３表、債務負担行為補正の追加でございますが、一の坂西公園造成工事代金の支払い６，０００万円でございますが、新年度に補助事業費８，４００万円を計上し、完成を目指しておりましたが、このうち６，０００万円を国の景気対策、いわゆるゼロ国として早期発注するため設定したいとするものであります。

第4表、地方債補正、まず最初に追加でございますが、美術自然史館整備事業債400万円でございます。当初予算におきまして、美術自然史館の加湿器などの整備工事を一般財源で計上しておりましたが、このたび起債が認められましたので、追加したいとするものであります。

7ページ、次に廃止でございますが、中高年齢労働者福祉センター整備事業債200万円でございますが、いわゆるサンライフを雇用・能力開発機構から取得する財源として計上しておりましたが、財源調整により廃止したいとするものであります。

続きまして、変更でございますが、除雪機械整備事業債20万円の減、道路新設改良事業債4,600万円の減、公園緑地造成事業債150万円の減、教育環境整備事業債10万円の減、減税補てん債は130万円の増、臨時財政対策債は2,750万円の増、義務教育施設整備事業債は150万円の減、花月地区児童センター整備事業債は30万円の減、森のかがく活動センター整備事業債は110万円の減、温水プール整備事業債は10万円の減、花月保育所整備事業債は50万円の減、増減の計といたしましては2,250万円の減ということになります。追加、廃止、変更を合わせた起債の13項目で2,050万円の減額となり、市債の総額を15億920万円としたいとするものであります。

次に、歳出からご説明申し上げますので、22、23ページをお開きいただきたいと思います。歳出、1款1項1目議会費292万2,000円の減額であります。議会の運営に要する経費、議員各位の期末手当の支給月数、職員に準じまして0.25月の減及び臨時職員を雇用しなかったことによる減額補正でございます。

2款1項4目財産管理費1,995万5,000円、財産の取得、管理及び処分に要する経費でございますが、公有財産購入費につきましては土地開発基金で取得した土地の一部を売却するために一般会計が購入する金額でございます。以下、四つの積立金につきましては、利息及び市有地売却収入などを基金へ積み立てるものであります。

3款1項1目社会福祉費1,587万7,000円の増額補正であります。社会福祉対策に要する経費、寄附金等を社会福祉事業振興基金積立金に積み立てたいとするものであります。

2目身体障害者福祉費1,317万1,000円でございますが、身体障害者措置費に要する経費110万6,000円でございます。ストーマ用の装具、蓄便、蓄尿袋など、補装具扶助の増による補正でございます。身体障害者支援に要する経費889万8,000円でございますが、施設訓練等支援費でございますが、一つは15年の4月1日から従来の措置制度から支援費制度に移行しておりますが、支援費の年度内に支給する支給月が3月から2月分とされておりますことから、今年度は11カ月の支給というようなことで、1カ月に相当する支援費の減額と支援費支給の対象となる人員の増加、月平均39人を見込んでおりましたが、44人となる見込みから、差し引き不足額を計上する内容であります。次のページ、24、25ページでございますが、身体障害者福祉対策に要する経費73万7,000円は、北海道の障害者社会参加促進事業として海洋センターの障害者用ヨットなどの購入費が補助対象となりましたことから、補正計上するものであります。ヨット1艇、カヌー等の購入経費が中心であります。身体障害者通所授産施設滝川更生園の運営管理に要する経費でございます243万円、通所人員の増による増額補正、23名を予定しておりましたが、25

名の見込みになりますことから増額補正するものであります。

3目の知的障害者福祉費884万円の減であります。知的障害者措置に要する経費252万4,000円の減額であります。施設扶助費のうち事業授産施設、これは赤平光生舎のライト・プラザでございますが、7月分から支援費に移行したことにより増額補正であります。知的障害者支援に要する経費、支援費制度移行に伴いまして、11月の支給月というようなことから1,171万円を減額したい。知的障害通所更生施設滝川新生園の運営管理に要する経費でございますが、人員増のための増額補正であります。当初12名、月平均が14人を見込みになりますことから539万4,000円を増額をいたしまして、差し引きで884万円の減額補正という内容でございます。

4目老人福祉費1,282万5,000円、老人保健特別会計の繰出金でございますが、医療給付費の増等による増額補正、特に入院の医療費が当初見込みよりも8.9パーセントほど伸びるといような見込みがございまして、ルール計算による滝川市の繰り出し分でございます。

2項1目児童母子福祉費2,668万円の減額でございます。一つは、児童手当に要する経費、実績見込みによる減額でございますが、対象人員見込みよりも4.8パーセントの減となりますことから718万円を減額をしたい。児童扶養手当に要する経費、これも実績見込みによる減でございますが、児童扶養手当は申請主義でありまして、18歳到達で資格を喪失するという制度でございますが、14年の8月に北海道からの権限移譲により滝川市で事務を執行しておりますが、当初1万80人ほど延べで見込んでおりましたが、7.1パーセントほど見込み減ということになりますことから2,000万円の減額補正でございます。入院助産措置に要する経費、これは低所得者の方が出産する場合に、これも申請ということになります。市立病院を助産施設として1人25万円で措置をする制度でございますが、当初9人を見込んでおりましたが、11人を見込みから50万円を補正をしたいとする内容でございます。

2目の保育所費は、財源振りかえでございます。

3項1目生活保護費1億2,640万7,000円、生活保護に要する経費、これは人員増及び入院者数の増等による生活扶助費、医療扶助費等の増額補正でございますが、受給世帯は当初384世帯を見込んでおりました、月平均。実行見込みでは411世帯という7パーセント増ということから約3,000万、2,967万8,000円ほど増の見込みでありますし、入院は月平均90人を見込んでおりましたが、96人といような見込みと、1件が400万円を超す高額のリセプトが発生をしているといようなこともありまして、医療扶助として8,176万4,000円ほど不足する見通しから1億2,640万7,000円の補正をいたしたいとするものであります。

次の26、27ページでございますが、4款1項2目予防費226万6,000円の増額補正でございますが、感染症等対策に要する経費、65歳以上の高齢者等インフルエンザの予防接種受診者数の増、当初2,700人を見込み計上いたしておりましたが、3,744人とかなり大幅にふえる見通しから増額補正をしたいと。

3目の保健センター費271万5,000円の減額でございますが、がん検診の受診者数の減等に

による減額補正であります。

5目の環境衛生費13万6,000円、墓地の運営管理に要する経費でございますが、墓地管理手数料の増により、墓地管理基金積立金に積み立てたいとする額であります。

6目他会計繰出金899万円でございますが、交付税の確定などにより繰出金の整理、記載の4会計について整理をしたいとするものでございます。

2項1目じん芥処理費5,967万円の減額補正であります。分別収集に要する経費、ごみの減量化に伴いまして指定ごみ袋の作成委託料が4割程度不用見込みというようなことで1,357万円、その他諸費はごみ袋の売り払い手数料、この分が456万1,000円不用見込みというようなことで減額補正、それから中空知衛生施設組合負担金4,153万9,000円でございますが、一つはごみ処理施設の維持費、エコバレー歌志内の委託料、あるいは施設の運営管理等の減が見込まれますことと施設費、いわゆる公債費の償還利子2パーセント計上しておりましたが、0.6パーセントというようなことから、滝川市負担分として4,153万9,000円の減額補正をしたいとする内容であります。

次の28、29ページでございます。5款1項1目労働諸費は、財源振りかえでございます。

6款1項2目農業振興費130万円は、寄附金の増等による農業振興基金の積立金であります。

2項1目林業振興費205万2,000円の減額補正であります。公団分収造林事業に要する経費、事業費の確定見込みにより減額したいとする内容でございます。

7款1項1目商工業振興費1,730万円の減額でございますが、一つは商業振興対策に要する経費、これは30万円の増額補正ですが、寄附金等の増により積み立てたいと。それから、もう一点は、中心市街地活性化対策事業に要する経費1,760万円の減額でございますが、仮称でございます健康コミュニティプラザ事業補助金、このコミュニティプラザは健康的な生活習慣を身につけるために、広く市民に提供する新しいスタイルのフィットネス環境の場といたしまして、また中心市街地におきます空き店舗対策事業ということで、街なかのにぎわいづくりの一助としてのシャワー効果等を実現するために駅前再開発ビル内で事業実施をしたいとして、昨年の第3回定例会に提案をしてお決定をいただいておりますが、ご案内のように旭友の出店撤回、その後現時点におきましても4月のオープンに向けましてテナントと鋭意協議中ということでございますが、年度内の実施は困難でありますことから、関係機関あるいは関係団体の皆様方と協議を重ね、理解を求めてまいりましたので、減額補正をしたいとするものであります。

次の30、31ページでございますが、2目の道路新設改良費3,858万1,000円の減額でございますが、給与改定等及び事業の確定見込みによる減額……失礼しました。28、29ページ、1ページ前に戻りますが、8款2項1目道路維持費、これは財源振りかえでございます。2目の道路新設改良費は、給与改定等及び事業の確定見込みによる減額補正でございます。

4項4目公園緑地造成費118万9,000円は、給与改定等による減額補正でございます。

9款1項1目消防費1,884万8,000円の減額補正でございますが、給与改定等による人件費等の整理が主なものでありますが、この中に滝川消防団が導入をいたします可搬消防ポンプの購入費197万2,000円、これを含めての滝川市の負担金を整理、減額補正したいとするもの

であります。

次の３２、３３ページ、１０款１項３目教育振興費３，０４０万円でございますが、育英事業基金積立金、これは寄附金及び奨学金貸付金の原資不足に対応するために積み立てたいとするものであります。

３項１目学校管理費３０万円の増額補正であります。寄附者等の意向によりまして、小学校の図書購入費を補正したいとするものであります。

４項１目学校管理費、これは財源振りかえでございます。

７項１目社会教育費３０万円でございますが、芸術文化振興基金積立金、寄附金の増により積み立てたいとするものであります。

２目の美術自然史館、７目の児童館費は、財源振りかえでございます。

８目の社会教育施設費１００万円の減額であります。森のかがく活動センターの運営管理に要する経費、これは改修工事費の一部が国土緑化の補助対象となったことに伴いまして減額補正をしたいとするものでございます。

８項１目体育振興費３万円でございますが、体育振興基金積立金に寄附金ございましたので、増額補正をしたいとするものであります。

次の３４、３５ページであります。２目の水泳プール費は、財源振りかえでございます。

１１款１項２目利子４，０００万円の減額でございますが、利率の低下などに伴う減額補正、地方債の償還利子、一時借入金・運用金利子でございます。

１２款２項３目他会計貸付金は３６４万４，０００円の減額補正であります。国民健康保険特別会計の貸付金、いわゆる国保会計の１４年度の赤字額を会計処理するための繰り上げ充用額の財源を一般会計から貸付金として計上しておりましたが、金額確定に伴います減額補正でございます。

１３款１項１目職員費１億７，３２０万円の減額補正でございますが、給与改定に伴います影響額、早期退職者を含む人員減によります整理の額、あるいは会計間調整等に伴います人件費の実行見込み減による補正でございます。

歳出合計１億６，４６８万４，０００円を減額し、２２３億９，０５２万円としたいとするものであります。

次に、歳入の説明を申し上げますので、１０、１１ページをお開きいただきたいと思います。歳入、８款１項１目地方特例交付金１，０２５万９，０００円は、確定見込みによる補正でございます。

９款１項１目地方交付税１億５，２９１万円は、普通交付税により財源調整するものであります。

１１款の分担金及び負担金２２８万６，０００円、１２款の使用料及び手数料５，４１６万４，０００円の減額は、いずれも歳出関連でございます。

次の１２、１３ページ、１３款の国庫支出金６，３４０万４，０００円、次の１４、１５ページ、１４款の道支出金７９９万４，０００円、１５款の財産収入１，０６６万１，０００円、次の１６、１７ページの１６款寄附金２，１０５万９，０００円、いずれも歳出関連でございます。

１７款２項１目基金繰入金４億８，５１６万３，０００円の減額補正であります。平成１５年

度の収支見込みを踏まえまして、新年度以降の財源とするため減額補正したいとするものであります。

18款1項1目繰越金1億3,272万3,000円、確定額により補正したいとするものであります。

次の18、19ページでございますが、19款諸収入615万3,000円の減額、20款市債2,050万円の減額でございますが、いずれも歳出関連であります。次の20、21ページ、5目の減税補てん債130万円、それから6目の臨時財政対策債2,750万円、確定見込みによる補正でございます。

歳入合計1億6,468万4,000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げ、議案第10号の提案説明といたします。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、議案第10号、一般会計補正予算（第10号）について、1点についてのみ質疑を行います。

ページ28、29、7款1項1目商工業振興費の中心市街地活性化対策事業に要する経費1,760万の減額補正についてです。滝川市は、西友撤退後の駅前再開発ビルの空きスペースの対策として株式会社駅前再開発ビルより3階の一部について公共での活用を要請され、この要請にこたえて商店街振興組合や滝川市体育協会との協議を経て、先ほども説明ありました健康コミュニティプラザ事業の基本計画を策定したわけです。そこで、事業化へ向けた補正予算が昨年第3回定例会で可決されました。この間、事業実施へ向けて多くの労力や、また経費も使われましたが、結果はきょう説明がありましたように、年度内不執行という事態になりました。こういった経過と結果について、株式会社駅前再開発ビルから市に対して謝罪といったことはあったのか、またこの経過と結果について市民にきちんと説明すべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

2点目、年度内執行が不可能になったということは、策定された健康コミュニティプラザ事業基本計画は白紙撤回という取り扱いになるのか、あるいは再検討するということか、お伺いいたします。

三つ目、運営委員会の構成員となっていた駅前商店街振興組合や滝川市体育協会、助役は関係機関、団体と協議を重ね、理解を求めてきたというふうにご説明がありました。この理解は、こういった理解になったのか、各団体や機関の受けとめについて、その詳細についてお伺いしたいと思います。

4点目、駅前再開発ビルにまた活気を取り戻してほしいという思いは、滝川市民の思いでもあります。市の支援については今回のような事態を二度と繰り返してはならないと考えます。仮に再開発ビルへの公共施設を検討するにしても、最低でも地下や1階、2階の空きスペースへ出店するテナントが本契約を結んだ後ではない、こんなふうを考えます。また、同時にそのテナント出店による効果についての評価を行うなどの慎重な検討が求められると考えていますが、これについ

てもお伺いいたします。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 議員さんから数点にわたり質疑がありましたけれども、まとめてお答えしたいと思います。

先ほど助役が申し上げたとおり、旭友が突然の撤退ということで、あのビル自体がテナントが入らなければ運営ができないということで、鋭意ビル会社とともにテナント募集について積極的に活動してきたわけですが、あそこの地下に食品スーパーをとということでテナント誘致を進めてきたところですが、北海道の有力な食品スーパーについてはなかなか入っていただけないということでございました。それではどうするかということで、再開発ビルさんとも協議しながら、各階に核テナントとなるものを誘致してはいかがなのかというようなことで、現在核テナントの誘致について進めている段階でございます。そんなことで、目標としてきた時期が大分迫ってきているのでございますけれども、まだ1階、2階、あるいは地下の部分が全部埋まるような核テナントが出てきていないというのが現状でございます。

そんな中で、市が補正予算で決定していただきました健康プラザにつきましても、あのビルに入るということになる通産省の補助を予定していたものですから、補助メニューなんかでは全体が入らなければ、なかなか通産の補助も認めていただけないということもございまして取り下げました。ただし、今後につきましてもあのビルの空洞化ということには、やはり避けて通らなければならない道でございますので、テナント募集に一層駅前ビルと共同でテナント誘致に向けて今後とも鋭意努力していきたい。そんな中で、健康コミュニティプラザが新年度になってやっていけるということができれば、そんな道も考えていきたいと考えておりますので、今年度はちょっとできないということでございます。

また、この旨については商店街組合さん、あるいは体育協会さんのご理解もいただいて、これを再出発ということにはまだなっておりませんので、その協議については駅前再開発商店街の皆さんと体育協会の皆さんには、まだご相談は申し上げておりません。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。窪之内議員。

○窪之内議員 質疑した趣旨とは、ちょっとかみ合わない答弁だったのではというふうに思っていますので、再度お聞きするという形になるかもしれませんが、1点目は要請されてきたところに市としては頑張ってこういう計画を立ててきたわけですが、それまでにいろんな努力を重ねてきたわけですが、旭友の撤退というのは、市に責任があるという問題ではないわけで、そういった点で旭友との交渉を進めてきた再開発ビル側として、市に対して謝罪的なものはあったのかということを第1点目にお聞きしましたので、その点について改めてお伺いいたします。

それで、補助は実際には取り下げたということになっています。健康コミュニティプラザ基本計画という立派なものができるわけですが、再出発ということにはなっていないというただいまのご答弁だということは、一たんはこれは没になったという受けとめでいいのか、またはそ

うではないと。駅前商店街振興組合も体育協会も、これは何らかの機会を活用してやるという意味を持ち続けていくということなのか、その辺についても伺いたいと。

最後ですが、当然予定していた3階の場所は既に埋まっているわけですから、仮に健康コミュニティプラザ事業をやる、どこをやるにしても基本計画を立てた時点とは再開発ビルの状況は違ってきているという中で、公的なそういう公共施設について仮に必要であっても、このまま健康コミュニティプラザの事業の基本計画をそこに持っていったいいというわけではないので、テナントがきちんと決まって、その上でそのテナントがどういうものなのか、これが商店街にどういう効果をもたらすのか、そういった見きわめをしてからでないと、公共の施設のあり方についてこの健康コミュニティプラザを推進するという立場をとるべきではないと、そういうことのとるべきではないという立場を貫くのかどうかということをお聞きしたので、かみ合うご答弁を求めたいと思います。

○議長 長 助役。

○助 役 再質疑にお答えをさせていただきますが、1点目の謝罪云々の関係でございますが、駅前再開発ビルも懸命に頑張っておりまいました。滝川市としても努力を重ねてまいりました。滝川市といたしましては、あの地域のにぎわいというか、活性化を取り戻すと、この1点でございますが、謝罪をすればいいというものでもありません。やっぱり双方引き続き努力を重ねると、こういう趣旨でありますから、私も何度かお会いをしておりますが、その中でお互いの立場、気持ちを酌み取りながら努力を続けるということでございます。

それから、再出発の内容が決まっていなくて、確かに状況は変化をいたしております。3階でありましたが、3階は埋まっているというようなことで、やっぱり時間とともに状況は変化していきますから、ご質疑にありましたように契約というものを十分見きわめながら、その結果、あのビルがどういう対応になるのかということも当然見きわめながら判断をするということになります、同じようなスタイルというか、空き店舗の状況があったとすれば、それは基本的に同じような考え方で進めていくということになります。しかし、今の段階でどのような結果になるかはわかりませんので、そこを見きわめながら対応すると、こういうことになりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 日本共産党を代表して、議案第10号 平成15年度一般会計補正予算（第10号）を可決可とする立場で討論を行います。

提案された補正予算の主なものは、事業確定による過不足補正や給与改定による人件費補正であり、可とするものです。しかし、中心市街地活性化対策事業に要する経費の減額補正に関して意見を若干申し添えます。駅前再開発ビルからの西友撤退は、中心市街地の活性化をさらに厳しいものにしました。再開発ビルの再生をかけて、ビルの持ち主である株式会社駅前再開発ビルがテナント誘致に全力を挙げた交渉を行ってきています。しかし、残念ながら本契約には至っていません。今

回の教訓を生かし、活性化を願う市民の期待に真にこたえるためにも、公共での活用がどうしても必要な場合にも安易に健康コミュニティプラザ事業の若干の手直しをするだけということではなく、地下、1階、2階の空きスペースへのテナントの決定とその効果を見きわめた上で慎重に検討すべきと考えます。

以上を述べまして討論とします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第3 議案第11号 平成15年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議 長 日程第3、議案第11号 平成15年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第11号についてご説明させていただきます。

今回の平成15年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、主な補正の内容といたしましては、医療費の増ということで過不足を生じましたので、補正となったところでございます。

第1条で、歳入歳出予算の補正でございますが、総額に歳入歳出それぞれ1億9,231万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億152万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正につきましては、第1表によるところでございます。

第2条で、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、第2表によるところでございます。

2ページ、3ページは、歳入歳出予算補正でございますが、8ページ以降でご説明させていただきます。まず、5ページをお開き願いたいと思います。第2表、地方債でございますが、広域化等支援基金貸付金でございますが、これにつきましては国民健康保険財政の自立、安定的な運営ができるよう都道府県が支援するものでございまして、具体的には給付費の増、税收の停滞等によりまして会計の収支不足で赤字が見込まれる保険者に不足額の4分の3以内で借り入れが行える制度でございまして、今回貸付金額につきましては5,334万7,000円でございまして、貸付利率

につきましては記載のとおり無利子でございます。償還の方法でございますが、北海道国民健康保険広域化等支援基金管理運営要綱に基づくものでございまして、償還期間は5年でございますが、実質償還される年限につきましては、17年、18年、19年となるところでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。歳出でございますが、1款1項1目一般管理費で872万2,000円の減額補正でございますが、これにつきましては給与等に要する経費の減でございますが、1点目は給与改定また人事異動によります差等による給与等の減でございます。もう一点につきましては、パート職員がおられますが、雇用期間の縮減を図ったものでございます。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付金5,465万1,000円の補正、さらに2目退職被保険者等療養給付費3,726万7,000円の補正でございますが、いずれも医療費の増が見込まれるものでございます。一般被保険者の療養の給付に要する経費でございますが、これにつきましては対前年比1.08倍の伸び、さらに退職被保険者等の療養の給付に要する経費につきましては、対前年比1.06倍の伸びと見込まれるものでございます。

次に、2項2目退職被保険者等高額療養費の1,218万円の補正でございますが、これにつきましては退職被保険者等の高額療養費の増が見込まれるものでございます。

3款1項1目老人保健医療費拠出金3,007万3,000円の補正でございますが、これにつきましては平成14年10月の制度改正におきまして70歳から75歳の年齢スライド、公費負担割合の改正によりまして、当初11.3パーセントの減で積算いたしましたところでございますが、医療費の増が見込まれることによりまして拠出金の増となりまして、平成15年度の概算老人拠出金が確定されたものによりましての補正でございます。

次ページをお開き願いたいと思います。4款1項1目介護納付金717万5,000円の補正でございますが、これはご案内のとおり介護納付金につきましては40歳から65歳の2号被保険者の納付金でございますが、介護納付金の単価アップによりまして増額となったところでございますし、平成15年度の概算納付金が確定されたものでございます。

5款1項1目高額医療費の拠出金1,815万9,000円の減額補正でございますが、高額医療費共同事業につきましては、平成15年度より80万から70万に制度拡充がされましたところでございますが、当初国保連合会で積算されました拠出金より実質減となったこと、さらに高額医療費共同事業費の拠出金が確定されたものでございます。後ほど歳入でご説明いたしますが、この財源といたしましては国が4分の1、道が4分の1、市が2分の1という財源内訳になっているところでございます。

6款1項1目保健衛生及び疾病予防費でございますが、177万2,000円の減額補正でございますが、健康なまちづくり推進事業に要する経費で、一つは保健師1名の給与改定による減、もう一つは嘱託職員がおられますが、1名途中で退職、それに充てましたパートの賃金並びに1名分のパートにつきましては、他団体で措置したことによる減ということで、賃金及び報酬、給料以下の減額となったところでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。8款1項3目償還金8,327万円の補正でございます

が、一つは一般会計の借入金償還金でございますが、これにつきましては平成14年度国民健康保険特別会計の収支赤字不足額に一般会計より借り入れした分の償還分でございます、7,635万6,000円でございます。もう一点は、国庫支出金償還金691万4,000円でございますが、これにつきましては昨年の6月24日に実施されました国の会計検査におきまして、保健事業に充てていました保健師1名分の人件費が従来より普通交付税に算入されておりました、本事業での調整交付金に経費として算入するのは不适当ということで指摘がございまして、5年間、平成10年から昨年までの国庫補助金で積算されております特別調整交付金の一部過大交付となったことで償還するものでございます。

10款1項1目前年度繰上充用金364万4,000円の減の補正でございますが、これにつきましては平成14年度収支不足額に充当するため繰り上げ充用した経費で確定となったもので減となったところでございます。

以上、補正総額1億9,231万9,000円の補正となり、補正後47億152万7,000円としたいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明したいと思いますので、8ページをお開き願いたいと思います。歳入でございますが、2款1項2目療養給付費等の負担金277万3,000円の補正でございますが、説明欄に記載のとおりでございますが、療養給付費分で1,683万1,000円の減、老人保健医療費拠出金で565万4,000円の増、介護納付金分で287万円の増ということで、差し引き増額見込みとなったところでございます。

3目高額医療費共同事業負担金1,460万4,000円の補正でございますが、これにつきましては歳出でもご説明いたしました、当初共同事業負担金につきましては10分の1ということと、あわせて調整交付金で12分の2ということで計上いたしましたところでございますが、この負担金につきましてはこの目で12分の3、いわゆる4分の1措置されることによる増でございます。歳出でご説明いたしました高額医療費拠出金の減との差で増額見込みとなったところでございます。

3款1項1目療養給付費等交付金9,856万4,000円の補正でございますが、現年度6,357万5,000円につきましては、退職医療費の増によりまして医療費と税収との差のルールによる交付金の増でございます。過年度分の3,498万9,000円につきましては、平成14年度の精算額確定による増でございます。

4款1項1目高額医療費共同事業負担金454万円の減額補正でございますが、これは2款国庫支出金でご説明いたしましたとおりの内容でございますが、歳出の高額医療費拠出金の減によるものでございます。

7款1項1目一般会計繰入金でございますが、ここでちょっと加筆をお願いしたいと思います、口頭で申しわけございませんが、8ページの1節保険基盤安定繰入金の下に2節なのですが、「保険基盤安定繰入金（保険）」となっておりますが、「（保険）」の次に「保険者支援分」ということで加筆をお願いいたします。加筆部分は、「保険」の次に「者支援分」を加筆をお願いいたします。それで、一般会計の繰入金3,121万5,000円の補正でございますが、まず保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）の367万2,000円でございますが、保険税軽減分7割、5割、2割の

対象者増によるルール分の増でございます。

2 節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）84 万 8,000 円でございますが、これにつきましては平成15年度制度新設されたものでございますが、中間所得者層への保険税のしわ寄せの緩和ということで、平均保険税との差を保険者に支援するものでございまして、見込み増となったところでございます。

次ページをお開き願いたいと思いますが、5 節の財政安定化支援事業繰入金でございますが、これにつきましては平成15年度から新設されたものでございますが、国保財政の安定的運営に支援されるものでございまして、地方交付税に算入されるもので、低所得者多数、多くなるということなのですが、それから市内の病床者数の多数、ベッド数が過剰であるかどうかの判断ですが、それと高齢者多数、高齢者が多いか少ないかということで算定されまして、それらが見込み増となったところでございます。

9 款 4 項 1 目他会計借入金でございますが、364 万 4,000 円の減額補正でございますが、これにつきましては平成14年度の収支赤字不足に対する借入金の確定がされましたので、補正をしたいとするものでございます。

11 款 1 項 1 目広域化等支援基金貸付金 5,334 万 7,000 円の補正でございますが、これは前段第2表、地方債でご説明いたしました貸付金でありまして、借り入れ内定がされましたので、新たに今回計上したものでございます。

補正総額1億9,231 万 9,000 円を補正いたしまして、補正後47 億 152 万 7,000 円としたいとするものでございます。

以上、議案第11号 平成15年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。よろしくご審議願いたいと思います。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第4 議案第12号 平成15年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 日程第4、議案第12号 平成15年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。水道部長。

○水道部長 ただいま上程されました議案第12号 平成15年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を説明いたします。

今回の補正予算の概要は、事業費等の確定見込みに伴う整理でございます。歳入歳出予算をそれぞれ3,852万円減額補正するとともに、繰越明許費の設定及び地方債の借り入れ限度額の引き下げであります。

第1条で、歳入歳出それぞれ3,852万円を減額し、予算の総額を23億7,064万4,000円としたいとするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正は、第1表によるところでございます。

第2条で、繰越明許費は、第2表によるところでございます。

第3条で、地方債の変更で、第3表によるところでございます。

歳出から説明いたします。10、11ページをお開き願います。1款1項3目下水道維持費は、事業費の確定見込みに伴う委託料305万1,000円、工事請負費100万円の減額であります。

同じく6目下水道整備事業費は、事業費の確定見込みに伴う委託料1,143万5,000円、工事請負費559万円の減額、負担金補助及び交付金87万4,000円の増額であります。

同じく7目個別排水処理事業費は、当初15基の合併処理浄化槽の設置を予定していたところですが、8基の設置となったことに伴う委託料169万7,000円、工事請負費883万8,000円の減額であります。

2款1項2目利子は、事業費等の確定見込みに伴う341万8,000円の減額であります。

3款1項2目消費税納付金は、事業費等の確定見込みに伴う436万5,000円の減額であります。

以上、歳出合計3,852万円を減額し、補正後23億7,064万4,000円としたいとするものであります。

次に、歳入の説明をいたします。8、9ページをお開き願います。4款1項1目他会計繰入金につきましては、交付税等の確定見込みに伴う一般会計繰入金504万3,000円の減額であります。

5款1項1目繰越金につきましては1,288万5,000円の増額、6款5項1目雑入につきましても5,463万8,000円の増額で、ともに収支の財源調整であります。

7款1項1目下水道事業債につきましては1億100万円の減額で、事業費の確定見込みによる起債対象事業、個別排水処理事業及び平準化債を減額したことによるものであります。

以上、歳入合計3,852万円の減額となり、補正後23億7,064万4,000円となったところであります。

以上で議案第12号の説明といたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第5 議案第13号 平成15年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長 長 日程第5、議案第13号 平成15年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第13号についてご説明させていただきます。平成15年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1項で、総額に歳入歳出それぞれ1億8,841万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ58億1,154万9,000円としたいとするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正につきましては、第1表によるところでございます。

次ページの2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございますが、6ページ以降で説明させていただきます。それでは、歳出からご説明したいと思いますので、8ページをお開き願いたいと思います。歳出でございますが、2款1項1目医療給付費1億8,827万3,000円の補正でございますが、これにつきましては一般会計でも説明があったとおりでございますが、平成15年の3月から12月の診療実績におきましては、外来医療費につきましては減となっておりますが、入院医療費が大幅な伸びが示されておりまして、それら総体的に医療費といたしましては増となったところで補正したいとするものでございます。

4款1項2目償還金13万9,000円の補正でございますが、これは償還金、利子及び割引料ということで償還金でございますが、14年度分の支払基金交付金並びに国庫支出金との精査によりまして、返還金に不足を生じたものでございます。

以上、補正総額1億8,841万2,000円の補正となり、補正後58億1,154万9,000円としたいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前ページ、6ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、1款1項1目医療費交付金1億1,150万9,000円の補正でございますが、これにつきましては医療費の増に伴いまして、歳出で説明したとおり入院の医療費が大幅に伸びたため、今回医療費交付金が増額となったものでございます。

2款1項1目医療費負担金でございますが、5,128万5,000円の補正でございますが、これにつきましては歳出の医療費の増に伴いまして、国庫負担金の増となったところでございます。

3款1項1目医療費負担金1,279万3,000円の補正でございますが、これにつきましては道費交付金の負担金の増となったところでございます。

4款1項1目他会計繰入金1,282万5,000円の補正でございますが、一般会計からの繰入金でございますが、一つは医療費増に伴います市負担金の増、二つ目はレセプト審査手数料等の単費分のはり、きゅう等の手数料の増、さらに一般管理費に係る経費の予算不足という3点の関係で一般会計から繰り入れするものでございます。

補正総額1億8,841万2,000円を補正いたしまして、補正後58億1,154万9,000円としたいとするものでございます。

以上、議案第13号 平成15年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第6 議案第14号 平成15年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）

○議長 長 日程第6、議案第14号 平成15年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第14号 平成15年度滝川市公営住宅事業特別会計補

正予算（第４号）について説明いたします。

今回の補正は、給与改定及び人事異動に伴う人件費の科目変更をするものであります。科目変更をする金額は、第１表、歳出予算補正のとおりとするものであります。

内容についてご説明いたします。６、７ページをお開きください。１款１項１目市営住宅管理費１１３万円の増額、２項１目公営住宅建設費１１３万円を減額し、科目変更するものであります。

なお、３ページの第１表、歳出予算補正、４、５ページの歳入歳出予算事項別明細、８、９、１０ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第１４号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１４号は可決されました。

◎日程第７ 議案第１５号 平成１５年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第５号）

○議 長 日程第７、議案第１５号 平成１５年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第５号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、ただいま上程されました議案第１５号 平成１５年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第５号）についてご説明いたします。

今回の補正は、保険事業勘定におきましては、給与改定等による人件費の減及び介護給付費準備基金への積み立てを、介護サービス事業勘定におきましては特別養護老人ホーム緑寿園浴室増改築事業に剰余が生じたことから補正したいとするものでございます。

第１項において、保険事業勘定の予算に歳入歳出それぞれ４８６万６，０００円を追加し、同勘定の歳入歳出をそれぞれ２１億７，８４２万２，０００円、介護サービス事業勘定の歳入歳出からそれぞれ９６３万円を減額し、同勘定の歳入歳出それぞれ１４億２，３１１万７，０００円としたいとするものでございます。

第２項におきまして、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正は、それぞ

れ第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

最初に、保険事業勘定の歳出からご説明しますので、8、9ページをお開きください。1款1項1目一般管理費591万2,000円の減は、給与改定及び人事異動による人件費の減によるものでございます。

2項1目賦課徴収費77万8,000円の増は、同じく給与改定及び人事異動による人件費の増によるものでございます。

8款1項1目介護給付費準備基金積立金1,000万円の増は、介護給付費準備基金への積み立てをしたいとするものでございます。

以上、486万6,000円を増額し、補正後の歳出合計は21億7,842万2,000円としたいとするものでございます。

歳入についてご説明しますので、6、7ページをお開きください。6款1項1目一般会計繰入金513万4,000円の減、7款1項1目繰越金1,000万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

以上、486万6,000円を増額し、補正後の歳入合計21億7,842万2,000円としたいとするものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明しますので、20、21ページをお開きください。歳出でございますが、2款1項1目施設整備費963万円の減は、特別養護老人ホーム緑寿園浴室増改築事業の入札で剰余が出たことによるものでございます。

補正後の歳出合計14億2,311万7,000円としたいとするものでございます。

歳入についてご説明しますので、18、19ページにお戻りください。8款1項1目介護サービス施設整備寄附金963万円の減は、歳出関連でございます。

補正後の歳入合計14億2,311万7,000円としたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は可決されました。

◎日程第8 議案第16号 平成15年度滝川市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長 日程第8、議案第16号 平成15年度滝川市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。水道部長。

○水道部長 議案第16号 平成15年度滝川市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正の概要ですが、他会計補助金、資産減耗費、企業債償還金を補正するものです。他会計補助金につきましては、高料金対策繰入金が資本費の基準額の引き上げに伴い1,204万8,000円を減額するものであります。資産減耗費については、本年度の配水管整備工事の精算見通しに伴い、その資産価値を除却するため、554万1,000円増額するものです。この費用については、現金の支出を伴いません。企業債償還金については、水道事業の認可変更において富平浄水場が廃止となりましたので、同浄水場建設にかかわる起債借り入れ先である財務省に対して繰上償還を行うべく7,430万7,000円増額するものです。

なお、別の起債借り入れ先である公営企業金融公庫に対しては、平成16年度当初予算にて繰上償還の措置をするものとしております。

内容でございますが、第1条は総則でございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正ですが、1款水道事業収益で他会計補助金を1,204万8,000円減額し、補正後13億2,452万7,000円に、2項営業外収益では同額を減額し、補正後1億8,489万1,000円としたいとするものです。

1款水道事業費用で資産減耗費を554万1,000円増額し、補正後12億8,150万3,000円に、1項営業費用では同額を増額し、補正後10億7,093万4,000円としたいとするものでございます。

第3条、資本的支出の補正ですが、予算第4条中の3億9,382万1,000円を4億6,812万8,000円にというのは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を改めるものです。3億5,282万7,000円、当年度分損益勘定留保資金3,564万9,000円を4億6,278万3,000円にというのは、過年度分損益勘定留保資金を改め、当年度分損益勘定留保資金を除くものであります。

1款資本的支出で7,430万7,000円を増額し、補正後4億9,367万8,000円に、2項企業債償還金で同額を増額し、補正後3億588万8,000円としたいとするものでございます。

第4条、他会計からの補助金の補正ですが、補助金の総額1億9,588万4,000円を1億8,383万6,000円に改めたいとするものです。

以下、補正予算実施計画、資金計画、予定貸借対照表、補正の明細書を所定の様式で記載してありますので、お目通しをいただきたいと存じます。

以上で議案第16号の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は可決されました。

◎日程第9 議案第17号 滝川市部設置条例等の一部を改正する条例

○議長 長 日程第9 議案第17号 滝川市部設置条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案の理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第17号 滝川市部設置条例等の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

今回の改正は、組織機構の改善及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する4本の条例を改正したいとする内容でございます。

参考資料の新旧対照表をお開き願いたいと存じます。第1条関係でございますが、滝川市部設置条例の一部の改正でございます。第1条と第2条をあわせて第1条とし、部の設置及び事務分掌について定めたいとするものであり、組織機構の改正により建設部と水道部を統合し、建設水道部としたいとするものです。また、地方自治法の一部改正に伴い、部の事務分掌を条例で定めることとなったための改正でございます。第1号、総務部から第5号、建設水道部までの5部を置き、それぞれの部の事務分掌を定めたいとするものでございます。

なお、各部の事務分掌は記載のとおりでございますが、建設水道部の水道事業に関する事務分掌については水道事業の設置等に関する条例で別に定めております。

第3条につきましては、第2条とし、文言の整理をしたいとするものでございます。

次に、第2条関係、職員定数条例の一部改正でございます。第3条第1号ウの水道部（下水道課を除く。）の職員を部の統合に伴う名称変更のため水道企業職員としたいとするものでございます。

次に、第3条関係、滝川市都市計画審議会条例の一部改正でございます。第2条及び第9条は、

文言整理でございます。

第8条につきましては、建設部計画課の部及び課の名称変更に伴い、建設水道部都市計画課に改正したいとするものでございます。

次に、第4条関係、滝川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。第3条第2項中、水道部を部の名称変更に伴い、建設水道部に改正したいとするものでございます。

附則でございますが、この改正につきましては平成16年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は可決されました。

◎日程第10 議案第18号 滝川市行政手続条例等の一部を改正する条例

○議長 長 日程第10、議案第18号 滝川市行政手続条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第18号 滝川市行政手続条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正は、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律において、地方公務員法及び地方公営企業労働関係法が改正され、施行されたことに伴う改正であります。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、第1条の滝川市行政手続条例の一部改正でありますが、地方公務員法から引用している条にずれが生じたことによる改正であります。

次に、第2条の滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び第3条の公益法人等への滝川市職員の派遣等に関する条例の一部改正でありますが、これは法律の名称が地方公営企業労働関係法から地方公営企業等の労働関係に関する法律に改正されたこと及び法律から引用してい

る条項にずれが生じたことによる文言の整備でございます。

附則として、平成１６年４月１日から施行したいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１８号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１８号は可決されました。

◎日程第１１ 議案第２０号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第１１、議案第２０号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第２０号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律及び地方公務員災害補償法施行規則
の一部を改正する省令の一部の施行に伴い、改正したいとする内容でございます。

参考資料の新旧対照表をお開き願いたいと存じます。今回の改正で目次を新たに設けたいとする
ものでございます。第３条、第５条、第１３条、第１４条、第１８条、第１９条、第２０条、第２
２条及び第２２条の２については文言の整理でございます。

第２４条につきましては、罰金の額を法の改正に伴い、１０万円以下から２０万円以下にしたい
とするものでございます。

別表第１、備考の規定につきましては、地方公務員災害補償法施行規則の別表第１を別表第２に
改正されたことに伴い、改正したいとするものでございます。

附則でございますが、この改正につきましては公布の日から施行したいとするものでございます。

また、条例の施行前にした行為に対する罰則の適用について経過措置を定めたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は可決されました。

◎日程第12 議案第27号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第12、議案第27号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部参事。

○市民生活部参事 それでは、ただいま上程をされました議案第27号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この改正は、昨年6月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正をされまして、既に施行されておりますが、滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の中に法律の引用条項がありますことから改正したいとするものであります。

条例第27条第1項中、第4項を第6項に、法第7条第2項若しくは第5項を同条第2項若しくは第7項にそれぞれ改正したいとするものであります。

以上をもちまして、議案第27号の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第２７号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第２７号は可決されました。

◎日程第１３ 議案第３１号 教育委員会委員の任命について

○議 長 日程第１３、議案第３１号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第３１号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明をさせていただきます。

その前に、記の下に中山公子氏の氏名をご記入賜りたいと存じます。

滝川市教育委員会委員、中山公子氏につきましては、平成１６年５月２３日で任期が満了となりますため、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により同意を求めるものでございます。

なお、中山公子氏の略歴は、お手元に配付のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第３１号を採決いたします。
本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第１４ 議案第３２号 公平委員会委員の選任について

○議 長 日程第１４、議案第３２号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第32号 公平委員会委員の選任について提案理由を説明をさせていただきます。

その前に、記の下に小出孝氏の氏名をご記入賜りたいと存じます。

滝川市ほか5組合公平委員会委員、川畑巖氏が平成16年3月31日で任期満了となりますため、後任として小出孝氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定により同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴は、お手元に配付させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第15 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 長 日程第15、議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を説明をさせていただきます。

記の下に好川章氏の氏名をご記入賜りたいと存じます。

滝川市固定資産評価審査委員会委員、高谷富士雄氏につきましては、平成16年6月14日で任期が満了となりますため、後任として好川章氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものでございます。

なお、好川氏の略歴は、お手元に配付のとおりでございます。

よろしく同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第16 議案第34号 市道路線の認定及び廃止について

○議長 長 日程第16、議案第34号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第34号 市道路線の認定及び廃止につきましてご説明申し上げます。参考資料の図面とあわせてごらんいただきたいと思います。

廃止する路線の整理番号1107番、西4線は、旧熊穴川の河川区域の確定に伴い、これを精査し、新たに整理番号1107番、西4線の路線として起点を江部乙町西1108号線、終点を1級河川石狩川河川敷地として認定したいとするものであります。今回の認定、廃止によりまして、道路台帳での総延長は47万6,171.93メートルとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は可決されました。

◎日程第17 議案第35号 中空知衛生施設組合理約の変更について

○議長 日程第17、議案第35号 中空知衛生施設組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部参事。

○市民生活部参事 それでは、ただいま上程をされました議案第35号 中空知衛生施設組合理約の変更についての説明をさせていただきます。

これは、地方自治法第286条第2項の規定に基づきまして、中空知衛生施設組合理約を変更したいとするものでありますが、主な変更内容につきましては、まず第1にこれまで滝川市、新十津川町、雨竜町で共同処理をしていました火葬事務に新たに赤平市が参画すること、第2に廃棄物処理に関する事務を明文化するとともに、動物用小型焼却施設を設置、運営すること、第3に組合事務所の位置を変更すること、第4に火葬場及び動物用小型焼却施設に関する負担金の負担割合を変更及び新設することであります。

それでは、参考資料であります新旧対照表で説明させていただきますので、お開きをお願いいたします。まず、規約第3条、共同処理する事務であります、これまで火葬場施設とし尿処理施設の設置及び運営に関する事務と一括しておりました事務を、改正後はそれぞれ火葬場とし尿処理に分けた上で、火葬場の設置及び運営に関する事務に赤平市を加えたものでございます。さらに、これまでごみ処理施設の設置及び運営に関する事務としておりましたものを改正後は廃棄物の中間処理に関する事務とし、中間処理に関する事務が厚生省から組合側に移行していることを明文化したところでございます。

次に、第4条におきまして、組合事務所をこれまで滝川市役所内としていましたものをリサイクルの稼働を踏まえ、滝川市東滝川760番地1に移したものであります。

なお、第3条におきまして、ごみ処理施設の規定がなくなりましたことから、附則第2項におきましてごみ処理施設を別表4の項に掲げる施設として位置づけ直したところでございます。

次に、別表2の項の第1号におきまして、火葬場施設の建設に係る費用の負担割合を滝川市につきましては74.0パーセントから58.3パーセントに、新十津川町につきましては18.0パーセントから14.2パーセントに、雨竜町につきましては8.0パーセントから6.3パーセントにそれぞれ変更し、赤平市につきましては21.2パーセントとしたいとするものであります。これは、平成12年度の国勢調査人口をもとに2市2町の人口比率から赤平市の負担割合を21.2パーセントとした上で、残りの78.2パーセントにつきまして1市2町の従来の負担割合に乗じた結果得られたものであります。

同じく第2号におきまして、火葬場施設の運営に係る費用を赤平市も含めた前年実績により算出することとしております。

次に、別表第4の項におきましては、第1号では内容に変わりはありません。改正後の第2号及び第5号では、これまでの生ごみ処理施設を除くごみ処理施設という表現を中継施設及びリサイクル施設に改めたいとするものであります。

また、新たに第3号におきまして、滝川市、赤平市、新十津川町、雨竜町の2市2町で動物用小型焼却施設の整備を行うために均等割10パーセント、人口割90パーセントという割合でその設置に係る費用を負担するというものであり、同じく新たに第7号におきましてその運営に係る費用を利用実績割で負担するというものであります。

改正後の第4号及び第6号は、内容は変わらずにそれぞれ号が繰り下がったものでございます。

なお、備考第3項におきまして、負担割合の人口割は平成12年度の国勢調査人口をもとに算出することとしております。

また、附則におきまして、第1項でこの規約の施行日を北海道知事の許可のあった日からすることとしておりますが、第3条の表の改正規定のうち、火葬場に関する部分につきましては平成16年7月1日から、廃棄物の中間処理に関する部分及び別表4の項の動物用小型焼却施設等の改正部分につきましては平成16年10月1日から施行したいとするものであります。

附則第2項、第3項は、火葬場の運営に係る費用のうち、16年度及び17年度におきます赤平市の負担に係る経過措置を設けたものでございます。

また、16年度は15年度の赤平市火葬場における実績を、17年度は16年6月までの赤平市の実績と7月から12月までの組合での利用実績を合算したものをもちまして赤平市の実績としたものでございます。

以上をもちまして、議案第35号 中空知衛生施設組合規約の変更についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 それでは、何点かにわたりまして質疑したいと思います。

まず、お伺いしたいのが、この動物用小型焼却施設に全体としてどれだけの設置費用がかかるのかお示し願いたいと思います。また、そのうちの滝川市の負担分についてもお聞きいたします。

次に、先日の厚生常任委員会でも質疑などがあったのですが、その中で簗内委員から赤平市が参入することによる滝の川斎苑の火葬業務増加に対応できるかという質疑に対して、1日の件数は5件が最高で、臨時職員を増員することで十分対応できると、こういう答弁をしております。しかし、友引の次の日など込んでいるときには、繰り上げ法要などの諸事情により遅い時間の火葬が難しい場合、砂川市など他市で火葬を行わなければなりません。そこで、年間どれだけ時間的な都合などで他市で火葬されたのか、また今後の予想はどれだけ見えるのか伺います。

次に、地域の理解という点でお伺いいたします。今まで人間を火葬してきた施設が今後ごみとして保健所で処分された犬や道路上などで死んだ犬、猫、キツネなど、小動物を焼却することとなると複雑な心境を持つ方もいらっしゃるのではないかと思います。また、赤平市の火葬場は霊園に併設されております。そこで、地域への説明など行い、かつ理解が得られたのか、また霊園へ墓参さ

れる方への配慮はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、火葬場がこれまでに比べまして、8キロということですが、遠くなるということになる赤平市民に対して説明はされているのかお伺いいたします。

以上であります。

○議長 長 答弁を求めます。参事。

○市民生活部参事 それでは、酒井議員の質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、第1点目でございますが、動物用小型焼却施設の整備に関する費用であります。今組合の方で検討をしておりますことから、詳細については決まっていない部分もあるというふうに聞いておりますが、おおよそのところにつきましては、およそ3,500万円程度というふうな金額を聞いてございます。今後改めて施設整備が決まりました段階で、それぞれの組合での費用の補正等が行われますことから、それぞれの構成市町への負担の申し出があるというふうに考えてございます。

また、仮に3,500万円程度で試算をいたしますと、滝川市分でどれぐらいになるかといいますと、今のところ地域政策補助金というふうな考えがございますので、それらによって変わってくるということもございますので、確定しているわけではございませんが、仮に3,500万円程度であれば、今の割合では1,300万円程度というふうな負担割合ではないかというふうなことを見込まれてございます。

それから、2点目の火葬場に赤平市が参入した場合の利便性の問題についてのご質疑がございました。今のところ、仮に組合の方で検討をしている内容でございますので、市としてどうこうという立場ではないかと思いますが、聞いております内容から申しますと、今専任の職員が1人いると。その方が4基の炉を運営をしているという実態があると。それで、今のところ1日でも最高5件程度は1の方が対応することでこなせてきているというふうな状態でありまして、特段不便が生じているわけではないということでございます。仮に赤平市が参入をいたしますと、今の組合での年間の火葬件数550件が200件程度ふえるということですから、その辺の割合につきまして5件ある日が率的にはきわめてわずかと。ほとんど90パーセント以上は2件、3件というふうな割合になってございますので、問題としては生じないだろうと思いますが、今のところ組合の方の考えでは、新たに嘱託職員を1人配置をしてその運営に当たりたいというふうな計画であるということも一応聞いてございます。いずれにしても、若干の不便、時間的な問題はあるかもしれませんが、特段の問題は起こらないというふうなことを聞いております。

それから、3点目でございますが、赤平市の問題でございますので、どのような対応をしているかについては私どもの方で承知をしているわけではございませんが、この規約改正、変更につきましては、当然3市2町のそれぞれの議会での議決が必要となります。そうしたことから、赤平市におきましても十分その辺のことについてはご判断いただいた上での合意事項であるというふうに考えておりますので、その点についてはいただいているというふうに考えてございます。

また、当然施設の稼働に当たりましては、そういう赤平市の墓地の参拝者の方への問題とか、さまざまな問題が出てくるのが考えられますので、今後そうしたものをどういうふうに効果的な運

営ができるのかということを組合内部、あるいはまた構成市町の担当者レベルで協議されていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。酒井議員。

○酒井議員 それでは、再質疑させていただきたいと思います。

まず1点目の質疑で、およそ3, 500万円程度と聞いていると、こうしたご答弁がございましたが、これは赤平市から火葬場を中空知衛生施設組合が購入するというふうに聞いていますが、この金額についてお示し願いたいと思います。

それから、2点目ですが、火葬業務増加ということに十分対応できると、この前と同じ答弁でございました。しかし、お伺いしているのは時間的な都合、例えば私が聞いているのは1日に8件まで対応できると、そのうちの5件が最高で、5件というのも数パーセントにすぎないことであることなのですが、そうではなくて時間的に遅い時間になったりする場合には、社会的にお坊さんなどは繰り上げ法要なんかがある場合には、遅い時間でやるというふうにはならないだろうと。そういう場合には、必然的に他市の方に行かざるを得ないということがあるのではないかと思います。こういったことについて、もしつかんでいることがあればお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部参事。

○市民生活部参事 それでは、酒井議員の再質疑にお答えをいたします。

赤平市から購入をするということでございまして、確かにご指摘のとおり赤平市の火葬場を転用したものを、一たん廃止をされるということを聞いておりますので、廃止されたその火葬場を転用して動物用小型焼却施設として利用するという計画になってございます。そういうことから、火葬場を資産としての組合での購入という問題が出てまいりまして、今のところ資産評価のやりようは幾つかの方法があるかと思いますが、おおむね2, 800万円程度というふうな金額をめどとして協議をされているということを聞いておりますので、そういう2, 800万円がベースになりまして関連した附帯施設費用が別途発生をするということで、先ほど申しました3, 500万円、一説によりますと計算をしますと400万円という数字もございます。そういうふうな数字で推移をするというふうに考えてございます。

それから、火葬場の利用のことでございますが、今のところの組合の利用実態としては、先ほども説明しましたとおり、5件発生をした場合でも対応はできている。それは、4基ございますから、それを職員1人でなかなかうまく回すことが時間的に難しいというふうなこともあったのかと思いますので、先ほど申しましたような嘱託職員の増員でそういう対応、時間的な不便が出ないようなことを今後考えていけるのではないかというふうに思っております。いずれにしても、組合の方でその辺のことについて、今までと全く変わらないような対応ができるかどうかについては定かではございませんが、問題なくできると、それから若干の不便は生じても対応は可能であるというふうな考えでございまして、そういうことを聞いておりますので、その点についてぜひご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。

ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第 35 号 中空知衛生施設組合規約の変更について、反対の立場で討論を行います。

まず、前段で申し上げたいのが、現在広域行政の本格的な前進が求められていることについては、全く異論はございません。規約改正の理由として、赤平市が組合の火葬事務に参入するためと、また廃止する火葬場を動物用小型焼却施設として利用して、ごみとしての死んだ動物の処理を行うためとしていますが、今後赤平市が参入することにより滝の川斉苑の火葬業務が増加します。現在 550 件、赤平市が 217 件、約 770 件で想定されとじています。1 日の件数は 5 件が最高で、臨時職員をふやすことで十分対応できるとしてはいますが、諸事情により遅い時間の火葬が難しい場合、他市の火葬場に行かなければならないことが増加し、市民サービスが低下することが懸念されます。

しかし、日本共産党はこれだけの理由をもって反対するものではございません。問題は、廃止された赤平市葬祭場が動物用小型施設として利用されることです。併設されている霊園の墓参者の感情は、複雑なものがあるのではないのでしょうか。霊園とニオイヒバで視界は遮断されている、週 2 回程度の稼働で墓参時期には焼却しないなど配慮する、このように聞いております。しかし、赤平市葬祭場廃止だけではなく、動物のごみ処理場となることに対して、私どもが赤平市民に行った聞き取り調査では、赤平市葬祭場廃止は知っていても動物のごみ処理場となっていることを知っている方はだれ一人おりませんでした。

本議案は、赤平市の財政難から火葬場の広域運営に参入したいとするものには理解できるものです。しかし、滝の川斉苑の火葬業務が増加し、市民サービスが低下する可能性が懸念されること、また人間が火葬されていた施設を動物のごみ処理場に使用するという社会通年上議論がある問題について、赤平市民へ十分な周知がされていないこと、以上の理由から本議案には賛成できません。

以上を述べまして、議案第 35 号の反対討論とします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 35 号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第35号は可決されました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月6日から3月14日までの9日間を休会といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月14日までの9日間休会することと決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時03分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成16年第1回滝川市議会定例会（第12日目）

平成16年 3月15日（月）

午前 9時59分 開 議

午後 4時21分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成16年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○出席議員 （22名）

1 番	本 間 保 昭 君	2 番	山 腰 修 司 君
3 番	三 上 裕 久 君	4 番	久 保 幹 雄 君
5 番	大 谷 久美子 君	6 番	石 田 昇 君
7 番	渡 辺 精 郎 君	8 番	清 水 雅 人 君
9 番	大 累 泰 幸 君	10 番	田 中 敏 男 君
11 番	堀 田 建 司 君	12 番	中 田 翼 君
13 番	谷 口 昭 君	14 番	山 木 昇 君
15 番	酒 井 隆 裕 君	16 番	窪之内 美知代 君
17 番	東 秀 雄 君	18 番	田 村 勇 君
19 番	藪 内 英 之 君	20 番	井 上 正 雄 君
21 番	水 口 典 一 君	22 番	坂 下 薫 君

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	中 文 雄 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	総 務 部 長	末 松 静 夫 君
総 務 部 次 長	菅 浄 実 君	市民生活部長	鈴木 四 君
市民生活部参事	川 嶋 幸 治 君	保健福祉部長	池 田 亨 君
経 済 部 長	大 竹 敏 章 君	建 設 部 長	香 川 弘 光 君
水 道 部 長	深 澤 克 也 君	教 育 部 長	谷田部 篤 君
監 査 事 務 局 長	秋 元 孝 雄 君	病院事務部長	門 山 伸 夫 君
総 務 課 長	東 照 明 君	財 政 課 長	高 橋 賢 司 君
企 画 課 長	中 嶋 康 雄 君	秘 書 課 長	若 山 重 樹 君

○本会議事務従事者

事務局 長 福田正己君
係 長 中川祐介君

次
主

長 尾崎文江君
査 鈴木靖子君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、全員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において田村議員、藪内議員を指名いたします。

◎日程第2 平成16年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○議長 長 日程第2、これより平成16年度市政執行方針及び予算大綱並びに教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

質問は、配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。質問の時間は、再質問を含めて45分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようにお願いいたします。

堀田議員の発言を許します。堀田議員。

○堀田議員 おはようございます。新政会を代表し、平成16年度の市政執行方針並びに教育行政執行方針につきまして代表質問いたします。

田村市長におきましては、就任後約11カ月が終えようとしております。40年ぶりの地元出身市長として、市民の期待も非常に大きいわけであります。滝川の将来を決める市町村合併、また駅周辺整備事業、そらぶちキッズ・キャンプ構想等々、市民の関心や期待は高いものと思われます。一方、財政面を見ると一般財源の減収、交付税の大幅な減額により大胆な行財政改革を敢行しても基金を取り崩さなければならないなど厳しい予算編成と考えます。しかし、市民サービスの低下は許されません。

では、通告の順に従いまして質問いたしますので、明快な答弁を期待します。

◎1、市長の基本姿勢

1、滝川市の自立について

2、合併問題

まず、市長の基本姿勢、滝川市の自立についてであります。行財政改革基本方針及び財政健全化計画の積極的な推進により、当市が自立的に運営できるとお考えになっているか伺います。当市は、現在4市2町の合併協議会に参加し、協議の第一歩を踏み出したばかりであり、その成否は予測できません。合併協議が調わない場合、当然自立を選ばなければなりません。全道212市町村の中で、規模的に上位に入る当市が自立できないとすれば、北海道の自治体はどのようなのでしょうか。交付税の将来の憶測を含め、国の財源移譲が不明瞭であり、当面は市税等の自由財

源の伸びも期待できない状態の中で、市民の理解を得ながら継続的に行政を進める以外、方法はないと思われます。市長は、5カ年計画を提示している以上、自立に確信を持っていると思われますが、当市の自立的な運営について市長の認識を伺います。

2番目といたしまして、財源確保についてです。合併が提起されてから国の財源カットは極めて強制的であり、地方自治体の自主性から見ていかなるものかと思われる状態にあります。しかし、当市の自立に当たって、健全化計画において超過課税の採用や使用料、手数料の改定も視野に入っております。しかし、財務省において制限税率の設定をほのめかしている状態でもあります。当然市長会等におきましても財源確保の要請はされていると思いますが、自立に当たって財源に対する考えを伺います。

次に、市民既得権の引き下げについて、市民の理解を求める対応についてをお尋ねします。財政改革における補助金、負担金、交付金等の見直しは、市民や団体からの抵抗が相当強いと思われます。本年度から本格化する中で、市民の理解をどのように求めていくか、市長の姿勢を伺います。

次に、合併問題。1番といたしまして、合併に対する住民意思はどのような形で問うか（住民投票も含めて）。合併協議会は、極めて短期間の対応であり、市民生活に直接かかわるような問題を市民にまとまった形で説明するのは、他の構成市町の利害もあり、予定されるタイムリミットぎりぎりになると思われます。したがって、協議会会場の公開や協議結果の広報紙への掲載、団体代表への会議をもっても十分な市民周知は困難と思われます。住民投票の可否などを含め、市民意識の確認の手法について検討すべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

2番目といたしまして、広域行政の推進に当たり、合併協議会に参加していない自治体との協議はどのようなかです。消防、衛生組合、ごみ処理、介護、国保など事務組合は多くありますが、合併した場合、非常に複雑な形となります。いずれも合併協議会で検討されると思いますが、現状でどのような認識をしているか、市長の見解を伺います。

合併協議会の討議で地域利害が対立した場合、当市の対応はどのようなか。合併協議会では、地域利害の主張を避けると申し合わせがあるようですが、今後建設計画の討議の中で合併特例債の適用、設置、配置等の問題などで地域間対立が生じることも予想されます。当市が会長市の立場から、調整と合併推進のための譲歩を続ければ、市民感情は合併反対に傾く可能性もあります。ある市町では、財政状態もよくなく、高齢化が進んでおり、長い目で見れば改善の可能性はあるものの、飛躍的な発展は期待できないと考える市民も多いと予想されます。この点について、可能な範囲で市長の考えを伺います。

◎2、財政問題

・入湯税の賦課について

次に、財政問題です。入湯税の賦課について。市長は、ふれ愛の里の料金設定に許可権を持っていると伺います。この税は、利用者負担を求めずに、グリーンズに課税されることですが、前期決算では黒字になっているものの、1,000万円余りの新たな負担が経営悪化につながると思います。現に創業のときの貸付金については、計画どおり返済されておりません。この状態のもと

では、むしろ通常経営の中で返済を求める方策もあると思います。借入金の返済については、課税上の問題や年間定期券等の関係もありますが、課税に至る背景及び市の立場で貸付金返還のおくれや経営悪化による新たな貸付金の増加につながらないか、市長にお伺いいたします。

◎ 3、商業振興

- 1、駅周辺整備について
- 2、地場産業の育成
- 3、ミニ馬券売場について

商業振興、駅周辺整備事業についてをお伺いいたします。駅周辺整備事業については、まちづくり懇談会、また協議会からいろいろな要望、意見が数多く出されています。さきの常任委員会においても、結論が先送りになっている状態でございます。特に自由通路に対して、費用対効果があるのかが疑問です。駅前、駅西と分けて考えることはできないのか。市民からは、駅前再開発ビルに早くテナントを決定することや五十嵐倉庫前に関連する無料駐車場の整備などが望まれております。これらの進捗状態についてもお伺いをいたします。

地場産業の育成、魅力ある商店街の振興のための個別企業の自立です。駅前銀座商店街は、シャッターがおりた商店が目立っております。駅開発ビルにも関連する話ですが、にぎわいのある商店街にするためには個性のある店、個別企業の自助努力が必要と思われますが、市長の考えを伺います。

次に、ミニ馬券売場についてです。昨年5月に開設されたミニ馬券売り場は、非常に盛況と聞いております。道内に5カ所あるミニ馬券売り場は、昨年の売り上げは合わせて14億5,000万と聞いております。滝川市への経済効果はどの程度あるのか、調査しているのであれば伺います。

◎ 4、農業行政

- 1、米政策改革大綱
- 2、地産地消について
- 3、優良田園住宅について

農業行政、米政策改革大綱について。ことしの4月から米政策改革が本格的に始まります。米をめぐる情勢は、需要の減少、生産調整の強化、担い手の高齢化など、まさに厳しい状態にあると言わざるを得ません。米政策改革大綱は、このような状態を打開し、水田農家の未来を切り開くため、消費者重視、市場重視の米づくりの本来あるべき姿を目指すものとされています。この大綱に基づき、国からは生産調整に左右されない産地づくりのための交付金が支払われますが、平成15年度の助成金6億2,900万円に対し、16年度、ことしは36パーセント減の4億5,000万円しか交付されません。実に2億2,400万の激減です。あわせて、F T Aの拡大も予想されています。農業経営者の死活問題であると考えますが、農業所得の確保に向けて市長の考えをお伺いいたします。

②といたしまして、担い手農家の育成。滝川市における遊休農地は、既に40ヘクタールを超え

たと聞いております。農業者の高齢化が進み、平均年齢が61歳であると言われております。一方、新規就農者は昨年6名、ここ数年は四、五名程度です。今後若手農業者が夢と希望を持てる農業が進められるよう、指導、育成を図ってほしいと思います。担い手農家育成対策についてもお尋ねいたします。

次に、振興作物助成です。滝川市は、JAたきかわとともに、トマト、花卉などの栽培用のハウスの助成を実施しています。これらの作物は、米の所得を補うものとして、ここ数年販売額も増加しており、複合経営の推進に一定の成果が発揮されているものであります。このハウス助成は、昨年が最終年と聞いておりますが、水田農業ビジョンにおいて、振興作物への考えとあわせて、今後の振興策について市長の考えをお伺いいたします。

地産地消について。地産地消の推進については、生産者、消費者の連携、協力体制が必要と考えます。昨年、駅前商店街や銀座商店街のイベントとして、地元農産物などの夕市や朝市、また直売所が開設されました。今後とも行政とタイアップをさらに強力に進めていくことは、農業、商店街の活性化に必要なことと考えます。市政執行方針に掲げた協議会の具体的な構想についてお伺いいたします。

5番目といたしまして、農業者の農産物の販売、出荷の誘導についてです。現在ふれ愛の里や道の駅たきかわで農産物の直売所、また商店街の協力もあり、生産者、消費者、流通関係者とが一体となり、農産物の出荷、販売を行っております。これらに対する今後の支援策についてお伺いいたします。

次に、優良田園住宅についてです。優良田園住宅促進に関する法律が施行され、はや5年が経過しました。当市でも農業振興策の一環として、平成13年に総合計画を作成し、協議会が設置されました。また、3カ所で期成会も発足しております。アンケート調査等も実施し、市民の関心は高まっていると思います。現在どのように進行しているのか、また具体的な候補地は絞られたのか、今後の支援策についてもお伺いいたします。

◎5、公営住宅

1、5丁目団地跡地について

2、公住の改築について

公営住宅、5丁目団地跡地について質問いたします。みずほ団地、見晴団地は、既に建てかえが完了し、本年度は江陵団地建てかえの設計に着手し、来年度から建設予定と説明を受けております。5丁目団地のうち、道営住宅は既に取り壊しが終わり、これから市営住宅の解体もされる予定と思われます。更地になる広大な住宅跡地を今後どのような形で活用するかをお伺いいたします。

次に、公住浴槽のバリアフリー化についてです。高齢化が進む中、10年以上前に建設された公営住宅、公団住宅の浴槽が高く、入浴時非常に不便だとの話を聞いております。現在当市には、このような浴槽が約800個あると伺っていますが、簡単な改良により改善ができるのであれば、浴槽の段差を解消することにより、より楽に入浴できると思われます。入居住民のアンケート調査などを実施し、市としての今後の対応を伺います。

◎ 6、福祉行政

・福祉バスの運行について

福祉行政、福祉バスの運行についてです。ふれ愛の里へ月 2 回程度のバス運行が可能かどうかお聞きいたします。ふれ愛の里は、入浴者など利用客は年々順調に利用されております。市民から要望の多かった打たせ湯も 2 年間休止していましたが、5 月に再開する予定と聞いております。現在ふれ愛の里のバスは、滝川ターミナルから国道 12 号線、1 丁目経由で運行されています。乗車率は、非常に低いのではないかと思います。ふれ愛の里では、特に江部乙、滝の川、東滝川の住民の方々の利用客が非常に少なく思われます。高齢者の福祉、健康のためにも月 2 回程度のこれらの地域に当施設のバスを無料運行してはいかがかと思います。市長の考えをお伺いいたします。

◎ 7、教育行政

- 1、学校と地域の連携について
- 2、学力向上への方策について
- 3、学校の選択制の導入について
- 4、小中学校卒業式等の運営
- 5、不登校問題について
- 6、公立幼稚園のあり方について

教育行政、6 項目について質問をいたします。学校と地域の連携について。市長は、方針に示されているとおり、地域学校評価を重視していますが、教育委員会発行の「ふれあい通信」などにもあるように、学校が地域と密着し、家庭との連絡を密にするように、開かれた学校をさらに推し進めてほしいと願っています。取り組みの現況と今後の展望についてもお伺いいたします。また、学校評議員制度の活用実態と成果についてもお伺いします。

学力向上への方策について。最近小学生の学力低下が大きな話題となっております。国においてもいろいろ論議されておりますが、教育長はどのような認識を持っているのでしょうか。また、週 5 日制の学力に対する影響や今後の学力向上に向けての方策についてもお伺いします。

次に、学校選択制の導入について。最近道内でも義務教育における学校選択について検討されており、近隣では岩見沢市や江別市の動きが報道されています。少子化が進む中、当市ではまだそこまで至らないまでも、小中学校の適正規模の問題が起きてくると思われます。最近父母の中から、あの中学校には通わせたくないというような言葉を耳にすることがありました。大変気になります。原因はわかりませんが、やはり各学校の教育努力を求める意味で選択制が必要なのかかもしれません。信頼される学校づくりの観点からも、このことについて教育委員会として検討されているかお伺いいたします。

小中学校の卒業式の運営についてお伺いいたします。最近の卒業式は、卒業生、在校生が先生の指導のもとに一致団結し、バラエティーに富んだすばらしい式典と思われます。しかし、残念なことに国歌斉唱時には、教師は一斉に着席するといった状態が続いております。教育的に生徒たちへ

悪影響はないのか、また今後教師をどのように指導していくか伺います。

不登校問題について。先般東滝川地区育成会と東栄小学校の共催で地域の方々、教師、保護者が参加し、懇談会が開催されました。地元警察からの指導を受けるなど、年々ふえ続けている少年非行や小中学生の不登校について、同校校区内が一丸となって対策をとっていると聞きました。市としても市内7校ある小学校に、育成会や学校を通じて同様の取り組みを指導してはいかがかと思われます。不登校問題に対する今後の取り組みもお伺いいたします。

公立幼稚園のあり方についてです。保育所総合施設と幼稚園との問題です。方針では、保育所統合のため、厚生省指導のもとに新しい施設の建設が検討されています。しかし、常任委員会等では、幼稚園機能もあわせているといったような説明もあり、私立幼稚園からも要請が出ておりますが、現在幼保は国において分離されております。このことについて、どのような対応をする考えなのかお伺いいたします。

最後になりますが、市長は公立、私立幼稚園のあり方を検討されていますが、少子化が進む現在、私立幼稚園は児童数の減少で経営が厳しくなっていると思われます。そこで、保育所は公営とし、幼稚園は私立に移管することも一つの考えと思いますが、教育長の見解を伺います。

以上をもちまして代表質問を終わらせていただきます。

○議長 堀田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 堀田議員の広範な代表質問に、以下順次お答えをさせていただきます。場合によりましては、所管からの答弁ということもございますので、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

まず、市長の基本姿勢、滝川市の自立についてというご質問でございますけれども、言うまでもなく地方自治体は、住民の福祉の増進とともに、最少の経費で最大の効果を上げるように努めなければならないというふうに法律に定められております。同時に、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することも求められております。したがって、自主的、能率的、効率的に行政を進める目的を持って行財政改革に実は積極的に取り組んでいるところであります。しかし、法律は同時に組織及び運営の合理化、規模の適正化、規模の適正化と申しますと、具体的には市町村合併であり、広域行政の推進であります。そういう組織及び運営の合理化と規模の適正化を図らなくてはならないということにも実は定められているものであります。私は、そういう基本に立って自主的運営に努めていかなければいけない、しかし同時に規模の適正化もあわせて検討をしていく必要があるというふうに思っております。もし自立の道しかないとするならば、それは自立しなくてはならないわけでありまして、現段階において法定協議会において合併の道というものが熱心に議論されているところでありまして、この合併によってよいまちができていくということであれば、その道をとるべきであると。私は、双方の自主的な運営、そして規模の適正化、両方の運営視点に立って十分な検討が必要であるというふうに思っております。

2点目の財源の確保ということでございますが、これもご案内のように市税のピークは平成9年度でありました。決算でいいますと、平成9年度は約52億円の市税でありました。平成16年度予算は42億円であります。この7年間で、平成16年度の見込みと比較いたしますと、約10億円の減少が見込まれております。地方交付税のピークは平成11年度でありました。約88億円の

地方交付税が交付されました。平成16年度予算におきましては、急激な地方交付税の減少に対応するための臨時財政対策債を含めて、ことしは約78億円を見込んでおります。これも5年間で約10億円の減少が見込まれるわけであります。自主財源も依存財源も極めて大幅に減少しつつあります。一方、ご案内のように16年度の予算編成の中で大幅な基金の取り崩しということも計画をいたしておきまして、基金もかなり減少傾向にありまして、恒常的な収支不足に対応できる状況にはないということがございます。一方、国の財政対策においても今後とも地方に対して厳しい歳出制限を迫る、そういう方向が鮮明に実は打ち出されているところでございまして、必要な経費を地方交付税などの依存財源にゆだねて国に要求をするということも極めて厳しい状況になっているところであります。こういった状況を踏まえますと、やはり一層行政コストの削減には努めなくては行けないと。そして、一定の行政サービス水準を維持するために、私は財政健全化計画において、収納率の向上対策とあわせて、やはり超過課税の導入も検討していく課題であるというふうに思っているところであります。いずれにいたしましても、こういう厳しい状況の中で必要な財源の確保に最善の努力を行って自主性のある行財政運営ができると、そういうまちづくりに努力をしていきたいというふうに考えているところであります。

既得権の引き下げについてのご質問でございますけれども、こういう状況を勘案いたしますと、財源の確保というのにはやはり一定の限界があるというふうに思っております。バブル期の延長線上での対応というのは、極めて難しいのではないかとこのように思っております。歳出の削減というのには、やはり一層知恵を絞っていかなくてはならない。どこの市町村でも抱えている問題だというふうに思いますけれども、市民の皆様にはさまざまな機会をとらえまして、財政の見通し、あるいは施策の方向性、そういうものを積極的にお知らせをし、ご理解とご協力が得られるようなまちづくりの方向性を運営をしてみたいというふうに考えているところであります。

次に、合併問題についてであります。ご案内のように、法定協議会がスタートしておりますので、この法定協議会においてさまざまな新市の、合併した場合のどういうまちをつくるかというプランがまとめられてまいります。したがって、そのプランがまとまった段階で、市民の皆さんには最終意思確認に当たりまして、合併後のまちづくりの将来像となります新市建設計画の案、そして税や使用料や手数料や、あるいは行政サービスの水準がどうなっていくのかということについて、当然広報におけるPRあるいは地域における説明会、機関、団体との懇談会等を積極的に開催をいたしまして、市民の皆さんのご意見、意向を踏まえた上で最終的な合併の是非を判断するべきであるというふうに考えております。住民投票についてでございますけれども、ただいま申し上げましたように、住民意向の調査、住民説明会での意見、そういうものを十分踏まえながら判断をしてみたいというふうに思っておりますが、場合によってはこの法定協議の場で議論をすることがあるかもしれません。そういう場合には、それらを踏まえて住民投票について、その必要性についても検討してみたいというふうに思っております。

広域行政の関係でありますけれども、合併協議会の中で構成市町にかかわる一部事務組合、そういうものについては合併協議の中で方向性が議論されていくことになります。したがって、合併協議にかかわる一部事務組合等広域行政のあり方については、その結果に基づきまして対応して

いくということになるわけであります。ただ、中空知広域市町村圏組合等の複合事務組合は、広域行政圏の中でも5市5町の構成という極めて重要な役割があるわけでありますし、少なくとも広域行政が市町村合併によって矮小化されない議論が必要だというふうに考えているところであります。いずれにいたしましても、合併協議は基本的に地域全体の発展と最も望ましい新市の姿の実現を目指す、そういう議論の場であるというふうに考えておりますし、そういう方向に議論が行われなくてはならないというふうに思っております。合併特例債をめぐって、仮に施設の綱引き合戦、そんなことにはならない配慮が構成市町の中で十分必要だというふうに考えているところであります。

次に、財政問題についてでありますけれども、まず入湯税の賦課ということについてお答えを申し上げます。ふれ愛の里の管理運営は、滝川グリーンズへ管理委託をしているところであります。今回管理委託内容を見直しまして入湯税をいただく、しかし必要な委託料、これは今は非採算部門も収益の中で賄っていただくように、実は滝川グリーンズに委託している分にはそうしているわけでありますけれども、そういうことでなくて、やはり非採算性部門は委託料をお支払い申し上げると、しかし安定的な収入はしっかりといただくという考え方に立っております。しかも、この入湯税は目的税でありますから、目的税としてふれ愛の里の温泉源の保護管理施設の整備あるいは上下水道などの環境衛生施設、あるいは消防施設、観光振興に要する費用に充てるものでありまして、入湯客に課することができる税であります。しかし、ふれ愛の里、グリーンズとの協議におきましては、入浴料、条例上は利用料でありますけれども、利用料を上げないで現行で対応するという方向で実は検討を進めているところであります。いずれにいたしましても、この入湯税は目的税として、重要な財源として滝川ふれ愛の里の施設の維持管理、観光振興のために使うために導入したいとしていっているところであります。この税は、市にかわって滝川グリーンズが徴収していただくということでありまして税額は50円、先ほど申し上げました利用料金の中に含まれますので、利用料金の値上げは行わない考え方であります。小学生以下は免除されると。大人の入浴者が対象となるものであります。滝川ふれ愛の里の利用料金につきましては滝川グリーンズの経営努力によって、先ほども申し上げました据え置きというふうに努力を求めているところであります。

そのことによって、経営状況が悪化しないかということでありますけれども、滝川グリーンズの経営状況は収益構造の改善を積極的に進めているところでございまして、平成13年度、14年度、2期連続で黒字となっているところであります。平成15年度の今年度も黒字決算の見込みであります。平成16年度の収支についてもグリーンズの経営努力によりまして、入湯税の納入を含めて、先ほど申し上げました委託料の支出を含めて、黒字決算の努力を求めているというふうに思っているところであります。一方、今度は貸付金があるわけでありまして、グリーンズに貸し付けをしている運転資金につきましては、平成13年度にピークで6,000万円までふえましたけれども、平成14、15年度においてそれぞれ500万ずつ償還をしていただく見込みでありまして、平成16年度においてもさらに500万償還していただきまして、4,500万円の予算しか実は組んでおりません。そういう中で努力をしていっていただく方向で進めたいというふうに思っております。

次に、商業振興のうち、駅周辺整備についてでありますけれども、駅周辺整備事業はそのほとん

どが道路や公園、広場等、ハード整備が中心の都市基盤整備事業であります。したがって、都市の中心部の構造にかかわる基本的な課題を解決しようというものでありまして、ご案内のように札幌から旭川までの間の主要な駅周辺において、ほとんど取り組まれたか、もしくは現在取り組まれている、そういう都市の中心部の構造にかかわる基本的な問題を、課題を解決しようということの中で取り組んでいるものであります。平成15年度、そして16年度、この2カ年にわたって、そのための計画をしっかりと立てたいというふうに思っております。現在のスケジュールで申し上げますと、最短でも計画を策定した後、平成18年度以降の着工というふうに見込まれておりまして、相当の時間を要する事業であります。基本的には、駅前再開発ビル対策とは別の問題として議論されるべきであるというふうに考えておりますし、先ほどご質問の費用対効果についても、効果が乏しければ現実問題として国の補助金を導入して補助事業としてできないという課題を抱えているわけですから、費用対効果分析はしっかりと実行して判断をするべきであるというふうに考えております。ただ、駅前再開発ビル対策とは別の問題だとはいっても、現実には今駅前再開発ビルは空洞化の状況で、駅周辺整備事業に直ちに組み入れるという状況にはないわけですから、この再開発ビル対策というのは当面の緊急の重要な課題として優先して取り組んでいく実は覚悟でございます。現在滝川市駅前再開発ビル株式会社あるいは商工会議所、そして商店街振興組合等、さまざまな皆さん方にご協力をいただいて、活性化策及びテナントの誘致ということに努力をしているところでございまして、行政としてもそういう意味での支援及び公共施設の導入ということも含めて積極的な検討を進めているところであります。ぜひ皆さんのお力によって、そして市民の皆さん方のご支援によって、ベルロードかいわい、中心市街地のにぎわい、それが駅前再開発ビルの活性化とともに進んでいくように念願をし、行政もしっかりと支援したいというふうに考えているところであります。

地場産業の育成についてのご質問であります。魅力ある商店街の振興のためには、個々の商業主の皆さんの積極的な努力が必要ではないかという趣旨のご質問だというふうに思いますが、商店街の振興につきましては各個店においてやはり積極的な努力が、市民の皆さん、関係機関の皆さんとともに、実は重要なポイントであるというふうに考えております。市といたしましても、昨年発足をいたしました中心市街地賑わいづくり実行委員会の皆さんを初めとする意欲あふれる事業者や商店街振興組合、関係機関、団体の皆さんを中心に、多くの個店の皆さんの積極的な参加と協力の中で地産地消でありますとか、あるいは健康文化など、テーマ性のあるソフト事業の実施、さらに多目的チャレンジショップの開設、商店街振興の具体的な行動と実践を皆さんと協働の中で実施してまいりたいというふうに考えているところであります。あわせて、北海道中小企業総合支援センター、中小企業団体中央会が行っている個店の自立、経営基盤強化に向けた相談事業の利用促進のPRと積極的な利用等についても商工会議所あるいは江部乙商工会と連携しながら、着実に実行してまいりたいと考えているところであります。

ミニ馬券場についてのご質問であります。ホッカイドウ競馬の場外馬券売り場でありますA i b a 滝川につきましては昨年の4月に、ご案内のように高林デパートの地下、空き店舗スペースを活用して、商工会議所を初め、関係機関の努力が実ってオープンが行われたところでございます。

現在まで競馬開催日1日の平均の来場者数は250名、1日平均売り上げも当初もくろみしました数字より4割増しというふうにお伺いしているところでございまして、予想を大きく上回る実績を上げているというふうに聞いております。このA i b aの出店は、中心市街地の核店舗である高林デパートの再生に大きく貢献しているというふうに認識をしておりますし、その経済効果といたしましては新規雇用8名、また開設時の内装工事、備品調達はすべて地元企業への発注ということでありまして、警備等の委託につきましても地元企業が受注をしているという状況でございまして、また、このA i b aの高林デパートの出店にあわせまして、同じフロアに飲食関係の地元テナントが3店出店しているところでございまして、経営状態も順調というふうに聞いております。そういう意味では、この事業が果たしている直接的な経済効果も大きいというふうに考えるところでありますけれども、周辺商店街への波及効果につきましても、特に出入り口に面したところが銀座通り商店街でありまして、人の流れが食堂でありますとか、喫茶店でありますとか、そういう飲食関係店舗においても売り上げにつながっているという面でありますとか、あるいは三楽街への人の流れも出ているということございまして、こういう効果も高いというふうに考えているところであります。一方、滝川市民だけではなくて、市外、近隣市町からも結構タクシーを利用して来られるという方もいらっしやいまして、ある意味ではそういう効果も生んでいるのだなということを認識しつつ、経済効果は多面にわたるという評価がなされるものだというふうに思います。

農業行政についてであります。米政策大綱についてのご質問であります。産地づくり交付金、ご質問にございましたように全体で4億538万円であります。平成15年度の水田農業経営確立対策助成金は6億2,941万円でありましたから、15年度と16年度とを比べますと約64パーセントという産地づくり交付金の厳しい状況にあります。これを補うために、米と転作作物の両面で、売れる農産物づくりとして生産と販売を一体的に進めて所得の確保を図る必要があるというふうに考えております。このために、滝川市の水田農業の将来の方向、具体的な目標を掲げた滝川市地域水田農業ビジョンを農業者の皆さんでありますとか、関係機関のお知恵をいただいて案をまとめたところでありまして、16年4月に最終的に成案として策定をし、それに基づいて実践をしていくということになってくるわけでありまして。基幹作物の米は、売れる米づくりに向けて必要な量、求められる品質、そういうものを確保いたしまして、適地適作を基本に高品質米生産を拡大をいたしまして、米のランキングのアップを図っていききたいと。そのほか、業務あるいは加工用米の生産、販売にも対応いたしまして、産地としての地位を確立をして有利な販売につなげていきたいというふうに計画をしているところであります。一方、転作面積の大きな部分を担います小麦、ソバ等の土地利用型作物、これにつきましてはより収益性の高い品質や作物へ誘導をしていく、あるいは生産物の高品質化、大ロット化、そういうものを推進していく必要があるというふうに思っております。この施設利用型作物の収益性の高い、ご質問のありましたトマト、花の生産拡大、高品質化で産地化を進めていく必要があるというふうに思っておりますし、そのためにトマト、花のハウス導入の補助事業をJ Aたきかわとともに実施してまいりたいというふうに思っております。さらに、栽培履歴制度、クリーン農業の導入ということにつきましても農業者の皆さん及びJ Aと連携をして営農指導を行いながら推進をして、本作化することでの所得の維持、拡大を図ってまいり

たいというふうに思っております。いずれにいたしましても、もうかる農業、持続可能な農業、関係機関とともに協力をし、農業者の熱意、情熱が生きるように最善の努力をするつもりであります。

また、滝川市地域農業水田ビジョンにおきまして担い手を明確にして、交付金の上積みも行いまして、地域農業を担う中核としての位置づけを行っているところであります。多くの方が担い手となって滝川の農業を支えていくと、そういうことを関係機関一丸となって支援をしてまいりたいというふうに思いますし、独自の担い手対策につきましては滝川市農業振興基金の運用によって、すぐれた若手農業者に対する表彰あるいは農業者団体等の実施する研修など、主に農業後継者の育成を中心に施策を展開してきたところでありますし、今後ともその努力を引き続き進めていきたいというふうに思っております。新食糧法の施行、あるいはどんどん農産物の輸入が自由化をされて農産物の価格が低迷してきた、そういうことを背景といたしまして新規就農者の数が伸び悩んでくる、あるいは農業後継者の不足が深刻化してきたということから、平成14年の7月に農業振興基金運用委員会の中に担い手部会を設置をして対応を図ってきたところでございますし、特にこの担い手部会におきましては農業実習生の受け入れ農家に対する支援制度を設けまして、将来農業を志す若者の農業研修の充実に向けて、担い手の確保についても十分配慮してまいりたいというふうに思っております。

米政策大綱のうち、振興作物助成についてでありますけれども、農業所得の確保の観点から、基幹作物の米を補完するために収益性の高い施設利用型作物の生産拡大と産地化が極めて重要であるというふうに考えておまして、先ほどもご答弁を申し上げて重複になりますけれども、トマト、花、それからアスパラを対象として振興作物助成を行う予定というふうに米政策大綱案の中ではなっているところであります。さらに、JAたきかわの重点作物でありますトマト、花につきましては、初期投資の軽減を図るためにも先ほど申し上げましたJAと連携して、引き続きハウス資材の補助事業並びに農業振興補償融資による融資事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

地産地消についてでございますけれども、地産地消を進めるための協議会につきましては、新年度において関係機関とともに協力をして設立を予定しておりますけれども、農業者団体に加えまして消費者団体の皆さん方、あるいは卸売市場などの流通関係者、あるいは生産から小売へ結びつけるという意味で商店街の皆さん方にもぜひ参加をいただいて、滝川市民挙げて地産地消の推進の役割を担っていただいて、知恵も出していただき、実行していただく、そういうことを着実に実行していこうというふうに考えております。協議会におきましては、一つは農産物供給にかかわる問題点の把握、それと流通システムをどうするかという検討、二つ目におきましては地産地消を計画的に進めていくための行動計画の策定、そしてその具体的な実施、3点目におきましては地場農産物の啓発、普及事業の検討、そういうものについても十分皆さん方のお知恵を拝借しつつ検討し、着実に実行を進めていきたいというふうに思っております。

次に、優良田園住宅についてでありますけれども、優良田園住宅基本方針というのを市長が作成しなくてははいけません、その策定に当たりましては現実に事業化できる、そういう熟度が高い地域を推進地域に選定するということを最終課題として協議会で検討を重ねてまいりました。その中

で、事業の熟度が高いと、そして受け入れ態勢が十分整う可能性の高い地域として、去る2月26日の協議会におきまして西滝川地区を選定をし、基本方針の案をまとめたところでございます。この案は、滝川市が決めればそれで決まるというものではございませんで、北海道との協議が必要ということになってまいります。かつ北海道では初めて農振農用地除外ということをしなければならない地域でもございますので、北海道及び農振農用地除外についての協議を調べて、知事の同意を得て基本方針の決定ということになるところであります。基本方針が決定されましたなら、この事業の推進につきまして事業者となる地域の方々の具体的な事業計画策定のお手伝いをさせていただきたいというふうに思っておりますし、そういうことを通じて優良田園住宅の実現を促進をしてみたいというふうに思っております。

公営住宅の5丁目団地跡地についてのご質問でございますが、現在西5丁目団地は28棟、117戸が実は空き家として残っているという状況でございます。この跡地利用につきましては、現行の資産デフレの状況の中では、なかなか直ちに売却できるというものでもございませんし、拙速に利用対策を進めていってプランをつくるという状況にございませんので、少し時間をかけて、どのような利用を進めていくのかということについて計画を立てていきたいというふうに思っております。

既存公営住宅の浴槽のバリアフリー化ということでございますけれども、公営住宅の浴槽につきましては、古い公営住宅については課題ということになっておりまして、入居される方と、それから賃貸会社とのリース契約をしていただきまして、入居される方が設置をしていただくという仕組みになっております。したがって、市の所有物でないということでございまして、市が直接浴槽を導入するということとはできないわけでございますけれども、ぜひ必要な方は賃貸会社とのリース契約の中で、しかもこれからはバリアフリー化が求められるということでございますから、この浴槽がバリアフリーというのが可能であれば好ましいことでありまして、特に介護保険により認定された方については介護保険の住宅改修ということで、保険給付の対象となっているということもございますので、ぜひその場合には介護福祉課までご相談を賜りたいというふうに考えております。

福祉バスの運行についてであります。現在滝川ふれ愛の里では、送迎用として40人乗りの中型バス、それから9人乗りのワゴン車を保有しているところでありまして、宴会などの団体客の送迎に利用させていただいておりますけれども、ほぼ毎日稼働しているという状況にあるわけでありまして、一方では、滝川グリーンズは先ほど申し上げました独立採算の企業体でありまして、経営上の問題も片方では絡んでくるという状況もあるわけでありまして、入浴客の送迎につきましては、したがってこのバスではやっておりませんが、ご案内のように開業当初から中央バスと契約をいたしまして市内線、滝川ふれ愛の里線として滝川バスターミナルと滝川ふれ愛の里間を1日6往復運行しているというふうな状況にございますけれども、これはこれからの交渉でありますけれども、この便が運用上振りかえができるかどうかということについては検討してみたいというふうに思いますし、かつ既存のバスの利用ということについて採算にのるという判断が行われるのであれば、それは実現に結びつけていく努力が必要だというふうに思っておりますけれども、そこら辺の検討はさせていただきたいというふうに、市長として検討を求めたいというふうに考えているとこ

ろであります。

以上を申し上げまして、堀田議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、堀田議員からご質問のございました地域に開かれた学校、あるいは学校評議員制度の取り組みの現状と成果についてのご質問でございますので、お答えさせていただきます。

本年度の教育行政執行方針のときにもご説明いたしましたように、今学校におきましては保護者や地域住民に信頼されること、あるいは学校や地域社会と協力して、地域と一体となって子供を育てること、このことが強く求められております。このため各市内の学校におきましては、学校の行事や事業を保護者のみならず、学校評議員や地域の方に公開しておりますし、あるいは学校だよりを町内会長さんのご理解をいただきながら、各町内会につぶさに回覧をしているところでございます。あるいは、各学校のホームページを活用して学校の情報を地域に発信しております。さらに、各学校では学校運営の状況について自己評価を行っておりますし、その結果を含めて保護者に積極的にその情報を提供するとともに、あるいは外部評価をいただきまして、その結果も地域に情報提供し、学校の説明責任を果たしているところでございます。

次に、学校評議員制度についてでございますが、ご案内のように当市では平成14年度の4月からスタートいたしました。今年度は2年目に当たり、間もなく2年が終わろうとしております。当初の目的を三つ皆様に申し上げましたけれども、一つ目は学校運営に関し、保護者や地域住民などの意向を把握し学校運営に反映させること、二つ目といたしまして学校運営において保護者や地域社会の協力をいただくこと、三つ目といたしまして学校運営の状況などをつぶさに周知するなどして説明責任を果たし、学校の教育活動を充実させること、この要約して3点を2年前に申し上げましたけれども、各学校ではこのことを踏まえて、今学校の充実、創意工夫に取り組んでいる実態でございます。具体的に申し上げますと、各学校においては年3回から4回、この学校評議員会を開催し、校長からの説明のみではなく、担当教員あるいはPTAの役員にも出席していただいております。あるいは、同一校区の小中学校が合同で開催して地域の意向を伺っているなど、いろいろ工夫されて今展開されている最中でございます。この評議員制度の成果でございますけれども、三つ今は考えられますけれども、一つ目といたしましては評議員の方に学校運営についてのご理解とご協力をいただくことができていること、二つ目といたしまして学校と地域のそれぞれの機能について情報交換を行い、貴重な生の声を聞くことができたこと、三つ目でございますけれども、時には学校に対して厳しいご意見をちょうだいいたしますから、ある意味では学校では緊張感を持って学校運営を充実させていると、こんなことが大きな成果でないかと思っております。これからも学校の説明責任を果たし、地域に開かれた学校として一層充実しますように、教育委員会としても指導してまいりたいと、このように考えております。

二つ目でございますけれども、次に堀田議員から盛んに話題になります学力の向上と、この不安についてのご質問でございますが、これからの子供たちは、これも何回も執行方針あるいは議会でもご答弁申し上げましたとおり、大きく三つ求められているところでございます。一つは、確かな学力、これにつきましては知識理解のほかに、みずから考え、問題を解決するという大事な力で

ございますけれども、確かな学力、これが求められております。二つ目として、今まさに新聞紙上でいろんな問題が出ておりますけれども、他人を思いやりとか、感動するとか、こういった豊かな心、これが求められておりますし、三つ目はたくましく問題を解決するための健康や体力と、こういったことが求められておりますので、これらを学校では確実に伸ばしていくように今努力しているところでございます。

平成14年度から実施されました学校5日制でございますけれども、学校、家庭、地域が一体となりまして教育機能を発揮し、堀田議員ご指摘いただきましたように、学力の不安がないように一生懸命に今取り組んでいるところでございます。学校におきましては、そのために文部省で示されております、どこの学校でもきちっとやっていただきたいという内容でございます学習指導要領、これを適切に編成すること。何といいましても、授業時数を確保しなければいけませんので、確実に授業時数を確保すること、指導内容、方法を十分改善すること、こういったことを今各学校で取り組んでいただいております、これらを通じまして学力の不安を解消していくと、そういう取り組みを行っているところでございます。具体的には、本年度、15年でございますけれども、各小中学校11校におきまして、小学校で3個学年、国語、算数の標準学力検査、中学校では2個学年、国語、数学、英語、この3教科の標準的な学力検査を行いまして、どこに原因があるのか、どんな点に改善の必要があるのか、こういったことを客観的に分析いたしまして、先生方の指導方法の工夫、改善を図っているところでございます。このため、今学校ではその原因分析と改善に取り組んでおりますけれども、この標準的な学力検査については今後とも継続し、学校の学力の向上を図っていききたいと、このように考えております。さらに、文部科学省で今各学校に加配措置、プラスアルファということで教諭を多く配置しておりますけれども、滝川市教育委員会といたしましても積極的にこれを受けています。小学校6校、中学校3校、9校に一人ずつ、9名の増員を図りまして少人数指導あるいは一人一人に応じたきめ細かな指導と、こういったことを今展開している最中でございます。これらの具体的な取り組み、これを通じまして堀田議員のご指摘のとおり、地域住民の皆様方に不安がないように、きめ細かな指導をこれからも展開していききたいと、教育委員会としても指導していききたいと、このように考えているところでございます。

次に、学校選択制の導入と、こういうことでございますけれども、この通学区域制度につきましては保護者の関心も高いと。先ほど新聞紙上の例もご指摘のとおりでございますけれども、そのために地域の実情、保護者の意向、これを十分に配慮していかなければいけないと思いますし、あるいは児童生徒の実情、こういったことも十分勘案していかなければいけないと、このように考えております。学校選択制の全国的な動向でございますけれども、平成15年度現在導入している自治体、これは全国で33市区町、さらに16年度導入の予定は20市区町、これが予定されていると、このように私たちは今把握しているところでございます。学校選択制の導入と、これに対しましては今申し上げましたように保護者、地域住民、これから皆様からさまざまな意見があるものと考えておりますので、これらの意見を分析していかなければいけないと考えております。

そこで、学校選択制の実施に当たっては、やはり5点ほど慎重に考えていかなければいけないだろうと、このように考えております。まず、その一つ目は、学校選択制がなぜ必要なのだと、その

趣旨やねらいを明確にすること、二つ目として地域や保護者、これの意向を確実に把握すること、三つ目でございますけれども、学校として必要とされる教育活動や特色ある教育活動、これを学校でつくり上げていくこと、四つ目に学校の積極的な情報公開、学校評価、説明責任、これを果たしていくこと、五つ目には必要な予算が必要であること、こういったことが学校選択制については必要であると考えております。そのため、滝川市教育委員会といたしましては以上の点を踏まえまして、この学校選択制の導入については慎重な検討が必要であると、そのように考えております。今後は、その学校選択制の成果や課題を含めて、学校選択制のさまざまな動向を見守りつつ、その資料の収集に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、堀田議員からの国旗、国歌の指導についてのご質問でございます。卒業式や入学式における国旗、国歌の取り扱いにつきましては、すべての小中学校において学習指導要領に基づきまして適切に実施しなければならないものと考えております。したがって、国歌斉唱時の対応については、卒業式や入学式はもちろんのこと、さまざまな行事において国歌が斉唱される際には、我が国のみならず、諸外国の国旗、国歌をも尊重する態度で臨むべきであると、このように考えます。特に児童生徒を指導すべき立場にある教員につきましては、国歌斉唱時において起立して斉唱に臨むことが望ましい姿であると考えております。学校によっては、一部の教職員が国歌斉唱時に着席するなど、儀式にふさわしくない態度をとっている実態がありますが、これは大変残念なことでありと考えております。教育委員会といたしましては、今後とも卒業式や入学式において学習指導要領に基づき国歌斉唱が適切に実施されなければならないと、こういう観点から国歌を尊重し、斉唱するときは儀式にふさわしい態度で臨むと、こういったことを今後とも指導していきたいと、このように考えております。

五つ目でございますけれども、不登校問題についてのご質問でございました。地域懇談会の開催をいたしまして、いろいろ不登校問題について取り上げていくべきでないかと、こういうご指摘でございます。ただ、不登校の問題につきましては、この原因が複雑多岐と、こういう状況でございます。原因といたしましては、個人に起因するもの、あるいは家庭に起因するもの、学校の集団と個人との関係が原因となるものなど、さまざまな要因がふくまれているとしまして、一元的に申し上げるのはなかなか難しいと、そういう状況にも実態から思われます。そのために、この不登校問題だけを取り上げて地域の懇談会を催すというのは、なかなか難しい実態にあると、そういったことをひとつご理解をいただきたいと思っております。しかし、堀田議員ご指摘のとおり、地域が一体となって子供たちを健やかに育てていくと、これはそのとおりでございますので、今後とも教育委員会としてはこれを踏まえて努力をしていきたいと思っております。現在市内7地区の青少年育成会では、懇談会形式でございますけれども、青少年健全育成推進会議、これが実施されておまして、そこでは地域で子供たちをいかに健やかに育てていくかということを積極的に話しされております。極めて心強いことでございます。また、その中であいさつ運動、室内運動会、夏祭りなど、いろんな事業が工夫されて展開されておりますので、これについては非常に敬意を表するとともに、今後ともこのようなことを展開していただければと考えております。教育委員会といたしましても、

心豊かな子供を育てるということで、今後とも一層家庭、地域と一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともご支援を賜りたいと、このように考えております。

最後のご質問でございますが、総合施設と幼稚園の関係についてのご質問でございます。このたび厚生労働省から総合施設ということで出されましたが、今市長部局では情報収集を進めているところでございます。教育委員会といたしましても、あわせて正確な情報の収集、これに今努めているところでございます。今後とも市長部局と密接な連携をとりながら、より正確な情報を共有したいと、このように考えておりますし、幼稚園関係者とも協力しながら情報交換を行っていききたいと、このように考えております。

次に、公立幼稚園のあり方や私立幼稚園の関係についてのご質問でございますけれども、現在ご承知のように市内には公立幼稚園2園、私立幼稚園2園がございます。ここ数年、各園とも定員に満たないと、そういう状況が続いておりますし、これは全国的な少子化傾向と同じであると、そのように踏まえております。公立幼稚園を持つ当教育委員会といたしましては、この問題については従前から慎重に検討してきたところでございます。この結果、平成15年度におきまして、おおぞら幼稚園の5歳児の2間口、これを1間口といたしました。みずほ幼稚園と同様に、5歳児1間口、4歳児1間口、定員70名として今運営をしているところでございます。今後におきましてもいわゆる私立幼稚園、この立場は十分に尊重していきたいと、このように考えておりますし、幼児の人口、これの動態なんかも十分に検討しながら、教育委員会として最もふさわしい幼稚園のあり方について今後とも究明していきたいと、このように考えておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思っております。

以上をもちまして堀田議員への答弁とさせていただきます。

○議 長 答弁が終わりました。

堀田議員、再質問ございますか。

○堀田議員 ありません。

○議 長 以上をもって堀田議員の質問を終了いたします。

谷口議員の発言を許します。谷口議員。

○谷口議員 傍聴者の皆さん、大変どうもご苦労さまでございます。平成16年度市政執行方針並びに教育行政執行方針に対し、市民クラブを代表して質問を行います。

質問の先に若干申し上げて、質問に入りたいと思っております。21世紀に向けて、日本経済は崩壊の瀬戸際にある。民間消費が一向に改善されず、失業者も戦後最悪の記録を今更新しておるわけでございます。地方においては、石炭産業の姿は消し、新たな農業政策問題、中小企業対策等、地方の財政改革についても厳しい情勢に直面を今現在しておるわけでございます。小泉内閣は、一昨年から三位一体の改革、このことをずっと今も言い続けてきておるわけでございます。地方分権の健全化の推進、市民一体で努力を今現在するべきであります。田村市長は、昨年の第15回統一地方選挙にて市長に就任され、今約11カ月でございます。地方自治体に一層の関心を含め、4市2町の中空知地域合併協議会の会長に期待され、信頼も数多く、市民の方々と直接気軽に話をできる市長であります。今社会的には、非常に厳しい問題が数多くありますけれども、市長を中心といたしま

して総力を結集し、市民とともに努力されることを私は期待をしております。

◎ 1、市長の基本姿勢

- 1、本市の基本構想に基づく第4次まちづくり実施計画の柱について
- 2、健全な財政改革は緊急の課題である
- 3、長期的財政健全化計画について

まず、1番目、市長の基本姿勢、本市の基本構想に基づく第4次まちづくり実施計画の柱について。人の輝く新しいまちづくりとして、年齢や立場を考えず、生き生きした人間像を持つ滝川の市民が活躍する21世紀の新体制のもと、社会経済の構造の改革を大きく進めて、全市民とともに総力を結集し、市政の向上のため汗を流し、新しい時代を実現することが大きな成果と私は考えておりますが、市長の見解をまず求めておきます。

2番目、行政改革の推進、また健全な財政改革は、国や地方を問わず、本市においても緊急な大きな課題でございます。地方税の三位一体の改革がようやく今動き出す見通しであります。小泉総理は、経済財政諮問会議において2004年度、本年でございますけれども、1兆円の補助金を減らすと税源移譲を指示した。3年かけて4兆円の補助金を減らし、その分を地方に税源として移譲すれば、地方分権を進める際にも、より地域住民の要望に即した効率のよい予算執行の可能性も大きくなると国は一方的に申し出ているが、国と地方の基本的な関係を見直す補助金削減に対して検討課題は数多くあるわけでございます。どの補助金を削るか、どの税目を地方に移すか、地方交付税の行く先は全く今は見えない現状であります。交付金、補助金の削減についても、全国知事会、全国市長会、国に対して、今後地方自治体は財源確保をどのようにするのか、市長の見解を求めておきます。

3番目、地方財政の悪化を未然に食い止められない国や地方自治体、国の長期債務は今500兆円を超えております。また、地方は200兆円近い借金を抱えて、その重圧に苦しんでおりますが、それにもかかわらず、地方はいまだに土木関係の支出をとめず、その裏では16兆円の地方債を発行し続けているのだ。地方の財政は、現にいつ破綻をしてもおかしくない状況にあるわけでございます。この危機的な状況を我々は直視しなければいけないと考えております。現在地方自治体の財政再建の促進特例措置に基づいて進めておりますが、これは深刻な財政危機に直面をしておるわけでございます。地方を救済する目的で作成された地方財政の改善が今現在急がれておるわけでございますが、その内容は起債制限の比率の緩和や国の財政支援もあるわけでございます。滝川の財政健全化計画、平成16年、今年度から20年までの計画における収支予測は、大きく地方交付税の減額、さらにまた10億円以上の基金をことし取り崩すわけでございます。非常に財政は厳しいわけでございます。今後の財政運営についての市長の見解を求めておきます。

◎ 2、市町村合併の推進について

- ・中空知地域4市2町の合併の推進

市町村合併の推進、中空知地域4市2町の合併推進。地域の最優先課題である中空知地域合併協

議会の中で、合併後のまちづくりの方針を示す新市建設計画の策定を初め、合併の方式や新市の名称、各種事務事業の調整など基本的な協議事項については、実質的な協議を今まさに進めておるところでございます。中空知が合併した場合に、行政サービスのあり方、これが一番大きな問題であります。固定資産税、都市計画税、税率を標準に統一され、住民負担の増減など、いろいろな問題が発生をすると私は考えております。地方分権社会や少子化、高齢化社会の到来など、今日の地方自治体を取り巻く情勢の変化に即し、新市が持つ可能性を限りなく基本的な方向に進め、旧市町、歴史、文化、自然、環境など特性を生かした機能分担、調和のとれた新しい地方都市の誕生が地方自治体の一番の大きな役割でございます。今後合併協議会では、合併した場合、新市に引き継ぐ方針の調整、整理を行おうとしておりますが、どのように進めていくのか、市長の見解をまず求めておきます。

◎ 3、中心市街地及び商業施策

・中心市街地、商業の活性化

中心市街地及び商業施策。中心市街地及び商業活性化については、駅前事業の推進、駅前開発ビルの対策など、関係機関と連携しながら推進するとともに、まちづくりの交付金、構造改革特別区域制限、国の支援を活用し、本市が直面する政策課題を実現するためには、市民が結集し、地域産業に努力することです。行政改革、中心市街地活性化、いわゆる今の駅前開発の問題につきましても市民負担増を懸念する市民も大勢おるわけでございます。駅前周辺事業の自由道路については約9億円の事業、費用対効果については再度調査の上、十分検討し、平成18年から3カ年の財源の精査をすることは、中心市街地の第1号としての最重要課題であるわけでございます。まず、21億円の中で滝川の負担が13億6,000万、この滝川市としての大きな負担の中身を今後十分検討しなければいけないと。そして、自由道路につきましても先ほど申し上げましたように約9億円の事業、費用対効果の問題、そして一つは北方型の住宅、これは道営住宅建設でございますけれども、約100戸という予算でございますけれども、これは100億円の建設費でございますけれども、道とどのような今対応をしておりますか、このことにつきましてもあわせまして市長の見解をまず求めておきます。

◎ 4、高齢者福祉

・介護保険施設の運用基準について

高齢者福祉。特別養護老人ホームに入所を希望している待機者は、全国で今23万人に上ることが介護保険全国調査でわかったわけでございます。厚生労働省は一昨年、対応の必要性が高い人を優先的に入所させるよう介護施設の運用基準を改正し、市町村に対し施設、団体などと協議して具体的な指針をつくるようまず求めたわけでございます。特別養護老人ホーム、滝川の緑寿園は、今現在104人の待機者がおるわけでございます。申請者が急増したと見られますが、一昨年はちょうど今の時期ごろに大体30人前後でございましたが、約3倍にことは上っております。そういうことで、自治体は希望者が納得できる透明性のある基準づくり、これが急務になりそうござい

ます。市長の考えをお伺いいたします。

◎ 5、高卒者の就職について

・市内の高卒者の雇用情勢について

5 番、高卒者の就職について、市内の高卒者の雇用情勢について。ことしは、就職の希望をしておりますが、内定を得ないままに卒業式を迎える全道の高校 3 年生がかなりの数に今現在上っておりますわけでございます。厳しい雇用情勢の見通し、就職希望者が減ったため、内定率は前年よりも若干上向いたようでございますけれども、内定数も求人等も過去最低の更新を今しておるわけでございます。就職難のトンネルの出口は、まだまだ今は見えないわけでございます。この問題につきましても、生徒や親だけでなく、学校の教師も本当に今苦しんでおるわけでございます。また、全国でフリーター 417 万人も、今正式に就職がないから、そういう数になっておるわけでございます。公共職業安定所の担当管内別の求人倍率が 1 倍を超えたのは、道内 20 地区のうち札幌が 1.81 倍、最も低いのは名寄で 0.54 倍、道の労働局によると、こうした状況を見越し、就職ができなから専門学校などへの進学が今ふえておるわけでございます。進学は、保護者にとりましても、まず入学金、授業料に加え、地方から都市へ進学するためには仕送りの費用、重い負担がかかってくるわけでございます。滝川の高卒者の就職について、地元滝川、札幌、他府県の就職率、内定数はどのようになっているのか、また就職がなくて進学する高校生は何人ぐらいいるのか、市長にまずお尋ねをしておきます。

◎ 6、農村・都市への個性ある環境づくり

・優良田園住宅について

農村と都市への個性ある環境づくり、優良田園住宅について、先ほども堀田議員へのご答弁がありましたけれども、私は別な角度でちょっと申し上げておきます。この優良田園住宅については、平成 10 年に優良田園住宅の建設促進に関する法律が施行され、道内の各市町村においても活発な経済社会の環境の変化の価値観の見通しや高齢化の進展、耕作放棄増大など課題を抱える農村地区にとってはゆとりある田園住宅の環境の形成を通じる定住促進や交流の拡大、新たな地域づくりの可能性を広げるものとして、大きくどの地域でも期待をしておったわけでございます。また、新たな趣味を生かし、家庭の菜園などを楽しみに健全で安全な暮らしを求める機運が高まっておるわけでございます。自然で豊かな環境を強く求めておられるわけでございます。この優良田園住宅の協議会設置基本方針策定に向けて検討をされ、促進地域の指定については協議会において選定された下記の区域を促進をすべき地域と先般決定されたわけでございます。一つの区域は、池の前水上公園、旧ラウネ川河川地域と市道西滝川 875 号線、市道西滝川 807 号線、市道西滝川 213 号線に囲まれた区域となる。なお、この優良田園住宅の建設促進については、コンパクトな都市づくりの施工をする中で例外的に推進する施策で、基本方針の策定以後、その地域の拡散を極力しないということでございます。一つ、この優良田園住宅の中で、多くの皆さんから、地方からも回答いただきました。そして、東京滝川会の会員の皆さんからもアンケートをちょうだいしておるような

わけでございます。その中で、300坪程度の田園住宅を購入する場合の希望価格として、一般が200万以下を多数が示しております。東京滝川会の会員の皆さんは、200万から400万ということ多数が示している結果となっております。このような結果は、退職後の生活は豊かな景観の中での菜園づくりが一つの目的、人生の楽しみ、また道内から転入を期待されるのは200万以下の分譲価格の設定が必要となり、この対応に十分今後工夫をしなければいけないと私は考えております。そんなことで、事実上の候補地が指定されたが、優良田園住宅の建設について、建築物の用途、住宅の建設の際の条件、今後の対応について、市長の見解を求めています。

○議長 長 谷口議員の質問は、午前中はこの程度とし、午後1時から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

谷口議員の発言を許します。谷口議員。

○谷口議員 それでは、引き続きまして代表質問をいたします。

◎7、新たな米政策と水田農業ビジョン

・米政策と滝川農業の方向性について

7番、新たな米政策と水田農業ビジョン、米政策と滝川農業の方向性について。今回の米政策改革は平成22年までで、米づくりのあるべき姿を実現し、21世紀の我が国の食糧供給体制を築き上げるものとの方針であります。国は、地域ごとに米づくりのあるべき姿を目標に、関係者とともに協力して、いち早く実現するように考えを進めております。農林省が担い手農家に対し、輸入自由化の打撃、緩和制度の検討をしているが、自由化による価格の下落にあわせて、国費で一定の助成をする制度を検討していますが、農林省は来年の3月に閣議決定する新しい食料・農業・農村基本計画について、水田作、大規模畑作を対象に2007年度までに導入する考え方の方針であるわけでございます。滝川の農業の特性については、米を基幹産業として、その他タマネギ生産、一部高収益作物の野菜、花卉の導入、滝川の農業生産額は55億となっております。農業者の高齢化や後継者のいない農家が年々増加をしております。水田本地所有状況は、ことしの3月現在で667戸、3,618ヘクタールとなっております。しかしながら、65歳の経営者は、今滝川では約60パーセント以上でございます。道の中央農試が平成14年に調査した結果、このままいくと10年後には、滝川の農業経営者は大体4割ぐらい減るのでないかと、将来に向けて本当に心配があるわけでございます。1戸当たりになりますと、平均水田面積が5.4ヘクタール、このような厳しい環境の中で農業者が生き残るために、米、他の作物の生産を推進していくためには、農業者自身の経営方針と関係団体との一体化の努力が必要であると考えます。市長が先ほど答弁しておりましたけれども、産地づくりの交付金の本体は前年対比64パーセント、5億500万、非常に残念な交

付金の数字になっております。今後の滝川農業の将来の方向性と具体的な目標について、市長の見解を求めています。

◎ 8、持続可能な農業の所得確保

・収益の高い優れた農業経営の確立

8、持続可能な農業の所得確保、収益の高い優れた農業経営の確立。今は、国際的な農業の中で、日本列島の産地間競争という極めて厳しい農業の状態の中で、輸入農産物がどんどん今入ってきておるわけでございます。国内の農産物の価格の低迷により、農業者の収入は激減しており、特に米の専業農家は価格低迷の影響が大きくなっており、このため担い手、いわゆる後継者への農地の利用集積によって経営規模拡大を図り、生産性の向上を促進することはもちろん、経営の複合化、高収益作物の導入、高付加価値の問題、多角経営などを進めている農地の高度利用を図るとともに、収益の高いすぐれた農業経営の確立をすることが特に必要と考えております。市長のお考えを求めます。

◎ 9、意欲ある担い手の確保

・地域の実情に即した多様な担い手の確保

9番、意欲ある担い手の確保。日本農業は、もともと家族経営を中心に発展してきたわけでございます。農業は、現在少子化、高齢化が急速に進展、農業者の減少が続く中で、意欲のある担い手が年々減少しておるわけでございます。農地の生産性の低下、遊休農地の増加が懸念を今されておるわけでございます。このため、農家、農業生産法人はもとより、サービス事業体、集落営農、市、農協が参画し、農地の管理体制など地域の実態に即した多様な担い手を幅広く確保する必要があると考えますが、市長の見解を求めています。

◎ 10、教育行政

- 1、学校の顔づくりについて
- 2、読書活動の推進について
- 3、標準学力検査の実施について
- 4、最優先課題について

続きまして、教育行政でございます。昨年要望いたしました内容がありますけれども、教育長さんにご理解をいただきまして質問をいたします。学校の顔づくり。予算が十分あるのであれば、よい計画だと思いますが、しかし今のような状況の中では、どうしても必要とされるものを学校に要望を聞いて予算化すべきであると思います。予算がないから仕方がないではなく、どんな状況かきちんと把握をし、学校の顔づくりの予算があるなら回していただきたい。教育長のお考えを求めます。

最優先課題。学校の設備、備品などは、老朽化により早期改修をしなければいけない。机、いすなどは大変傷んでおるわけでございます。生徒の衣服に傷をつけるような状況で、大変環境は悪化

をしております。計画的な入れかえを行っておりますが、新たなる組数の増加により改修をお願いをいたしたいと思っております。教育長のお考えをお願いをいたします。

中空知中体連の会場費の問題でございますけれども、中空知中体連の会場で、ほかの市町村が会場費は無料と私は聞いております。しかしながら、滝川でも1年に何度かこの中空知の中体連の会場を使用しておりますけれども、有料ですが、これが無料になるのかどうなのか、このことにつきましても教育長のお考えを求めます。

3番目、読書活動の推進。読書活動は、方針に書かれたとおり、生きる力を身につける上で欠かすことのできない大切な活動である。先日、児童生徒の蔵書率が文部省の基準より相当低いと報道があった。図書館と学校の連携により、読書活動の支援事業のボランティアなどの活動とあわせて学校の図書館の充実を目指すべきであり、滝川の小中学校の充足率はどのようになっているか、教育長のご見解を求めます。

4番、標準学力検査の実施について、平成15年度の実施状況とその利用。各学校で、これまでに必要に応じて実施してきたものとの違いは何か。多くの学校では、同じテストを実施をし、それによって高校入試の判断基準に使っているが、標準学力テストをそれに変えることはできないのか。保護者の負担の軽減にもなると考えております。教育長のお考えを求めます。

代表質問を終わります。

○議 長 谷口議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 市民クラブを代表しての谷口議員のご質問に以下順次お答えさせていただきます。なお、内容によりましては所管からのご答弁ということもありますので、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

市長の基本姿勢であります。前段の谷口議員の時代の流れへの認識の表明、私としても共感の持てるところでありまして、そういう認識の中に市政の推進に努めてまいりたいというふうに思っております。日本は今、物の消費から時間を消費する時間消費型の社会に移行しつつあるというふうに思っております。つまり物からサービスへの転換というのが大変求められている時代の流れがあるというふうに思います。識者は、特に21世紀は人間が資源になる世紀であるという言い方もしております。こういった時代の流れを背景といたしまして、輝く都市をつくるためには、そこに住む皆さん方が、市民の皆さんが輝くまちづくりというのが、これから極めて新しい時代に対応するためには重要だというふうに思っております。本市におきましては、すぐれた多くの組織があります。そして、まちを舞台として演ずる新しいさまざまな動きの台頭もあります。そしてまた、サービス化社会という意味では、第3次産業の割合が高い、こういう産業上の優位性もあるというふうに思っております。したがって、私は人的ネットワークを活用し、工夫や汗と情熱を注いで協働の力を発揮して、人が活躍する地域づくりを目指すというのを基本の姿勢として皆さん方に提案をさせていただいたところであります。まちづくりを実施する市民活動団体、企業など多くのすぐれた団体の皆さん方、そして市民の皆さん方とともに、その能力を最大限に発揮をしていただくことがこれからの滝川市のまちづくりに極めて重要なポイントであるというふうに思います。当然市職員としても個々の能力を高めて、政策のプロとして市民の皆さんが要望する多様な問題を解決をし

て、滝川市に住む市民の皆さんが将来に夢の持てるまちづくりを実現するために、先ほどご質問にありました汗をかいて、知恵を絞って、滝川の可能性を求めていきたいというふうに考えるところでもあります。

次に、財政改革についてのご質問でございますが、先ほどの堀田議員のご質問にもお答えしたとおりでございますけれども、三位一体改革の具体的な中身というのはどういうものかということでもあります。大きく三つあります。国庫補助金負担金改革、二つ目は税源移譲、三つ目は地方交付税改革ということになるわけでありまして、三位一体改革が滝川市の財政に及ぼした影響というのを整理をしてみますと、国庫補助負担金の一般財源分として約2億4,300万の減少が見込まれました。一方、このための税源移譲として所得譲与税で想定されますのは7,800万円余りです。そしてまた、地方交付税につきましては今年度、16年度予算は5億4,000万余りの減少を見込んでおります。合計をいたしますと、平成15年度段階と比較をいたしまして、これらを合計すると7億1,000弱の削減が三位一体改革の中で行われているという状況であります。こういう中から、新聞報道等によりますと、平成16年度予算編成においては全国の多くの自治体が基金取り崩しで財源調整を行ったり、あるいは地方財政法違反とも言われる実質的な赤字予算を組んでいるという団体もあるようであります。こういうことから、全国市長会としてさまざまな要望活動を続けてまいりましたが、平成16年度地方財政計画がこれほどまでに各都市の予算編成に大きな影響を与えているということにかんがみまして、三位一体改革に対する緊急要望というのを2月23日に行いました。納得できる三位一体改革が推進されるための緊急要望を行ったところでもあります。今後2年間で3兆円の補助金削減が意味するものは、想像を超える状況にありますから、したがって今後とも地方6団体とともに、国庫補助負担金の廃止後、引き続き地方が主体となってこの事業を実施するという必要があるものについては、国庫補助負担金の廃止と同時に、確実に個人住民税でありますとか、地方消費税等の基幹税で税源移譲してもらうというふうに積極的に引き続き働きかけたいというところでもありますし、地方交付税改革につきましてもこの財源調整機能、それから財源保障機能、この両方の機能を強化することを積極的に力を合わせて要望してまいりたいというふうに思っております。一方、制度改革の決定が遅いということから、私どもは16年度予算編成に極めて難儀をいたしました。情報がなかなか入ってこない。そういう問題もありますので、国に対しては予算編成に大きな支障が生じない早目の時期に、市町村の意向を十分反映した上で、できるだけ早い段階で内容を明らかにするように、三位一体改革が三位一体改悪にならないように、精いっぱい努力を要請してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次に、財政健全化計画についてであります。長期的な財政運営につきましては、先ごろ策定をいたしました滝川市財政健全化計画を基本として、毎年のローリング方式によって適時収支の見通し、あるいは取り組み内容など計画の中身について変更、修正を加えながら、将来にわたる健全財政の確保というものを目標に取り組んでまいりたいというふうに考えております。平成16年度の地方財政対策、ただいま申し上げました三位一体改革を含めて極めて厳しい状況にあるわけであります。したがって、この収支予測を大きく上回る収支不足を生じて、やむなく10億円以上の基金繰

り入れを計上して予算編成ができ上がったという状況にあるわけでありまして、さらに平成17年度以降、国は厳しい地方財政対策を求めてくるということは十分想定をされることでありますので、さきに申し上げました財政健全化計画を基本といたしまして、国の動向を踏まえつつ、一層厳しい見直しを図りながら、長期的に健全財政の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、市町村合併の推進についてであります。現在中空知地域合併協議会では、担当職員による専門部会、分科会を設置をいたしまして、事務事業の協議調整、合併した場合、市民生活に影響を及ぼす行政サービス、あるいは税、使用料の住民負担について検討を進めているところであります。調和のとれた新しい都市を創造するために、新市建設計画の検討の中で各市町の歴史や文化あるいは産業の集積状況、人口の実態、地理的な条件あるいは都市機能の集積状況、また自然環境、そういった地域特性を生かして機能分担を図りながら、地域の均衡ある発展を目指していくための具体協議を進めていくつもりであります。

次に、中心市街地について及び商業施策についてのご質問であります。中心市街地の活性化につきましては元気タウン計画に基づきまして、ハードとソフト両面からさまざまな事業に取り組む考え方であります。そのうち、滝川駅周辺整備事業につきましては、今年度道の委託を受けまして土地地区画整理事業の調査事業を行い、今年度末までに調査成果を道に報告をいたしますけれども、16年度も引き続き道の委託を受けて調査事業を計画をいたしまして、より精度の高い計画として取りまとめてまいりたいというふうに考えております。計画が16年度中に取りまとまりましたら、その後の事業の推進ということを財政の状況及び求められる事業の優先性、重要性を勘案しながら早期の事業化につなげてまいりたいというふうに考えております。費用対効果につきましても先ほどご答弁を申し上げましたように、十分検討をしながら判断をしてまいりたいというふうに思っております。あわせて、中心市街地の賑わいづくり事業につきましても地元商店街や関係団体等と連携をしながら、より効果的な魅力ある事業の展開ということについて努力をしてまいりたいと存じます。

なお、ご質問の中に、公営住宅100戸、100億円というご質問があったというふうに思いますが、あるいはご質問でなかったのかもしれませんが、どういう住宅を建てるのかということによって住宅建設の単価は異なってくるわけでありまして、これまで大体公営住宅1戸当たり1,800万から1,900万円という事業費がかかっておりますので、100戸というとは大体それくらいの、100億円ということではなくて、20億前後かなという想定はされるところであります。

次に、高齢者福祉についてのご質問でございますが、特別養護老人ホームは滝川市だけではない、広域の施設として国、北海道が整備枠を配分するという仕組みになっております。したがって、滝川市が建てたいから、幾らでも建てられるという状況にはないわけでありまして。中空知はどうなっているかと申しますと、中空知の定員枠は既に滝川の分も含めて余裕ゼロであります。滝川市だけの状況で判断しますと、特別養護老人ホームは約150床ぐらいです。滝川は、既に200床ありますから、国の基準の考え方からいうと、かなり充実している地域であるというふうに考えられております。したがって、今後とも現在の定員枠で対応せざるを得ないという状況にあること

をご理解をいただきたいというふうに思います。介護を希望される方につきましては、担当のケアマネージャーが生活介護をするための特別養護老人ホーム、あるいは療養介護であるための老人保健施設、そして医療としての医療施設、こういった生活介護を行うべきか療養介護が適切か、医療で対応すべきかという、こういうことを勘案をしながら入所、入院調整あるいは在宅サービスの組み合わせにより対応している状況でございまして、今後ともそういう方向で進めてまいりたいというふうに思っております。特別養護老人ホームの入所順番は、要介護度、待機の場所、待機期間、こういうのを点数化いたしまして、個別事業等を加味した入所判定会議を毎月開催して、申し込み順だということではなくて、緊急性、必要性に応じた対応をしているところであります。なお、3月初日現在、待機者数は103名、老人保健施設に現在いらっしゃいましたり、あるいは病院に入院しておられたり、それから滝川市以外の特養ですとか養護老人ホームにいらっしゃいましたり、そういう方々を除きますと、要するに在宅にいらっしゃる方は103名のうち15名であります。この103名の要介護度別の状況はどうかといいますと、ほとんどは要介護度1、2の方方で、軽度が70パーセントを占めるという状況にございます。

以上、申し上げましたように、重度の方には対応できているというふうに私どもは判断をしております、やはり介護保険の本来の目標であります高齢化社会に対応するための在宅介護を重視しながら対応を進めていくということが必要でないかというふうに思っております。ただし、この特別養護老人ホームについては老朽化してきているということもありますから、200床の拡大ということではなくて、しかるべき時期に現行の定員を確保しつつ、改築の計画を立てる必要があるかなというふうに思っております。

次に、高卒者の就職についてのご質問でございます。雇用全般極めて厳しい状況にありますが、新卒の学卒者についても極めて厳しい氷河期が続いているという状況にございます。平成16年3月の滝川市内の高校卒業予定者は642人、就職希望者は161人であります。全体の約25パーセントでございます。それで、16年3月1日現在、就職内定者は143人、内定率は約89パーセント、平成15年度は79パーセントでございました。その内訳といたしましては、滝川市内が約25パーセント、道内が約71パーセント、道外が約4パーセントという状況でございます。市内は若干減少、道内は若干増加と、道外に出かけていく方の割合は昨年もことしもほとんど変わらないと、そういう状況でございます。

ご質問にありました就職を希望したけれども、職が見つからないために進学というふうに転向した方はいるのかという趣旨のご質問だったように思いますが、実はそういう統計がとられておりませんので、実態としてはよくわかりません。ただ、昨年11月1日に高校生に対して、就職しますか、進学しますかというふうに聞いたときの数字と3月1日に実際就職するというふうに就職を決めた方との差が16名なのです。11月段階で就職したいという人の方が16名多かったわけです。この16名がどういう理由で就職という道をやめたかというのは、理由は実はいろいろあるのだろうというふうに思いますけれども、一つは就職が見つからなかったから進学を選択したのかなというふうにも憶測のできる部分はあるだろうというふうに思います。

次に、優良田園住宅についてのご質問でございますが、この滝川市の持つ地域資源あるいは地域

の特性、そういったものを生かしまして魅力ある住宅環境の形成、田園居住の促進、誘導、そういうものを図ることが滝川市における地域の活性化、あるいは定住の促進、農村と都市との交流の上からも極めて重要であるという考え方から、基本方針を定めて優良田園住宅を促進したいというふうに考えているものであります。この方針にのっとって進めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問のございました住宅建設にかかわる基本的要件はどういうことかというご質問でございますが、現在の基本方針の案の中では、住宅用地にかかわる要件8項目程度考えております。それから、住宅建設にかかわる要件を6項目程度考えております。先ほどのご質問にご答弁申し上げましたように、知事との協議が必要でありますけれども、例えば宅地用地にかかわる要件につきましては、敷地面積の標準でありますとか、最低何ぼ程度の宅地がなくてはいけないかと、一戸当たり。そういう要件でありますとか、全体の敷地の中に、容積率と言っておりますけれども、建物の延べ坪面積をどのくらいにするでありますとか、あるいは建物と道路との壁面の後退距離はどのくらいにするでありますとか、敷地内の緑化でありますとか、こういう項目について要件を定めたいというふうに思っておりますし、住宅建設にかかわる要件につきましては一戸建て専用住宅を基本とする方針でありますけれども、この建築物の用途が何を建ててもいいということではなくて、その建築物の用途、あるいは景観等がありますから建物の高さ制限、あるいはぼっちゃんくみ取りでいいのかということではなくて、排水の処理等の基本の考え方と、こういう住宅建築にかかわる6項目程度の要件を定めたいというふうに思っておりますが、こういうことについては基本的には地区計画等において樹立をして誘導するということも検討したいと思っております。

次に、米政策、水田農業ビジョンについてのご質問でございます。滝川の方向性ということについてでございますが、このご質問につきましても先ほど新政会を代表しての堀田議員のご質問と重複いたしますけれども、お許しをいただいてご答弁をさせていただきたいと存じます。滝川市地域水田農業ビジョンの経過についてでございますが、米政策改革に伴い、滝川市の水田農業の将来の方向、具体的な目標を掲げた滝川市地域水田農業ビジョンを16年の4月に正式に策定予定であります。策定に当たりましては、JAが中心となり、市、生産者、代表、関係機関、団体と昨年の4月からさまざま議論を重ねてまいりました。滝川市、そして滝川市水田農業推進協議会というところで案をまとめたものでございます。その後、ことしの2月12日、農事組合長会議、各農業団体総会でご説明をさせていただきまして、多くの農業者の理解が得られるものというふうに考えているところであります。水田農業ビジョンにおける将来の方向性についてでございますが、基幹作物は米であり、売れる米づくりに向けて必要な量、求められる品質を確保して適地適作を基本に、高品質米のほか、業務、加工用米生産、販売に対応していくつもりであります。小麦、ソバ等の土地利用型の作物、トマト、花等の施設利用型の作物につきましては、生産の拡大と高品質化、ロットの確保、生産履歴制度、クリーン農業などを推進をして本作化を進め、主力の米とあわせて農業所得の維持、拡大を図ってまいりたいと存じます。

水田農業ビジョンにおける具体目標とのご質問でございますけれども、各作物の作付及び販売の目標につきましては、ビジョンの中で3カ年の作付販売計画で具体的な目標を示しているところで

ございます。申し上げますと、生産額では米24億8,000万円、土地利用型作物、小麦、大豆、小豆、ソバ3億7,000万円、施設利用型作物、トマト、花等3億円という目標を定めて、この達成に計画的に努力をしていく目標値として設定したものであります。

次に、持続可能な農業の所得確保というご質問にお答えをさせていただきますが、基幹作物の米につきましては、産地間競争に勝ち抜くために実需者のニーズ、米の流通段階にかかわる皆さん方でありますとか、あるいは消費者でありますとか、実需者のニーズを的確に把握をして、売れる米づくりとして生産と販売を一体的に進め、価格の維持を図ることを重要な目標としていきたいというふうに思っております。所得確保のもう一つの柱として、転作作物の本作化が挙げられるというふうに思います。転作面積の大きな部分を担う小麦、ソバ等の土地利用型作物は、より収益性の高い作物を誘導する生産性の高品質化、あるいは大ロット化を推進をする必要があるというふうに思っておりますし、一方施設利用型作物につきましても収益性の高いトマト、花の生産拡大と高品質化で産地化を進めていく必要があるというふうに思っております。したがって、トマト、花のハウスの導入ということにつきましては、引き続き当初予算におきまして補助事業を計上したところでありまして、JAとともに連携をしながら実施をしまいたいというふうに思います。さらに、栽培履歴制度、クリーン農業導入もJAと連携をして、営農指導も行いながら推進をして、本作化することによりまして所得の維持、拡大に努めてまいりたいというふうに考えます。また、この販売につきましては大ロット販売を中心とする。一方で、しかし地産地消、都市と農村との交流の推進、農産物直売の拡大、そういうことで消費者に直接販売する、そういう多角化も進めて農業の所得の確保に努めてまいりたいと存じます。

意欲ある担い手の確保についてのご質問でございますが、滝川市地域農業水田ビジョンにおきまして、担い手を明確にし、交付金の上積みも行いまして、地域農業を担う中核としての位置づけを行っているところでありまして、多くの方が担い手となることを関係機関一丸となって支援をしまいたいというふうに思います。独自の担い手対策につきましては、滝川市農業振興基金の運用によりまして、すぐれた農業者に対する表彰あるいは研修等の実施によりまして、主に農業後継者の育成を中心に施策を展開してきたところでありますが、引き続き努力をしまいたいというふうに考えるところであります。先ほどもご答弁申し上げましたように、平成14年7月、農業振興基金運用委員会の中に担い手部会を設置したところでありまして、この部会におきましては農業実習生の受け入れ農家に対する支援制度が設けられておりますし、将来農業を志す若者の農業研修、充実に向けた担い手確保ということについても努力をしまいたいというふうに思います。また、農作業の共同化あるいは法人化の推進によりまして、中小農家の育成と新規就農者の育成確保というものをバランスよく進めていく必要があるという認識をいたしておりますし、総合的な対策の中に担い手の確保ということについて、関係機関ともども努力をしまいたいというふうに思います。

以上、ご答弁申し上げまして、谷口議員に対する代表質問の答弁にかえさせていただきます。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、谷口議員への教育行政についてのご答弁を申し上げたいと思います。また、

答弁につきましては、通告順に従いましてご答弁申し上げますので、ご理解をいただきたいと思いますとおっております。

まず、1点目でございますけれども、学校の顔づくり事業についてのご質問でございます。この顔づくり事業につきましては、ご案内のように、学校の教育活動を大いに推進していくと、あるいは高めていくと、そういったことを念頭に置きまして、特色ある取り組みの推進計画の内容を教育委員会に出していただき、あるいはその内容を十分吟味していただきまして、教育委員会としてその支援を行っているところでございます。予算の配分につきましては、これは以前にもご答弁申し上げたとおり、学校の内容を十分吟味いたしまして、費用対効果などを考えながら重点的に配分していると、そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思いますとおっております。

なお、学校におきましては、伝統とか、校風とか、あるいは図書の読み聞かせなど、スポーツ、文化、各般にわたりましてさまざまな取り組みを今展開しているところでございます。今後におきましても、その学校ならではの特色ある教育活動を大いに展開するために、この学校の顔づくりを事業として支援してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いますとおっております。

次に、読書活動についてのいわゆる蔵書達成率と、こういったご質問でございますけれども、小学校においては78パーセント、中学校においては76パーセントの達成率となっております。100パーセントを超える学校は2校ございます。この蔵書達成率でございますけれども、本には非常に単価の高い本と、あるいは低価な本とがありますので、さまざまそれをまとめて買っていますので、なかなか蔵書率も高まっていかないと、そういうのが現状でございますが、今後とも教育委員会といたしましては達成率の低い学校、これに優先的に予算を配分するなどして努力をしてまいりたいと、そのように考えております。また、読書活動を大いに教育委員会としても力を入れておりまして、読書時間の設定、各学校におきましては時間を設定しているとか、あるいはPTA、ボランティアとの連携、市立図書館コーナーの活用、読書感想文への応募など、さまざまな活動を各学校で取り組んでいるのが実態でございます。教育委員会としては、これらの事業を一層支援していきたいと。それから、今年度新しく学校との連携による子供読書活動推進事業、これを図書館で行いますので、これとタイアップいたしまして学校の読書活動を高めていきたいと、このように考えております。

次に、標準学力テストについてでございますけれども、これは先ほど堀田議員のご質問にもお答えいたしましたが、本年度3月末までにすべての学校で実施し、その活用を図っていると、そういうところでございます。

なお、標準学力検査とその他の違いということでございますけれども、今まで谷口議員に2度お答えいたしました。再三のご質問でございますので、改めましてご答弁申し上げたいと、そのように思います。標準学力検査についての標準という言葉でございますけれども、文字どおり、問題作成に当たっては全国的なデータ、これを累積いたしまして、統計学的に処理をされた標準化されたものであり、客観性、妥当性、こういったことから、日本で最も信頼のおけるものとされております。先ほどご指摘のありました高校入試のテストでございますけれども、これは全く別物でござい

まして、高校入試の模擬テストにつきましては北海道独自で作成して、出題の範囲とか、実施時期も違うのです。あるいは、活用の仕方にも全く違うと、そういったことでございますので、目的趣旨も違うということをご理解いただきたいと思います。したがって、教育委員会といたしましては、この標準学力検査、これは公教育が全国的な立場から、どの程度の学力水準にあるのかをまず把握いたします。そして、その実態を分析し、その改善に役立つと、極めて有効なものでございますので、今後ともこれについては行っていききたいと、そのように思っておりますし、学校の活用の仕方についてもさらに改善を図っていききたいと、このように考えております。

最後でございますけれども、予算についてのご質問でございます。特に児童生徒のいす、机、これについては今年度も予算措置を行っておりますので、学校の要望等を踏まえながら、極力取りかえるなどの努力をしていききたいと、そのように考えております。

中体連の会場費につきましてはでございますけれども、ご案内のように、市または教育委員会が単独で主催する以外、これにつきましては受益者負担の適正化を図る目的から徴収をさせていただいていると、これは既に決定されている内容でございます。中体連の大会は、中学校体育連盟の主催でございますので、その意味で負担をいただいていると、そういうことでございます。

また、学校の消耗品予算については、厳しい財政状況の中でございますけれども、公教育を推進するために必要なものと、そういったもので予算措置をしておりますので、今後とも効果的で無駄のないように一生懸命努力をしていききたいと、そのように考えておりますし、今後ともその補充に努めていききたいと考えております。

以上を申し上げまして、谷口議員への答弁とさせていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。

谷口議員、再質問ありますか。谷口議員。

○谷口議員 2点ほど再質問させていただきます。

中心市街地活性化の問題で、これは経済建設常任委員会の中で北方型住宅、いわゆる道営住宅100戸について予算100億円と、私はそういう数字を聞いておったのです。聞き間違いか勘違いかは知りませんが、そんなことで僕は100億円という数字を出したわけなのです。それと、もう一つ、今年度道の方でこの関係については今後対応するということになっておりますけれども、実際に北方型の道営住宅100戸が張りつくかどうか、これも道との対応が今現在なされておるかどうかということを再確認をしたいと思えます。

それから、高齢化の福祉の問題、これは介護施設の問題なのですが、今市長さんが言われたように、介護1、2、3、4、5といろいろあるのですが、在宅介護の方もおられるし、入院している方もいろいろおろうと思います。そんな中で、定員が満度で、実際に特別養護老人ホーム緑寿園で待機者が100人以上を超えているということは、いろいろと内容を説明してもらいましたが、何といたしましてもこれは入退院の繰り返しでこういうふうになっているのか。現在在宅介護をしている人が入所を希望しておるのだらうと思いますけれども、いずれにしても一昨年の30人前後から見ますと、3倍近くおりますから、内容につきまして再度もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 谷口議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 長 谷口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

中心部居住を進めていくために、新たな中心部における団地づくりや、やはり北方圏に適した、ある意味ではモデル的な住宅が必要だというふうに思っております。どういう住宅、団地を開発するかによっては、事業費は変わるというふうに思いますけれども、おおむね先ほど申し上げたような数字になるのではないかとこのように思っております。その住宅中心部居住のための公的住宅の建設という方針は、事業主体がどこかというのはこれからの問題であります、現在は多様な建築主体について検討して実現を目指していくということにいたしておりますが、私としてはまず道営住宅の可能性を探るべきであるというふうに思っております、そういう要請も行っているところであります。

2点目の特養の待機の具体的な状況ということであります。確かに103名という待機者は大変な待機者であります。どこに待機していらっしゃるかという数字についてご説明を申し上げたいと思いますが、老人保健施設に入っている方が42名であります。それから、病院に入院している方、これは一般病床と、それから療養型の病床も含むわけでありまして、病院に入院していらっしゃる方が30名いらっしゃいます。それと、在宅でいらっしゃる方が先ほど申し上げた15名であります。その他16名であります、これはほかのまちの特養に入っているとか、あるいは養護老人ホームに入っているとか、そういう方々が16名であります。市内の待機者は84名、この103名の内訳です。市外から要望があつて待機をしてられる方が19名であります。先ほど申し上げましたが、軽度の方で70パーセントを占めるというのは、要介護1の方が42名、要介護2の方が30名ということで、103名のうちの約70パーセントを介護度の低い方が占めている状況にあります。毎年どれくらい入園するかと申しますと、平成15年度は2月末で46名の方が入所をされていらっしゃいます。大体30名から40名というところが平均的な年の状況であります。そういうことから申しますと、確かに103名という数は多いですが、実質的に極めて緊急を要するという方々については、そう多い実態ではないのではないかと。毎年の入園者数を勘案すると、何年もという可能性はそう高いものではないのかなというふうに実は思っておりますのと、これは先ほども申し上げましたように、増床をすることができませんので、現行の枠の中で何とか努力をしていく、あるいはご努力を賜ると、そういう方向に努力をしたいというふうに思っております。

○議長 長 以上をもって谷口議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 谷口議員が時間いっぱい使われたので、私も時間内に終わるために、できるだけ余計なことは言わないと思って立ったのですが、一つだけ話す前にお話しをしたいと思います。

最近記憶に残るニュースに、カラスが鳥インフルエンザにかかったと。それで、大阪府とある市の職員の対応が、インフルエンザにかかった可能性のあるカラスを警察署に預かってもらっていて、月曜日に役所からとりに行くという対応をされた。市民の命と暮らしを守らなければならない自

治体の職員としては、まさに心を忘れた対応ではないかと。我が市にあっては、こういった教訓を生かして、市民の命と暮らしを守る職員の活動に役立てていただきたいと思います。

もう一点は、道警報償費では警察官が裏金をつくると。そして、道警の中の間報告、調査委員会が出しましたが、そこでは警察職員が記憶にないと、こういう言葉を連発されておりました。警察官が記憶にないと言ったら、これから警察の捜査に記憶にないというふうに答える国民に対して警察はどのように対応するのでしょうか。1度国民の信頼を失うと、これを回復するには本当に長い時間がかかってくると思います。この裏金づくりでは、一つの教訓は、市民のために使わなければならない税金をきちっと使っていくという、この基本からずれて使っていたと、こういうことだと思いますので、本日は市民本位の行政のあり方、そして市民にとって一番役に立つ税金の使い方とは一体どういうことなのかということを考えながら、質問を行ってまいりたいと思います。

それでは、日本共産党を代表しまして、平成16年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針について、市長並びに教育長のお考えを伺います。

◎1、基本姿勢「人の輝くまちづくり」について

1、元気を持ってない人に厳しい政策からの転換を

2、「わかりやすく公開し、説明責任を果たし、透明性を高め、すべての人が参加行動する仕組みをつくりまします」の具体化について

まず、基本姿勢ですが、元気を持ってない人に厳しい政策からの転換をという点で、基本姿勢では第4次まちづくり実施計画の柱を人の輝くまちづくりとし、その推進力は元気な人としています。しかし、元気を持ってない人に厳しい政策では、市民全体の元気はさらに失われてしまいます。例えば失業者、年金生活者、低所得者にとっての国民健康保険税引き上げ、最低賃金に近い市の臨時職員にとっての2年連続の賃金引き下げ、そして高齢化が進み、かたい門口の除雪に悩む市民にとっての除排雪費、5年間で15パーセント削減する、これらは重点施策第5で述べている時として痛みを伴う改革などとして見過ごすことはできません。元気を持ってない市民に厳しい政策について、見直しを含めて方針の転換を求めます。

2点目、「わかりやすく公開し、説明責任を果たし、透明性を高め、すべての人が参加行動する仕組みをつくりまします」の具体化について伺います。執行方針は、このように述べていますが、合併問題を例にとると、判断できない、情報が少ないという意見が多数です。執行方針を実効あるものにするためには、1万人以上が参加したごみ分別説明会方式を重要問題では実施すべきではないでしょうか。市長のお考えを伺います。

◎2、政策の優先順位について

・効果的な施策の優先順位について。予算の使い方の転換を求めます

2件目、政策の優先順位について伺います。まず、効果的な施策の優先順位について、予算の使い方の転換を求めるという点ですが、執行方針は重点施策、行財政改革推進の中で、効果的な施策の優先順位づけ、重点的な予算配分としています。しかし、駅周辺整備事業に21億円を計画し、

民間法人の國學院短期大学に2億円を支援する一方で、市民負担増、サービス削減は問題です。予算の使い方の転換を求めます。この件につきましては、先ほど議会休憩の折、駅周辺整備事業を白紙に戻し、国民健康保険税の引き上げと市民負担増を行わないことを求める請願署名を反対する会代表、中村公一氏から1,912筆、山腰市議会議長に届けられたことをご報告したいと思います。

◎3、市町村合併について

- 1、異論噴出「実質的な協議」「共同作業」「調和」には、ほど遠い法定協について
- 2、市民に示すべきこととして、「財政計画は15年」とすることについて
- 3、合併する理由は、「財政難」か「まちづくり」か
- 4、合併推進と同時に、自立でのまちづくりについても万全を尽くすことについての考え方

次に、3点目、市町村合併についてですが、まず異論噴出「実質的な協議」「共同作業」「調和」には、ほど遠い法定協、この問題について伺います。執行方針では、基本的事項について実質的な協議を進め、調和ある新しいまちをつくるための共同作業を進めますとしています。しかし、現実には1日で採決してしまう、肝心の点が議題に出ない、事実上のコンサルタント丸投げなどの不満が委員から噴出しています。実質的、また共同作業、そして調和にはほど遠いのではないのでしょうか。市長のお考えを伺います。

2項目めとして、「財政計画は15年」とすることについて伺います。執行方針では、6月までに新市建設計画素案や税、手数料などがどうなるかを住民説明会などでお示しし、としています。ここで重要なことは、合併による地方交付税削減ピークは15年後であり、合併特例債の償還ピークがこれにほぼ重なることです。これについて、財政計画は15年が必要と法定協議会で砂川の黒委員が指摘をしています。市長の認識について伺います。

3項目め、合併する理由は、「財政難」か「まちづくり」かについてですが、北海道新聞によると、全国自治体トップアンケートに対し、市長は合併する見通しと回答したと報道されています。また、道内では合併する見通しと回答した41パーセントの首長のうち74パーセントが理由として財政が厳しく存続が難しいからを挙げ、新しいまちづくりのきっかけになるを大きく上回っています。市長は、どちらを選択、回答されたのか、またその根拠について伺います。

4項目めとして、合併推進と同時に、自力でのまちづくりについても万全を尽くすことについての考え方を伺います。この点については、先ほどの堀田議員へのご答弁で、合併を推進しつつも自主自立、そして合併のどちらでも対応できる、対応していくとのご答弁でしたが、ここで自立の方が財政的に厳しいとお考えであれば、その根拠についてお伺いをいたします。

◎4、財政問題について

- 1、小泉構造改革と三位一体改革への評価
- 2、15年度決算予測について（特に基金残高と繰越金について）

4件目、財政問題について伺います。小泉構造改革と三位一体改革への評価については、これま

で2人の議員へのご答弁がありました。重複をしない点について伺います。先ほどの全国自治体トップアンケートに対し、道内首長の76パーセントが三位一体改革については評価をしない。そして、その理由として68パーセントが交付税削減の先行を挙げています。また、交付税の総額維持または増額を3分の2が望んでいます。これらについてどのように回答されたのか。特に交付税総額についてどのようにお考えなのか、またその根拠について伺います。

次のページですが、2項目め、15年度決算予測について、特に基金残高と繰越金について伺います。まず、2003年度の基金取り崩しが当初の予算額7億2,051万円に対して4億8,517万円も下回った要因について伺います。人件費が当初予算よりも2億4,000万少なかったことや、また地方交付税が当初予算より1億8,000万円多かったことなどが主要な要因と思われるのですが、実態について伺います。

また、繰越金の予測について伺いますが、繰越金は2000年度、今から3年度前に当たりますが、約9,000万、これが2001年度は2億800万、そして昨年度は3億1,500万と。まさに予算をできるだけ大事に使うということで、繰越金が増える傾向がこの間ありました。よって、2003年度決算もかなりの繰越金になることが予想されますが、予測について伺います。

◎5、すべての人が健康で安心して暮らせるまち

- 1、保健・医療の充実を言うなら道医療費助成制度改悪に反対し、市民負担増を防ぐべき
- 2、養護老人ホーム緑寿園建て替えの見通しについて
- 3、老人保健施設すずかけなど入所施設の待機者対策
- 4、デイサービスセンター待機者状況と、南地区デイサービスセンター計画について
- 5、2005年度に向けて新保育所申請を優先させ、教育・保育の総合施設は市民的な是非判断で
- 6、母子家庭自立支援給付制度を真に利用しやすい制度にするために
- 7、交通安全の確立
- 8、市立病院の広域的あり方の検討は市民とともに

5件目、すべての人が健康で安心して暮らせるまちについて伺います。まず、保健、医療の充実を言うのであれば、北海道医療費助成制度改悪に反対し、市民負担増を防ぐべきという点について伺います。執行方針では、国保税率や賦課限度額引き上げで、国保財政の健全化を図るとしています。一方、北海道は道と市町村による医療費助成制度について一部負担導入と、65歳から69歳の老人については制度の段階的廃止を2004年度から始める予算案を提出しました。これによる市民の負担増と、病院に行きづらくなるという問題は深刻です。何としても負担増は防がなければなりません。市長として、道に制度維持についてどのような態度をとられてきたのかについて伺います。この問題では、滝川市議会としても制度改悪をしないことを求める道への要望意見書を知事あてに提出する議案を今準備されているところですので、この点も考慮しながらご答弁をいただきたいと思います。

2 項目めとしては、養護老人ホーム緑寿園建て替えの見通しについて伺います。執行方針では、浴室及び脱衣室を改修などとしています。養護老人ホームの随時改善は望ましいことです。滝川市高齢者保健福祉計画では、6 畳間を2 人で使用しているなど、個室化が進められている現在では住環境の向上が必要であるということで、個室化の方向を示しています。早期建てかえが基本方針になっている状況です。一方、老人福祉施設としては特別養護老人ホームの建てかえ、ユニット化も急がれます。養護老人ホームの建てかえ時期と合わせ、特別養護老人ホームの建てかえ時期についても市長のお考えを伺います。

3 項目め、老人保健施設すずかけなど入所施設の待機者対策についてですが、在宅介護をする家族にとって中間施設が順番待ちということは大変つらいものです。今冬のすずかけの待機者状況、要医療的介護のために断った例について伺います。断ったということは、少し時期を待ってくださいというふうにお願いをした例について伺います。

2 点目は、市長は、特別養護老人ホームの待機期間が1 年以上であるにもかかわらず、北海道は平均よりベッド数が多い、あるいは先ほどの谷口議員へのご答弁で、国の基準を上回っていることなどを理由に、国に増床を求めている姿勢を崩しておりません。一方、昨年4 月に20 床増床したすずかけが、もう待機者が多くなるという状況になっています。この事態は、在宅介護を中心にという田村市長としては放置できないのではないのでしょうか。市長のお考えを伺います。

4 項目め、デイサービスセンター待機者状況と、南地区デイサービスセンター計画について。まず、執行方針では、日曜日、年末年始以外の祝日の営業を行うとともに、受け入れ時間を延長する、すずかけの定員増を図るとしています。市内デイサービス3 施設での2 日利用希望者、3 日利用希望者の待機状況について伺います。

次は、15 年、昨年の第2 回定例市議会での新政会の代表質問などに、定員の90 パーセントを超える利用状況の段階で、南地区にデイサービスセンターを建てていきたいと答弁されています。現状と見通しについて伺います。また、その際に地域にとって不便が続いている中島、啓南地区にコミュニティ機能を加えた複合施設とすることを検討することについて伺います。

なお、この問題では、次は中島町ということで、既に中島町にはコミュニティ施設の用地が土地開発公社の先買いで取得済みであり、財政問題を含めて、今は大きな施設ではなくても地域のコミュニティにとって必要な機能が何らかの形でという要望が大変強いことを添えておきたいと思います。

次に、2005 年度に向けて新保育所申請を優先させ、教育・保育の総合施設は市民的な是非判断でという点ですが、執行方針は新保育所建設を国、道に強く要望するとともに、教育、保育の総合施設のあり方についても検討するとしています。2005 年度に向けた新保育所建設申請と総合施設の優先度についての考え方について伺います。

次に、総合施設については、実績がないので、効果に疑問があると同時に、現行の保育所、私立幼稚園との共存関係、保護者の理解などについても疑問があります。市役所内だけでの検討、判断には任せられないと考えます。そこで、市民への情報提供と議会内外での分析、検討、申請への判断、補助金申請時期など2005 年度に向けての進め方とスケジュールについて伺います。

次に、母子家庭自立支援給付制度についてですが、執行方針では二重の負担を負う母子家庭の母の自立については、新たに母子家庭自立支援給付制度などの制度を活用し、支援するとしています。しかし、予算額はわずかに12万円程度であり、雇用奨励金の利用への見通しは事実上ありません。そこで、実効ある制度にするためには十分な工夫が必要ではないでしょうか。広く活用させるための方策について伺います。

次に、交通安全についてですが、執行方針では交通安全の啓蒙と事故相談の強化を挙げています。そこで、事故頻度調査など科学的な危険箇所の把握について強く警察に要望すると同時に、当市でもヒヤリマップなどの活動実績もありますが、市民とともに交通安全調査を実施している栗山など各地の先進例にも学び、交通安全と連携して市民の協力も得ながら調査作業を改善する組織づくりの検討を求めます。この点では、市内に数百カ所一時停止標識がなければならない場所に、非常に一時停止標識の設置がおくれていると。例えば昨年度の例をとりますと、1年間に新たな一時停止標識の増設は1カ所というような状況を考慮しながら、ご答弁をいただきたいと思います。

次に、市立病院についてですが、執行方針では他医療機関との連携を進めとしています。広域連携については、現状の方向で進むのか、それとも準センター病院化を加速させるのか、またはサテライト化させるのかなどの検討状況が示されていますが、市民にとっては身近で余りにも大きな問題です。市民への情報提供や意見の反映方法、例えば広報に掲載するしない、また説明会やアンケートを実施するかしないか、またスケジュールなどについて伺います。

◎6、すべての人が生き生きと生活する活力あるまち

- 1、就労機会の確保、新規学卒者ワークシェアリング、臨時雇用枠について
- 2、農業経営基盤の強化について
- 3、駅前再開発ビル対策

6件目、すべての人が生き生きと生活する活力のあるまちについて。まず、雇用問題ですが、執行方針では市の臨時職員としてワークシェアリングを行うとしています。日本共産党は、残業時間の削減方法として、正職員の残業分を臨時職員が行う、分かち合うことを提言してきました。これに対して、これまで市は、そういう考えはない、滝川版ワークシェアリングだと、ワークシェアリングという言葉を使いながら、一般的な分かち合いということについては、そういう方式ではないと答弁をされてきました。これまでの答弁から前進されたのか、あるいは変えられたのか、内容と考え方について伺います。

次に、農業問題ですが、執行方針では国の米政策改革の初年度であることから、担い手の育成支援など創意工夫ある実践活動を支援するとしています。滝川市地域水田農業ビジョン案に基づいて、今後水田農業推進協議会で一般農業者、担い手、そして基幹的担い手、この三つに分けられます。この場合、産地づくり交付金4億500万円は、基幹的担い手、そして担い手に多く配分されるわけですから、どのような基準で農業者が分けられるのか、非常に重要な問題になっています。そこで、まず近隣市町の区分の方向について、また面積は小さくとも意欲のある農家に対してどのように支援をしていくのかについて市長のお考えを伺います。

次に、畑作中心農家は、水田中心などに比べて何倍もの耕作面積と労働で何とかやっているという状況です。輸入農産物への信頼が急激に低下する中で、継続可能な畑作経営を確立するために、今こそ畑作中心農家への支援の強化が求められています。市長のお考えを伺います。

次のページですが、鳥インフルエンザの広がりには全く予測のつかない状態です。特にカラスへの感染から、野鳥との接触防止の必要性が高まっています。個人消費的飼育、趣味的飼育などを問わず、道や家畜衛生試験場などに任せるのではなく、市としても取り組みが求められているのではないのでしょうか。市長のお考えを伺います。

次に、駅前再開発ビル対策です。執行方針では、公共機能の導入に取り組むとしています。既に経済建設常任委員会には、約300坪の計画が示されていますが、市民が駅前地域に一番必要としている中、大型規模の食品スーパーが入居しない状況での公共施設導入はいかがなもののでしょうか。市民や商店街からも疑問がわき上がるのではないのでしょうか。後日公共施設が入ってから食品スーパーが入居を希望しても、まとまったスペースがなくて入居できないなどという事態を想定されているのでしょうか。市長のお考えを伺います。

◎7、すべての人が快適で潤いある環境が享受できるまち

- 1、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施への見通し
- 2、市街地環境づくり「都市計画マスタープラン」の具体化について
- 3、将来の道営住宅の建設地の立地条件と市の負担について

7件目、すべての人が快適で潤いのある環境が享受できるまちについて伺います。まず、容器包装リサイクル法についてですが、執行方針は地域に根差した資源循環型社会の形成に向けて、集団資源回収のサポート、リサイクルを軸とした住民ネットワークの形成などとしており、前進していることに評価をします。一方で、全国の進捗におくれのないためにも、その他紙製容器、その他プラスチック容器、白色トレイなど容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画の市民周知と早期実施への見通しについて伺います。

次に、都市計画マスタープラン等の具体化について伺います。執行方針は、個性ある都市環境の形成を都市計画マスタープランに基づいて推進しますとしています。マスタープランは、個々の詳細について議論されているわけではありませんので、具体化に当たっては十分な検討が必要です。そこで、12号線バイパス5丁目北側の白地地域の特定用途地域化、旧北炭跡地の工業地域の特別用途地域化について、周囲の住環境や大型店対策として具体化の見通しについて伺います。また、バイパス2丁目から4丁目にかけての農振地域は守るべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、道営住宅の建設の立地条件等について伺います。執行方針は、中心市街地活性化として街なか居住を推進するとしています。駅周辺整備事業の北方型集合住宅として道営住宅が見込まれています。この点につきましては、先ほどの谷口議員へのご答弁で市長は、私としては道営住宅を考えているという中で、何かほかに選択肢があるかのようなご答弁がございましたが、この点については北海道公営住宅ストック計画の中に滝川の啓南団地143戸、これの事業主変更ということで、143戸を市に移管をして、それより少ない数の道営住宅を滝川市内に建てるという計画が既に公

になっております。ですから、何かこの計画がまだ水面下のようなご答弁では事実と違うと思えますので、この点についてはご答弁のときに触れていただきたいと思います。本題に戻りますが、しかし駅北西地区については公営住宅の立地条件として、駅構内に近く、準工業地域でもあるとして、騒音問題などについても検討が必要ではないでしょうか。また、今後北海道と建設場所について、どのようなスケジュールが予想されるのか伺います。また、道営住宅建設の場合、道路や上下水道本管整備など市の負担についても伺います。

◎ 8、教育行政

- 1、日の丸・君が代についての各教師に対する指導実態の把握と事前指導・職務命令について
- 2、義務教育施設整備について
- 3、注意欠陥・多動性障害（ADHD）の児童への支援強化について
- 4、図書館利用の飛躍的拡大を
- 5、空知太スキー場維持について市民の意見反映を
- 6、児童館活動の充実

最後に、教育行政ですが、まず日の丸、君が代について伺います。執行方針では、教職員の意識改革と資質の向上として実践的な指導力が求められていますとしています。国旗、国歌については、学習指導要領に基づく指導の名のもとに、思想、信条、内心の自由を保障した憲法を踏みにじることは許されません。北海道教育委員会から事務連絡がされ、教師に対する指導実態を把握し、これを道の教育委員会に滝川の実態を報告することを求めています。そして、事前指導を強めるということについて事務連絡が来ておりますが、先週の金曜日に市内4中学校、また1日には西高等学校で卒業式が終わっております。この状況について、道教委にどのように報告をされる予定なのかについて、まず教育長に伺いたいと思います。

そして、これについては先ほどの堀田議員へのご答弁で、着席をする教師に対しては起立が望ましいと、そういう方向で指導強化するというご答弁がされておりました。着席している場合に、君が代斉唱と言われた場合に起立をするかどうか、また起立をした状態で斉唱が始まるときに座るかどうか、これは内心の自由という点で、これを侵すものではないということについては、広い一致点が間違いなく存在しています。ここで問題になっているのは、公務員だから仕事をきちんとやれと、職務命令は守りなさいという、この問題が今論点になっています。しかし、この問題で今まさに教育現場は混乱をしています。一つは、卒業式の前日まで職員会議でやるかやらないかということも含めて議論がされる、あるいは多くの学校で教師が着席をされるということで、混乱しているという現実があります。そこで、混乱の場における校長先生の立場を理解する、そういう話し合いを教育委員会として校長先生とも行う、あるいは道教委に対しては、今回の事務連絡は行き過ぎがあるのではないかと、そういう指摘も滝川の教育委員会として行っていくべきではないでしょうか、教育長のお考えを伺います。

次に、義務教育施設整備について伺います。執行方針では、緊急性を勘案し、計画的に施設整備

を進めると述べていますが、改修工事についてはことしも約3,000万円程度、まるで個人住宅建設費並みの予算にすぎません。昨年の第3回定例会での本間議員の質問に対し、遅くなくうちに建てかえ計画を立てると教育長はご答弁されておりますが、その見通しについて教育長のお考えを伺います。

次に、注意欠陥・多動性障害、いわゆるADHDの児童への支援強化について伺います。執行方針は、特殊教育の充実の中で障害に応じた指導を適切に行い、一人一人のよさや可能性を最大限に伸ばせるように取り組むとしています。現場の先生は、授業が落ちつかない原因の多くがADHDだが、担任の限界を超えていると悩んでいます。現状と児童、家庭及び担任への支援強化について、教育長のお考えを伺います。

4件目、図書館利用の飛躍的拡大をとという点ですが、夏の間開館時間を週2日間延長する、これについては日本共産党も繰り返し求め、2度にわたる開館時間延長調査を踏まえての実施であり、評価します。また、読み聞かせの充実、学校図書館との連携に続き、巡回文庫の効率化や図書コーナー充実化への取り組みなど、予算が少ない中で改善がされています。しかし、今回機構改革で図書館長が課長職から、課長が専門でいるものから、社会教育課長が兼務するということが出されております。この機構改革が足を引っ張ることを危惧をするものです。もし人員減になるということであれば問題ですが、粘り強い取り組みができるのか、教育長のお考えを伺います。

次に、空知太スキー場維持について市民意見の反映について伺います。執行方針では、冬期間の健康、体力づくりの場として、安全面に配慮し、開設しますとしています。一方で、行政改革方針では、行革期間中に利用者増が見込めない、あるいは大きな改修などの場合、用途を廃止するなどと述べています。この方針について、利用者、保護者の意見はどのように反映されているのでしょうか。また、リフトのワイヤーがかなり古くなっているとも聞いております。ワイヤーの入れかえが廃止する条件となり得るのか。また、入れかえる場合に想定される金額についても伺います。

最後に児童館の活動について伺います。執行方針は、共働き家庭支援として定着してきた1時間延長開館について、新たに西地区児童センターを加えるとしており、評価するものです。しかし、全館実施に向けた課題について教育長のお考えを伺います。

○議長　ここで若干休憩といたします。再開を2時50分といたします。

休憩　午後　2時34分

再開　午後　2時50分

○議長　長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長　日本共産党を代表しての清水議員の代表質問に以下順次ご答弁申し上げます。施策によっては、所管からの答弁ということもございますので、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

人の輝くまちづくりについて、政策の転換をとというご質問でございます。地方自治は、住民の責任と負担によって運営されるというふうに地方自治の基本精神に示されているところであります。

したがいまして、この運営に当たって不足分はだれかが穴埋めしてくれるという状況にはございません。住民みずからの能力の範囲で、最大限のコストの削減ということも考え合わせて運営をしていくというのが原理原則でありまして、やはり原理原則にのっとったしっかりとした対応が求められていくというふうに思っております。ご指摘の国民健康保険税など、相互扶助の考え方に基づく制度につきましては、景気低迷でありますとか、急速な高齢化に伴う医療費の増大、一方この景気の低迷による税収の落ち込み、極めて厳しい運営状況となっているところでありまして、収納率の向上あるいは歳入不足を一般会計で補う等の対応を図っているところでございますけれども、やはりこれは原理原則から申し上げますと独立採算を基本とするということでありまして、健全な国保運営を目指すためには税の引き上げもやむなしとの判断から、ご負担をお願いをするものであります。ご理解を賜りたいと存じます。

臨時職員の賃金につきましては、2年連続の引き下げとのご指摘でございますが、算定に当たりましては人事院勧告に基づく職員給与ベースを基本としているところでありまして、現在の社会経済の情勢などを勘案し、市内企業等の賃金、最低賃金との比較でも極端な差はないというふうに考えているところであります。

除排雪15パーセント削減などの予算につきましては、限られた財源を効果的に活用するために、除排雪水準を低下させずに、かつ重点的に交差点や歩道除排雪を行うなど、より効率性の高いサービスの充実強化を図っているところであります。今後ともその方針で臨みたいと考えております。

全体として地方行財政、大幅に縮小を余儀なくされているわけでありまして、こういう中であって足腰の強い滝川市の行政を築き上げていくためには、これからの数年が最も厳しい状況にあるというふうに考えております。したがって、行政コストは民間活力の活用などによりまして極力減らしつつ、求められる行政サービスの維持向上に努めること、さらに時代に合わなくなった事業を整理統合すること、受益者負担が求められるものについては、受益者負担の原則で運営すべきは、やはり原則にのっとって運営すること、そしてどうしても縮小や負担が求められる施策については、市民の皆さんのご理解とご協力の中に改革を進めていく必要があるというふうに考えております。

次に、参加行動する仕組みづくりということについてお答えを申し上げます。市民の皆さんのまちづくりへの関心や市政への参加意識の高まりに伴いまして、市政に関するわかりやすい情報提供等については、行政に対する理解と信頼を高める上でも大変重要なことだと認識をいたしております。広報たきかわ、公式ホームページ、FMG—SKY、各種広報媒体を積極的に活用しながら、直接市民の皆さん方にご意見を伺うと、あるいは情報を提供させていただくということも含めて、迅速かつ的確に情報発信を今後ともしていきたいというふうに思っております。市民の皆さんから幅広くご意見をいただく、あるいは直接的に市政の状況を情報提供させていただく、そういうことにつきましては滝川市町内会連合会連絡協議会と連携しながら進めておりますし、まちづくり市民大会あるいはまちづくり懇談会を初めとして各種団体との懇談、提言はがき、あるいはホームページにおける提言メール、重要課題に対するアンケートなどを実施しているところでありまして、今後ともこのような姿勢を基本と保ちつつ、可能な限り広く情報公開をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、政策の優先順位についてでございます。都市においても企業においても同様だというふうに思うわけですが、永続的に発展を期するためには、やはり投資をしなくてはならないということがあると思います。企業においても都市においても同様だというふうに思います。都市の場合、この投資というのがいわゆる都市装置であったり、都市施設であったり、あるいは土地利用を勘案をしながら、しっかりとした機能立地を進めていくということであったり、こういう都市構造をしつかりとしたものにしていくというのは、やはり民間で言えば投資であります。したがって、一般的にストックとフローという言葉が使われますけれども、行政においてもストックの構築というのは、永続的にその都市が発展していくために必要不可欠だというふうに思っております。とりわけ交通拠点性を生かして発展してきた滝川市におきましては、この交通の拠点機能の確保というのは極めて重要だというふうに考えておきまして、このままでいいというふうな認識は持っていないところであります。したがって、滝川駅を含む周辺地域の整備につきましては、中心市街地の活性化はもちろん、都市機能として、また滝川としての拠点性を確保する上からも重要というふうに考えておりますが、今後財政状況を見きわめた上で事務事業内容等の検討がさらに必要だというふうに思っております。

また、ご質問にありました國學院短期大学への支援につきましては、短期大学が地域に与える影響の大きさ、教育、地域経済等、あらゆる側面からその効果について極めて大きなものがあるというふうに考えておりますし、魅力あふれる大学づくりを目指す活性化推進基本プランを着実に実行することが、この國學院短期大学の本来の使命を達成をすることになるというふうに考えておきまして、ことしにおいても1億円の支援を予算化をしているところであります。単なる民間法人への支援ということではございませんで、15年度における支援の効果も急速にあらわれてきているところであります。滝川市の発展のためにも期待大とするところであります。そのほか、いずれの施策におきましても行革及びまちづくりの観点を踏まえまして、市民の皆さん、あるいはこの地域への効果、影響、そういうものを慎重に検討をして予算を組み立てたところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

次に、市町村合併についてでありますけれども、どこの法定協議会も試行錯誤の中に法定協議を進めているようであります。最初から一気に物事がどんどん進むという状況には、いろいろ調べさせていただきましたが、そういうところはかなり少ないのではないかとこのように思っております。これからは極めて重要な、協定を必要とする重要な協定項目の中で、さらに重要性があるというものにつきましては、これから小委員会での論議が進んでまいります。そういう中で、目的意識あるいは情報の均衡化、そういうものが図られて次第に議論もルールに乗ってくるというふうに考えているところであります。何もかもすべて法定協議会の場で協議できるというものではありません。重要な基本協定項目に限られてくるわけでありまして、そのためにはスタートしてから多少の時間が必要でありまして、やはり数回は比較的軽微な協定事項の検討ということにならざるを得ないというふうに思っております。現在合併協議会におきましては、担当職員の共同作業による専門部会、分科会、さらに先ほど申し上げました新たな小委員会の設置ということも含めて、どんどん新市建設計画の検討、事務事業の検討、そういうものの作業が進んでおりますから、逐次本格的

にこのレールに乗るのも間近というふうに考えているところであります。

新市建設計画の策定に当たりましては、企画専門部会が計画の骨子を作成をして、それをもとにコンサルタントに対して考え方、検討材料、検討の具体作業の指示、そういうものを行ってまいります。時間は限られておりますけれども、その制限された時間の中で密度の濃い議論を進めながら検討素案をまとめる予定でありまして、これは法定協議会の場合でもはっきり申し上げさせていただいておりますけれども、丸投げをするというようなことではないと。そういう作業で、目下精力的に作業を進めているということをご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

財政計画につきましては、一般的に10年というのが自治体計画も財政計画も一般的な計画期間であります。財政計画の場合は、さらに中期計画というのが極めて多くて、5年ぐらいの計画というのが独自に財政計画をつくる場合については非常に多い状況にあります。これ以上は、なかなか遠く見通すことができないということがありまして、ビジョンは超長期、超長期と申しますのは10年を超える期間、それから基本構想でありますとか基本計画は大体10年程度、そういうのが自治体計画の一般論でありますけれども、この新市建設計画はやはり10年程度の期間で計画を立てていくのが妥当ではないだろうかというふうに思っております。地方交付税がどの程度減っていくのか、これが合併算定がえの激変緩和期間で5年間ということでありますから、10年プラス5年間で15年後を想定すべきではないかというのが実は根拠になっておりまして、そういうシミュレーションをされているところも現実にはあるようであります。しかし、財政計画すべてを15年でできるかといいますと、先ほど申し上げましたように財政計画は中期計画が多いですから、さまざまな制約条件の中にあることは、具体的には事実であります。したがって、そういう点も勘案しながら、この法定協議会、それから新市建設計画を策定する、協議する部会は、まずは第1小委員会というところがございますから、現実には15年の財政計画が可能であるのか、計画としての確実性をどの程度予測できるのか、やはりそういうこともありますから、こういうことについてはしっかり議論をする必要があるのではないかとこのように思っております。

それから、アンケートに対する合併の見通しに対しての市長の回答の内容ということでございますけれども、このアンケートは択一式であります。重要なことを幾つでも丸をつけてくださいというものでは実はないのです。実際は、全部に丸をつけたいのです。ですけれども、残念ながら一つ選べということになります。あえて私は、厳しい財政状況の中で、この地域において新しいまちづくりを進めるためには財政基盤の強化が必要だということから、選択肢の少ない中から財政面の項目を選択をしたという状況でございます。

それから、さきの質問に関連をいたしまして、自立が財政的に厳しい根拠を示せということになります。私は、そういう意味で申し上げたわけではありません。地方自治体は、自立とあわせて、規模の拡大と適正な規模の確保ということについても法律は地方自治体に求めているということを申し上げたわけでもあります。しかし、これから地方分権という名のもとに、さまざまな政策判断、そして具体的な事務事業の拡大ということが求められてくるとすれば、やはり固定費の削減、行政コストの削減というのは極めて重要な課題だというふうに思っておりますし、これから地方自治体が選別されていくという中において地域が発展していくためには、やはり大同団結が大きな一つの

選択肢であると、そういう選択肢がとれるのかどうかということを新しいまちづくりの基本計画と事務事業の状況によって判断をしていく必要があるというふうに考えているところであります。

次に、財政問題についてであります。１点目の三位一体改革への評価でございますけれども、今月１日付の北海道新聞に掲載された記事に関するご質問であります。三位一体改革への評価につきましては、先ほど来ご答弁申し上げましたように、２００４年度に国庫補助金負担金を１兆円削減をして、所得譲与税による税源移譲を行うとした内容については、ある程度評価するというふうに回答させていただきました。なかなかアンケートというのは難しいものでありまして、昨年末来、三位一体改革の中で税源移譲といっても基幹税でない移譲をすると、例えばたばこ消費税でどうかとか、全く問題外の議論がなされていた。しかし、私はある意味では、平成１８年度までの暫定措置ということではありますけれども、所得税の一部が譲与されるというルールができ上がったということについては一歩前進ということで、ある程度評価ができるという実はお答えをさせていただいたわけでありまして。そういう制度上の道筋を開いたという観点から、こういう考え方を披瀝をさせていただきました。しかし、実際の財源ということになると、これは極めて厳しい結果であります。したがって、地方交付税の総額維持または増額につきましては、総額を維持すべきだというふうにも同時にアンケートに答えているところであります。こういう状況でございまして、今後におきましても税源移譲の理念は評価しつつも、本市のような地方都市におきましては十分な財源保障については今後とも憂慮せざるを得ない状況にありますので、交付税を含め、この財源調整機能、財源保障機能の堅持ということも含めて、財源の確保ということについては最大限の努力を国に払うように要請をしていくつもりであります。

次に、１５年度予算予測について、基金残高と繰越金についてのご質問であります。平成１５年度３月補正前の現計予算では、ご質問のありました７億２，０５１万円の基金繰入金を計上していたところでありますけれども、これもご質問のように４億８，５１７万円を減じて２億３，５３４万円の繰り入れとしたところであります。この主な要因といたしましては、ご承知のように先日議決いただきました補正予算で、職員の人件費等で約１億８，０００万円の歳出の減、歳入につきましては普通交付税が確定をいたしまして約１億５，０００万円の増、繰越金の確定によりまして約１億３，０００万円の繰り越し、さらに人事院の給与のマイナス勧告があったものですから、臨時財政対策債が削減されるかなと思って心配していたのですけれども、これが実は減額調整されることなく決定額が確保されたということなどが主な理由であります。参考までに当初予算と比較をいたしますと、普通交付税で１億９，３９１万円の増、繰越金で２億３，９１１万円の増、性質別に分析をした人件費で２億５，２３６万円の減ということになったところでありまして、これらの総体が基金繰入金を減少させる要因となったものであります。平成１５年度末の基金残高は、一般会計現金の分で１６億７，５２３万円の見込みであります。繰越金の予測ということについてでありますけれども、平成１６年度への繰越金の予測につきましては、予算執行の途中でありますために未確定の部分もかなりありまして、非常に予測が難しい状況にあります。近々３月の特別交付税が決まるといいますし、現在北海道へ要望しております財源対策債の調整分、この許可状況によっても大きく変動いたしますけれども、あえて想定をいたしますと１６年度予算で、さきの予算では５、

000万円の繰越金を計上したところでございまして、繰越金は最低1億5,000万円程度は確保するように努力をしたいと。ただいま申し上げましたような浮動要因はありますけれども、その程度は確保の努力をしたいというふうに考えております。

次に、保健、医療の充実についてのご質問であります。北海道医療給付事業の見直しにつきましては、北海道医療給付事業の見直しに係る協議会というのが設置をされております。市長会推薦では6市、それから町村会推薦で6市、それぞれの事務局から一人ずつ、道から2人と、合計16名の構成で熱心に議論がされたところでございまして、その議論の結果、見直しがまとめられたという経緯がございます。北海道医療給付事業につきましては、道老については昭和53年、その他3事業につきましては昭和48年に制度が創設されました。その時々、社会経済情勢の変化に対応して見直しが行われてきたところでございます。そのような中、平成14年に医療制度が改正をされて、新たな財政負担が必要となる一方で、少子化対策の一つとして育児支援が急がれ、乳幼児医療給付事業の対象年齢拡大が求められているという状況にございます。このたびの見直し案は、4項目に分けられるわけですが、一つは乳幼児医療対象年齢の拡大につきましては、時代の要請にやっぱり応じていく必要があるというのが1点目であります。2点目は、母子家庭等の医療給付事業の対象の父子家庭への拡大については、男女平等共同参画の観点に立った改善が進められてまいります。3点目、自己負担の見直しにつきましては、所得要件を満たすもののうちで一定の負担能力のある方については応分の負担を求め、税負担者との社会的公正の確保を図ることが必要という中身であります。4点目ですが、老人医療給付特別対策事業の段階的廃止ということでもありますけれども、国の制度改革による医療制度のあり方が変化をしてまいりましたり、あるいは公費負担の増加ということが出てまいりましたり、またほかの都道府県の実施の状況というものもつぶさに調査をし、それを勘案した結果、抜本的な見直しを図ろうという案が策定をされたというところでございます。私としては、見直し案が示された段階で、重度心身障害者医療給付事業の1割自己負担に反対の立場をとってまいりましたが、時代を反映した事業の拡大と継続性を考慮しつつ、重度を除く3事業につきましては対象者の負担増を考えて、苦渋の選択でありますけれども、やむを得ないというふうな滝川市長としての判断をとってアンケートに答えたという経緯があります。

次に、養護老人ホーム緑寿園の建てかえの見通しについてであります。滝川市の高齢者保健福祉計画では、6畳2人1部屋などの住環境状況の改善というのを課題として位置づけております。平成14年度から特養のユニット化導入、移転、新築について所管内部で実は検討してまいりましたが、平成16年度におきましては特養、養護、軽費老人ホーム合計300名の入所定員を抱える緑寿園全体の整備計画を検討していくための検討委員会を発足させて、その中で整備の時期でありますとか、整備の主体でありますとか、あるいは運営の形態でありますとか、整備の場所でありますとか、さまざまな状況について検討してまいりたいというふうに考えております。

老人保健施設の入所施設の待機者対策ということですが、入所を断った例につきましてはございません。待機者21名、冬場はどちらかというと増加をして、春に向かって解消をしていくと、少なくなっていくという状況がございます。待機者21名の内訳は、在宅7名、病院14名で

あります。市内の皆さんは16名、市外は5名であります。老健施設として、要医療的介護のために利用を拒否した事例はないということです。該当しない方は、これはしょうがないわけでありま
すから。

それと、20床増床したけれども、さらに待機者があるということについての市長の考え方とい
うことでありますが、先ほどのご質問にもお答え申し上げましたように、介護保険本来の趣旨は超
高齢化社会を迎えるに当たって、在宅サービスの活用によりまして、住みなれた地域で個々の自立
度に応じた生活を送っていただくというものであります。そういう意味では、どんどん老人保健施
設をつくって、在宅介護できる状況をどんどん整備するべきだという考え方も一面ではわからない
わけではありません。しかし、これも施設をどんどんつくっていくということになりますと、介護
保険料がどんどん上がっていくということと実は関連するわけでありまして、国はやはり一定の制
限を加えているわけでありまして、滝川市におきましては、特養、老人保健施設、療養型医療施設の
必要基準枠は328床であります。現在は414床が整備されている状況であります。介護保険
料に占めるこれらの施設分は、この基準となる第3段階、月額3,158円のうち68パーセント
占めているのです。金額でいいますと、2,157円という状況に実はあります。したがって、
保険料とのバランスというものも考えていく必要があるのではないかと。必要基準枠を大きく超過
している状況では、新たな定員増の指定というのは困難でありまして、保険料とのバランスを考慮
をいたしまして、現在の定員枠の中で最大限の対応をしてまいりたいと考えております。

次に、デイサービスセンターについてでありますけれども、現在市内の三つのデイサービスセン
ターにおいて、利用回数増の希望には、その方のケアプランを立てるケアマネージャーと協議をし
て個別に対応しているところでありまして、利用希望の待機者というのはいらっしゃいません。

次に、平成15年度の定員に対しての利用率は、現在3施設で平均78パーセントであります。
デイサービスセンターは、やはり将来的には需要があれば、中学校区単位に1カ所程度の設置は必
要というふうに考えておりますけれども、利用率の状況から、現段階で新規整備計画を具体的には
持っておりません。現行3施設の対応が不可能ということになれば、民間事業者の参入を含めて整
備、検討が必要だというふうに思っております。その場合に、コミュニティ機能を加えた複合施設
というご提案でございますけれども、現在はコミュニティ機能を持つ施設というのは公民館等の施
設でありますけれども、管理委託を前提としてやっておりますから、管理委託を前提として求めて
おられるのかどうかと、地域の皆さんが。そういうことが出発点になっていくだろうというふうに
思っております。

次に、新保育所の整備について、総合施設に関連してのご質問であります。花月、滝川両保育所
につきましては老朽化が進んできております。さらに、多様化する保育ニーズに対応するために、
両保育所を統廃合して改築をする。しかも、保育所だけでなく保育所、児童センター、子育て支
援センター、そういうものを複合化した社会福祉施設を整備するという計画でこれまで進んでまい
りましたし、こういう計画を極めて重要な一つの案として、今後とも熟度を高め、実現に結びつけ
ていきたいというふうに考えております。しかし、これから幼保一元化の複合施設につきまして、
滝川市は何の勉強もしなくていいのかというと、決してそうではないというふうに考えております。

総合施設につきましては、まだ具体的な中身については示されておりません。今後国の動向を見ながら情報収集をして、将来的にどちらが滝川市の子育て支援施設として最もふさわしいのか、市民のニーズに合致しているのか、そういうことを市内での影響を含めて十分勉強、検討してまいりたいというふうに思っております。厚生労働省でも文部科学省でも就学前の教育、保育を一体化した施設を検討すると、そして平成18年度からの実現を目指すという方針であります。滝川市といたしましても、これらの情報収集をしっかりと行うために、市内部に2月に検討プロジェクトを立ち上げて情報収集に取りかかっているところでございます。総合施設につきましては具体的な方向が示された段階で、関係機関や市民の意見を求めて具体検討を進めていく課題であるという認識を持っております。

次に、母子家庭自立支援給付制度についてのご質問でございます。今年度予算編成に当たりましては、自立支援教育訓練給付金として、パソコンやヘルパー等の資格講座受講のための助成として12万3,000円の予算の計上を行いました。今後広報等の掲載及び児童扶養手当の現況届け時に、全員の皆さん方に文書及び口頭でご説明をして、この制度の周知をしたいというふうに考えております。現在の予算は、パソコン講座で1件、ヘルパー2級講座で1件、2件を予算化しているわけですが、利用の皆さん方が多いということになった場合には、やはりその状況に応じて検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、雇用奨励金の利用ということでございますけれども、今後既に要望のある高等職業訓練促進給付金のほか、事業主の雇用の創出につなげていく常用雇用転換奨励給付金につきましても市内企業等へ商工会議所あるいは商工会、関係機関の皆さん方と一緒に適切な機会をとらえて、PR等働きかけていきたいというふうに思っております。

交通安全の確立についてであります。市民の皆さんから危険箇所だというふうなことで、信号機や標識等の設備設置の要望が数あるわけであります。その都度現地調査を実施をして、滝川警察署を通じて、引き続き要望してまいりたいというふうに思っておりますが、平成16年の2月現在、交通安全施設の要望数は信号機で19カ所、それから標識等で41カ所であります。ただ、信号なんかは1カ所といっても幾つかつくわけですから、そういうものを考えると、先ほどご質問の中にあつた100カ所以上と、100基以上という表現が正しいのでしょうか。そういうことになりましたが、設置箇所の要望数としては信号機19カ所、標識等で41カ所であります。しかし、極めてこれも狭き門でありまして、優先度の高い、危険度の高い、そういうところに早く設置していただけるように一生懸命努力していただいているところでありますけれども、何分数が少ないというのが実は課題であります。しかし、最大の努力は引き続き払いたいというふうに思っております。

ヒヤリマップにつきましては、平成11年に全道に先駆けて作成をいたしまして、各事業所に配布をいたしました。危険箇所の周知を図るために、交通安全巡回指導もこれをきっかけに始めたところでありまして、各種教室、講習会等を通じて幅広く活用しているところであります。滝川市は、交通安全の市民意識は決して低くないというふうに思っておりますし、これは関係者のご努力によるものだというふうに感謝を申し上げるところでございますけれども、今後一層滝川市の交通安全運動推進協議会を含めて、関係機関、団体と協調の中に、特に高齢者の交通事故防止対策というこ

とを重点に一層の事業の充実を、先駆的に何をやったらいいかということも含めて、地域の皆さん方の協力を得ながら展開をしてみたいというふうに考えているところであります。

市立病院についてのご質問でございます。市立病院のあり方に関する研究報告書は、今後の市立病院のあり方を老朽化による建てかえ問題、あるいは国の医療改革への対応、広域病院などについて、将来を見据えた立場で専門的に議論をしていただいた、そしてまとめていただいた内容でございます。報告書では、合併協議の重要な視点になるであろうという観測から、広域病院を核としたサテライト病院等との病院群を形成し、地域簡潔型の効率的な連携体制の構築をすべきであるというふうにしております。また、アクセスあるいは救急医療の対応などで広域病院の建設が難しいという場合には、機能分担、連携を図る中で広域センター病院、準センター病院、サテライト病院の位置づけを行って、既存施設の有効利用など設備投資の削減を図る中で効率的な医療体制の構築をする必要もあるというふうに示唆をしております。どちら側にするのだということでもありますけれども、この市立病院の利用者は広域的であります。かつ現在合併協議項目として、恐らく広域的な医療システムのあり方というのは、極めて重要な項目として議論されていくということが想定をされておりますから、合併協議の中で滝川市としては報告書を踏まえた意見反映をさせて十分検討を行って、その結果をもとにして市民の皆さん方のご意見の判断をしたいと。したがって、現在報告書ができ上がりましたから、さまざまな選択の中でどういう道を直ちに選ぶための計画をつくるのかと。今すぐやるのかということではありませんで、報告書に基づいて合併協議の中で議論をし、その結果に基づいて滝川市がとるべき道は、その次の段階になるというふうに考えているところであります。したがって、そういう意味ではしかるべき時期に報告書に基づき、そのときの状況判断によって、しかるべき時期に計画策定が求められていく時期があるであろうというふうに思っております。

就労機会の確保についてのご質問でございますが、滝川市版ワークシェアリングにつきましては、市内高校、短大並びに公共職業安定所と連携をとりまして、卒業後就職が決まっていない方を市の臨時職員としてこれまでも受け入れてまいりましたが、平成16年度におきましても厳しい就職戦線ということを踏まえまして、昨年と同様に新卒者の就労機会の確保を図ってまいりたいというふうに思っておりますし、一方行財政改革の中では固定的な業務あるいは単純な業務は、段階的に外部委託をして民間の雇用に結びつけ、同時にコストの削減にも結びつけていくというふうに基本的に考えておりますから、そういう考え方の中で進めてまいりたいと思っております。

農業経営基盤の強化についてであります。担い手に関してであります。地域水田農業ビジョンの中で明確にすることというふうにされているところであります。滝川市のビジョンにおける担い手は、認定農業者、準認定農業者、集落型経営体、この三つであります。JAたきかわが中心となって農業者との議論を重ね、関係機関などで構成する水田農業推進協議会で案としてまとめたところであります。近隣の状況についてでございますが、JAたきかわに含まれております芦別市、赤平市とはほぼ同様の内容となっております。また、近隣の市町では面積要件あるいは年齢による制限などもあるというふうに聞いておまして、滝川市より厳しい側面もあるようであります。滝川市の基本的な考え方といたしましては、地域農業をしっかり守っていくとの観点から、面積の大小

にかかわらず、所得基準等を満たす意欲のある農家がすべて担い手になるように、関係機関が一丸となって育成支援などを行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、畑作への支援ということについてでありますけれども、転作田における畑作は、米政策改革大綱に基づく産地づくり交付金の対象ということでもあります。ご案内のとおりであります。産地づくりに向けて、高品質で安定した収量の確保、向上を図るため、土づくりのほか、地域の実情に合った輪作体系、あるいは適正な田畑輪換、そういうことについてＪＡたきかわ、空知東部普及センターとも連携をして奨励促進を図ってまいりたいというふうに考えております。準畑作農家は、戸数としては少ない状況でありますけれども、土づくり、あるいは輪作体系、田畑輪換の奨励ということをやっぱり積極的に図っていく必要があるというふうに思っておりますのと、特に菜種につきましては助成金の継続をＪＡともども国へ引き続き要望するとともに、菜の花を活用したプロジェクトの推進、菜の花祭りの支援など、ＰＲ活動なども積極的に進めていきたいというふうに思っております。花・野菜技術センターも滝川市にございますし、指導機関も充実しておりますので、やはり準畑作農家につきましても、そういう機関と協調の中に、こういう指導機関が整っているというよい条件を生かした支援に努める必要があるというふうに思っております。

鳥インフルエンザについてであります。高病原性鳥インフルエンザに関しましては、山口県あるいは京都府の養鶏場で発生をしたことは、まことに残念なことだというふうに思っております。牛のＢＳＥに始まりまして、鶏につきましても消費者の食に対する不安が高まっている状況にあります。産地、地産地消など、生産者の顔の見える安全で安心な農産物の生産というのがより一層求められている状況にあるという認識を新たにしたところであります。現在のところ、市内に養鶏農家はいらっしゃいません。少数羽数を飼育している農家や、あるいは趣味的に飼育をされているという方等もいらっしゃいますから、北海道からの発生予防に関する依頼を受けまして、現在ホームページ上に啓発文を掲載をして周知を図っているところでありますけれども、空知家畜保健衛生所、これは道立の施設であります。あるいは中空知農業共済組合、保健所などとも十分に連携をして適時適切な対応を迅速に図ってまいりたいというふうに思っております。

駅前再開発ビル対策であります。駅前再開発ビル管理会社におきまして大型キーテナントの誘致につきましては、現下の社会情勢の中では極めて厳しい状況にあるという判断の中から、専門機関あるいは市もかかわっておりますが、商工会議所などと連携をしながら、さまざまなネットワークを駆使して、各フロアごとに集客力のあるテナントの誘致ということに最大の努力を払っているさなかであります。その中でも地階フロアの約６００坪にわたる広いスペースでありますから、食品スーパーの誘致ということについては積極的に取り組まれているところであります。一方では、生鮮野菜あるいは魚、肉類などの食品関係店舗との組み合わせによる特色ある立地ということにも最善の努力が払われている状況にあります。市といたしましては、巨大なキーテナントというのは極めて難しい状況にあるというのは、そういうこともやはり共通認識としてはそう判断せざるを得ないことでありまして、このテナント誘致による、いわばテナントミックスによって、何とか早期に再開発ビルのオープンが図られるように、側面的にしっかり支援をしていきたいというふうに思っておりますけれども、単に再開発ビルということだけでなしに、この周辺駐車場対策を含

めて、公共施設の導入、そういうものも含めながら、駅前再開発ビル再活性化に向けて最善の努力を引き続き払っていきたいというふうに思います。しかし、公共事業だけで、単独でそれができるかということになると極めて難しい課題でありまして、テナントミックス全体の中に果たす公共事業の役割ということをしっかり認識をして判断をすべきだというふうに私は思っております。

容器包装リサイクル法についてでありますけれども、滝川市の分別収集計画では、平成19年度までの5カ年の中で、その他紙、その他プラスチック、白色トレイ、これを分別収集する計画になっているところでございます。現在は、その他紙の一部を集団資源収集で、トレイは業者の自主回収でリサイクルされている状況にあります。参考までに、その他紙と申しますのは、紙パック、段ボール以外で容器包装法対象以外のものです。それから、その他プラスチックと言っておりますのは、ペットボトル以外のプラスチックということであります。新しい分別収集は、まだ1年を経過しておりません。昨年実施したアンケートの中では、8割の皆さんが当面このままでいいというふうな回答をしていらっしゃる。また、分別の品目をふやすことは、収集経費の増加や市民負担の増加という側面も持っております。資源リサイクルを促進させるという意味では、大きな意味を持つわけではありますが、今後につきましても分別収集計画を背景に持ちながら、16年度中に廃棄物減量等推進審議会からのご意見を伺いながら、そのあり方について慎重に検討したいと思っております。

都市マスタープランについてであります。都市計画マスタープランは、ご質問にありましたように都市計画の基本の方針を示したものでありまして、土地利用の基本方針では環境の保全に配慮しつつも多様な土地需要に対応した活力ある市街地形成を目指すということにしております。国道12号滝川バイパスの5丁目北側の白地地域、それから旧北炭機械の跡地に大型店等が立地することを想定した場合の土地利用規制あるいは周辺の住環境対策についてのご質問だというふうに思いますが、現在の土地利用規制では両地区とも大型店の立地は可能であります。大店立地法の精神の上からいっても、この地域において大型店の立地規制を目的として新たな土地利用規制をするということは難しいというふうに考えております。大型店が立地した場合の周辺環境に対する影響についてであります。旧北炭機械跡地が工業地域内でありまして、5丁目北側の白地地域は市街化を想定した農業地域であります。したがって、特に土地利用規制上の制限はないことになります。また、床面積が1,000平方メートルを超える店舗につきましては、大規模小売店舗立地法による届け出が必要だということになっておりますから、この地域において床面積が1,000平方メートルを超える店舗立地が進むという場合においては、当然この法律による届け出が必要となっておりまして、周辺環境に与える影響についても審査をすることになっておりますから、そういう場合については滝川市として周辺環境へ与える影響について評価をして、影響があるという場合については意見を北海道に言わなくては行けないと、そういう段階があるということについてご答弁を申し上げておきたいと思っております。

次に、バイパスの2丁目から4丁目にかけての農業振興地域であります。人口減少あるいは経済低迷の状況に加えまして、除外面積が過大であると。2丁目から4丁目という極めて除外面積が過大であるということを勘案をいたしますと、一般的な手続きによる農用地除外は極めて難しい状況

にあるというふうに考えております。しかし、市町村合併を控え、あるいは合併後は新都市全体の中での土地利用のあり方というものをやはり考えていく必要があるというふうにも思いますし、中心市街地の動向あるいは土地需要のこれからの動向、そういうものも見ていく必要があるのではないかと考えております。そういうことから、都市化の進展の状況を勘案しつつ、将来的な課題として検討する場合もあり得るというふうに思っております。

次に、道営住宅についてであります。道のストック活用計画の中で位置づけされているのではないかと考えてございますが、北海道のストック活用計画の中で表現されておりますのは、事業主体を変更するということとあります。事業主体を変更するというのは、道営住宅でありますから、市営住宅化というのがやっぱり一番有力な方法であるというふうに思います。事業主体の変更を検討するというふうになっております。それと、一方では、私は一つの重要な選択肢だと思っておりますが、仮にこれが市営住宅に変更された場合に、やはり道営住宅はそれに見合う分をつくってもらわなければならないというふうに思っております。ただ、北海道自体は道営住宅を縮小していくという基本方針を着々と実行しておりますから、現状の数でそれが実行されるというふうには思っておりませんけれども、事業主体の変更を検討するというふうに片方では書いていて、しかし片方では道営住宅を滝川につくるよというふうには実はなっておりません。私は、この事業主体変更にあわせて、先ほど申し上げました道営住宅の滝川立地ということについて、有力な一つの選択肢であるということを念頭に置いて働きかけていきたいというふうに思っておりますが、滝川市において計画をつくっている住宅ストック活用計画の中では、多様な建築主体の検討ということを背景に計画をしておりますから、ただいま申し上げましたことは重要な視点ということで積極的に進めたいというふうに思っておりますけれども、時と状況によっては変化もあり得るというふうに思っております。

それから、道営住宅の場合の上下水道本管整備とかのご質問はございましたでしょうか。

（「書いてあるとおり」の声あり）

○市長 中心市街地活性化基本計画を進めるための駅周辺地域における土地区画整理事業、これは15、16年でしっかりと計画を固めていくというふうに先ほどもご答弁を申し上げておりますけれども、その中で土地利用の基盤をどうしていくのか、道路の形態は具体的にどうしていくのか、そういうのを決める中で事業内容をしっかりと固めていくと。したがって、今道路の事業費はほぼかかるのかと、上下水道本管整備に幾らかかるのかとか、そういう具体的な事業費については、この土地区画整理事業の具体事業の中での基盤整備の事業が固まっていく中で具体的に整理をして、そして計画に反映するべきものだというふうに思っております。

以上条々にわたりましたけれども、清水議員の代表質問への答弁にさせていただきます。

◎議事延長宣言

○議長 本日の会議は、議事の都合によりこれを延長いたします。

教育長。

○教育長 それでは、清水議員のご質問にお答えいたします。

最初でございますけれども、国旗、国歌の指導に関するご質問でございます。これにつきましては、先ほど堀田議員のご質問にお答えいたしましたように、児童生徒を指導すべき立場にある教員は、各学校で学習指導要領に基づき適切に編成された教育課程によって教育活動を実施しなければいけないと、そのように考えております。

また、教員の指導についてでございますが、一般的に言われますのは、思想、良心の自由、これは何人にも保障されなければならないものでございますけれども、公教育を進める教員は、関係する諸法令に従うことは当然でございます。そういった観点から、学習指導要領に基づき、国旗、国歌の指導を適切に行わなければならないものと、そのように考えております。このようなことから、北海道教育委員会の諸通知を踏まえ、当教育委員会といたしましてはすべての学校において学習指導に基づき適切な指導が行われるように一層努力してまいりますし、あわせて学校の実態等についても的確に把握してまいりたいと、このように考えております。

なお、今年度これまで市立学校といたしましての卒業式でございますが、西高等学校、それから市内の中学校4校で行われました。すべての学校で国旗が掲揚され、国歌が斉唱されておりますので、お知らせいたしたいと思います。

なお、小学校においては19日に実施する予定でございます。また、年度末においては道教委から報告が求められる模様であると、そのように考えております。

次に、義務教育の施設整備についてでございますけれども、学校施設につきましては、これまで申し上げましたとおり可能な限り使用していくと、そういったことを基本にいたしまして、その上で緊急度、危険度、こういったことを勘案いたしまして修理、修繕に努めているところでございます。また、子供たちの学習や生活の場として安心のできる施設環境と、これは最近特に求められておりますし、私も必要だと考えております。そのために、今年度においては学校トイレの環境整備、これの実施、あるいは化学物質の測定を行う予算、こういったことを計上して環境の整備に努めているところでございます。

お尋ねの学校の建てかえについてでございますけれども、人口の減少あるいは児童生徒の動向、これを的確に把握しなければならないと思います。さらに、学級編制の将来の動向、これも分析しつつ、あるいは多様な学習活動への対応等、将来の学校像も十分に視野に入れながら検討することが大切であると、このような認識でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、通常の学級に在籍する学習障害や注意欠陥、多動性障害などの児童生徒に対するご質問でございます。市内の小中学校における学習障害や注意欠陥、多動性障害の実態についてでございますけれども、この調査についてでございますけれども、これまで前にも申し上げましたように、これらの規定が不明確なところがございました。しかし、本年1月に文部省からガイドラインの試案、これが示されたところでございますし、北海道教育委員会、道立特殊教育センター、これからも観点が示される模様でございますから、今後滝川教育委員会としてもこのガイドラインに基づきまして正確に把握をしていきたいと、このように考えております。授業が落ちつかない実態がある場合、その原因は何なのか。本当に注意欠陥、多動性障害に起因するものなのかどうか、この原因を的確に把握しなければならないと、このように考えておりますし、担任の役割、校内就学指導委員会の

役割、保護者の連携など、現行の特殊教育の中で考えていくことをまず進めていきたいと、進めなければならないと、このように考えております。また、一方では障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じまして適切な教育的支援を行ういわゆる特別支援教育、これが今後導入されることが考えられますので、文部科学省や道教委の動向を十分踏まえながら、各学校においてこれらの研修が的確に進むように私どもは支援をしていきたいと、このように考えております。

次に、図書館についてのご質問でございますが、図書館におきましては皆様方のいろんな意見をちょうだいしながら、読み聞かせなどなど、その充実に努めているところでございます。現在いろいろ改革が行われておりますけれども、職員が一体となって明るい図書館づくりに今鋭意努力中でございます。皆様方のニーズ、こういったことを十分取り入れながら、踏まえながら、管理運営の充実を図っていききたいと考えております。

なお、今後ともサービスの向上を図るなど、一層インフォメーション機能といいますか、役割を果たしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

次に、スキー場の問題についてでございますけれども、現在冬のスポーツとして結構使われております。休日の家族連れ、あるいは平日における学校のスキー授業、夜間におきましてはスキー連盟で教室を開いておりまして、安定的な数字を上げております。ただ、今年度は雪が少なかったために、大幅に開設がおくれたために、トータル的には数は少ないということでございますけれども、平均いたしますと今年度も例年並みに使われていると、そういうことでございます。また、スキー場は昭和57年開設以来、20年を経過しておりますので、リフト等保守点検を十分行いながら、圧雪車等についても修理、修繕を行いながら、今市民のニーズにこたえているところでございます。このように整備、点検をしながら、何といたっても安全面が第一でございますから、安全なスキー場として今後とも努力をしていきたいと考えております。そのためにスキー連盟、その他関係団体とも十分連携しながら、あるいはお力添えをいただきながら展開していきたいと、このように考えております。

また、先ほどリフト取りかえの場合の金額はと、そういうことでございますけれども、現在使用中でございますから、この金額は計上しておりません。今後必要に応じて検討していくということになろうかと思っております。

最後でございますけれども、児童館の活動の充実についてということでございますが、ご案内のように共働き等による家庭の支援と、そういうことから、平成16年4月から新たに今までの2館に加えまして西地区児童センターの開館時間を午後6時まで1時間延長することで決定しております。ご質問の児童館の1時間延長の拡大でございますけれども、今後とも児童の現状、こういったことを十分検討しながら進めていくことは必要でございますけれども、当面は今年度を入れて3館これを行いますので、この3館を拠点館といたしまして1時間延長を図っていききたいと、このように考えております。

なお、残りの8館につきましても、十分子供たちの健全育成のために役立つように、あるいは大いに楽しんで来ていただくように内容の充実を図っていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、清水議員への答弁とさせていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。

清水議員、再質問ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、再質問を7点にわたって行いたいと思います。

まず、1点目は、1件2項のわかりやすく公開するという市民参加の問題ですが、これについては、ごみ分別収集では約500カ所に上って1万5,000人ぐらいの市民が参加すると。分別収集で1万5,000人に意見を聞く、説明をするということができたのですから、合併問題というのは重要性はその比ではないわけで、1万人以上が参加する。今の現状は、五、六百名ですから、有権者の2パーセント未満という状況です。ですから、飛躍的に参加をふやした合併問題での住民説明会の実施について市長のお考えを伺います。

2点目は、その下の政策の優先順位についてです。まず、市長は都市機能やストック・アンド・フローなどを述べられました。全国の公共事業は、当然そのような考え方で進められています。しかし、問題は、そのような考え方で進められてほとんど利用されない、こういう公共施設があることが問題なのです。ですから、市長が今そういう構想をお持ちなのはわかりますが、問題は利用されない可能性が高いということです。そういう点で、私は今回署名活動にも参加をいたしました。例えば協議会に入っている協議委員が私の前で、いや、おれはこれに賛成したから、署名はできないのだけれども、だけれどもお金は本当にあるのかと理事者に聞いたら、お金はありますというふうに言われるのだから、私はこの計画を協議委員として進めたとか、あるいは駅前商店街のあるお店が、いや、あの連絡通路をつくっても駅の北西部から人なんかは全く期待できないと、道営住宅も駅の前の方につくってほしいぐらいだと、そういうような話も含めて、将来利用がほとんど……利用については非常に暗い見込みがあるわけです。そういう要素と、もう一つは、市立病院の問題では報告書にこう書いているのです。現時点では、砂川と滝川市立を統合して一つにするのは非常に難しいだろうと。そうすると、今の場所での建てかえ、あるいはそれぞれの病院の場所を多少変えても二つの病院は必要なのだと。そうすると、問題はお金だと言っているのです。そういうことから考えたら、やはり連絡通路ではないでしょうと。病院という問題も抱えている以上、政策の優先順位、少なくともこれよりも三つ、四つと上に来るものがあるのではないのでしょうか。市長のお考えを伺います。

ページ数でいうと14ページです。5件1項の1番目です。道の医療費助成制度に対して、市長はその時期に、重度障害医療については存続を求め、道老等についてはやむを得ないというご答弁がありました。ただ、市議会では全会派一致ということで制度を維持してほしいという意見書が提出される見込みになっております。そういう情勢も踏まえて、今からでも市民の意思として、市長としてアンケートとは別に、やはり道に対して違う立場でまた求めるということについてのお考えを伺います。

15ページのデイサービスセンターについては、デイサービスセンターの指導員に待機者がいるかと、そうしたら待機者はいますと、3デイサービスセンターはそれぞれいますということを聞いて私はこの質問をつくったのです。だから、当然デイサービスセンターはもっと必要だということ

を現場の方は……現場といったって指導員は、それぞれのデイサービスセンターの実質的な責任者ですから、その方が言っているにもかかわらず、答弁ではケアマネジャーの段階では待機者はいないと。いや、それはそうなのです。ケアマネジャーさんがデイサービスセンターは今では使えないから、ほかのサービスを利用しましょうという結果で待機者がいないということだから、私が求めているのはケアマネジャーの前の段階です。利用者が本当は使いたいのだというその段階で、あるいはケアマネジャーがデイサービスに問い合わせた段階でという話ですから、これは実態に合わないご答弁だったなと思います。もう一度かみ合ったご答弁をお願いしたいなと思います。

次に、17ページで、市立病院の今後についてですが、市長も極めて重要な問題だというふうに言われました。しかし、これは合併協議の後に市民に周知するということですが、やはり極めて重要な問題だからこそ、今あれだけまとめられた検討内容を広報で知らせるとすると、市民はさまざまな立場からいろんなご意見が出てくるのだらうと思うのです。そういうものも踏まえた合併での協議ということが最善だというふうに考えますので、市長のお考えを伺います。

次は、18ページの駅前再開発ビル対策ですが、ここで市長は食品スーパーについては今後も探すのだがと言いながら、今の時点で公共施設に200坪以上、そしてドラッグストアと小さな生鮮小売で200坪以上いったら、今のりょうゆーより大きいようなスーパーが入る余地がなくなってしまうのです、地下に。これでは、やはり後でりょうゆー並みのものが欲しいと。市長が先ほどから言われていますけれども、再開発ビルというのは市内の交通拠点なのです。いろんなところで空洞化が進んで、お年寄りがみんなバスで集まってくるところなのです。そこに食品スーパーがないというのは、私は禍根を残す問題だというふうに思います。ですから、中、大型の食品スーパーが決まるまで、市の公共施設はここには決定をしないということについて、市長のお考えを再度求めたいと思います。

次に、8、教育行政の日の丸、君が代ですが、ここでは1点具体的に伺います。道教委に報告する中に、教職員の起立着席状況についても報告が求められるのかということについて、簡潔にご答弁をいただければ結構です。

最後は、空知太スキー場です。8件4項の5番目ですが、これについては非常に何か差し迫った廃止の状況が示されませんでした。しかし、行財政改革の計画の中にはっきりと、大改修の場合、用途を廃止するというふうに書かれているわけです。今差し迫った様子もなければ、あるいは利用者の減もないということで、しかもこれについての市民のいろんな声を聞くという状況もないのであれば、今この行財政改革の中から、とりあえず用途廃止というこの部分を見直すということについての教育長のご答弁を伺いたいと思います。

以上、再質問を終わります。

○議 長 清水議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 清水議員の再質問について、以下ご答弁申し上げます。

合併にかかわる説明会の関係であります。できるだけ多くの市民の皆さん方のご意見をいただくように努力をしてまいりたいというふうに思っております。この種の懇談会は、やはり町内会の皆さん方とよく連携をとりながらやらないと、なかなか人の集まりも多くならないということがあ

りますから、できるだけ重要な問題であるだけに、多くの市民の皆さん方に集まっていただいて、説明をさせていただいて意見をいただくと、そういうことに努力をしまいたします。

2点目のご質問でございますが、利用されない公共施設をつくるつもりはありません。そういう面からも費用対効果の分析というのは、しっかりやりたいというふうに思っております。どの事業が優先すべきかという事業のプログラムの組み立て方も重要だというふうに実は思っているところでもあります。整備する公共施設が利用されないと、そういう建設計画は少なくとも立てるべきではないというふうに思っております。そこら辺は、しっかり検討したいと思っております。

それから、医療費助成制度でありますけれども、これはただいま北海道においても提案されて、道議会の中で道の政策のあり方ということが議論をされているわけございまして、市長としては市長会を含めてさまざま議論をし、まとめた内容についての考え方を示させてもらったわけありますけれども、道議会の中でしっかり議論をされるべき課題であるというふうに思っております。

デイサービスセンターでありますけれども、あるいは私の答弁と質問とが噛み合っていないのかもしれないかもしれません。デイサービスセンターを利用したいという方は、今待機者としておりませんということです。ただ、2回、3回という方がいらっしゃいますね。現状は2回だけれども、3回したいとか、3回だけれども、毎日行きたいとか、そういう皆さん方については、やはり施設的な制限が第一にあります。二つ目は、利用される皆さんの負担能力という面もあります。そういうことを総合的に考えて、ケアマネージャーがご相談に応じているわけです。そういう意味では、2日を3日にしてくれ、3日を4日にしてくれということについて、応じられない場面もあるかというふうに思います。しかし、デイサービスセンターを利用したいのだけれども、利用できないと、そういう待機者はいないというふうに認識をいたしております。

市立病院についてであります。報告書を計画にまとめる段階の中で、さまざまな意見反映が必要だというふうに思っておりますけれども、今広域病院化ということが一つの重要な選択肢として議論の素材に報告書の中でも上がっていると。その議論は、合併協議会の中でも行われていると、今行われているわけです。そういう状況を踏まえながら、滝川市として計画、判断をしていく必要があるのではないかということを申し上げているわけですし、片一方では報告書に基づいて計画をつくるための意見収集をすぐやれという方法論もないわけではありませんけれども、私は混乱を招くというふうに思っております。

駅前再開発事業についてでありますけれども、公共事業はあそこの利用計画のおおよそのスタイルが決まると、そういう段階でやはり一緒に判断されるべきものだというふうに思っております。検討は別であります。検討は、しっかり事前にやっておかなくてははいけない。しかし、テナントミックスがどのようなになるのかという状況とあわせて判断しなくてははいけないというふうに思っております。そういう意味では、先ほどご質問のあったような心配の可能性は少ないというふうに思っております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 清水議員から2点ご質問がございましたので、お答え申し上げたいと思います。

まず、第1点目でございますけれども、国歌の場合、起立云々についての調査があるのかどうかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように年度末に調査がある模様と、そうということでございますが、種目、調査項目その他は一切明示されておられません。そういったことから、現在予想できるものではないと、そのように考えております。

2点目でございますけれども、スキー場の廃止、見直しという考え方を教育長はどう考えるのかと、そういうことでございますが、このスキー場その他を含めまして、行財政改革につきましては議員の皆様方のご意見を十分ちょうだいしながら設置者として判断していくと、あるいはこれまでの経過を踏まえながら判断していくものと、そのように考えております。廃止すべきかどうかということにつきましては、恐らく検討される時期もあるだろうとは思いますが、しかし、教育委員会といたしましては冬のスポーツの中核と、このようにスキーを考えておりますので、16年度については実施していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長 以上をもって清水議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議長 長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時21分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成16年第1回滝川市議会定例会（第13日目）

平成16年 3月16日（火）

午前 9時59分 開 議

午前11時39分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成16年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

日程第 3 平成16年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問

日程第 4 議案第36号 予算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

日程第 5 請願の付託について（請願第3号 駅周辺整備事業を白紙に戻し、除排雪予算削減などを行わないことを求める請願）

請願の付託について（請願第4号 国民健康保険税引き上げを行わないことを求める請願）

○出席議員（21名）

1番	本 間 保 昭 君	2番	山 腰 修 司 君
3番	三 上 裕 久 君	4番	久 保 幹 雄 君
5番	大 谷 久美子 君	6番	石 田 昇 君
7番	渡 辺 精 郎 君	8番	清 水 雅 人 君
9番	大 累 泰 幸 君	10番	田 中 敏 男 君
11番	堀 田 建 司 君	12番	中 田 翼 君
13番	谷 口 昭 君	14番	山 木 昇 君
15番	酒 井 隆 裕 君	16番	窪之内 美知代 君
17番	東 秀 雄 君	18番	田 村 勇 君
19番	藪 内 英 之 君	20番	井 上 正 雄 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（1名）

21番 水 口 典 一 君

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	中 文 雄 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	総 務 部 長	末 松 静 夫 君

総務部次長	菅 浄実 君	市民生活部長	鈴木 四 君
市民生活部参事	川 嶋 幸治 君	保健福祉部長	池 田 亨 君
経済部長	大 竹 敏章 君	建設部長	香 川 弘光 君
水道部長	深 澤 克也 君	教育部長	谷田部 篤 君
監査事務局長	秋 元 孝雄 君	病院事務部長	門 山 伸夫 君
総務課長	東 照 明 君	財政課長	高 橋 賢司 君
企画課長	中 嶋 康雄 君	秘書課長	若 山 重樹 君

○本会議事務従事者

事務局長	福 田 正己 君	次 長	尾 崎 文江 君
係 長	中 川 祐介 君	主 査	鈴 木 靖子 君

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員数は、21名であります。

遅刻の申し出は水口議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田村議員、藪内議員を指名いたします。

◎日程第2 平成16年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○議 長 日程第2、昨日に引き続き平成16年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

なお、この場合、3名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位4番目の方の質問に入ります。

質問の時間は、再質問を含めて45分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。国の三位一体改革により、地方交付税や補助金の大幅な削減による財源不足が深刻化する中、新年度予算を編成されました市長、理事者、職員の皆様に対しまして心より敬意を表します。そして、このような厳しい環境にある今だからこそチャンスととらえ、滝川の未来を見据えた改革を断行することを望みます。

それでは、公明党を代表しまして、平成16年度市政執行方針並びに教育行政執行方針に対しまして質問いたします。

◎1、基本姿勢

1、改革の成果と展望について

2、市町村合併

まず初めに、基本姿勢についてであります。市長就任から11カ月が過ぎ、市政改革を多くの市民が望む中、改革への取り組みやその真摯な政治姿勢は多くの市民が評価するところであります。市長の市政改革の目指すべき成果と今後の展望についてお聞かせください。

また、市町村合併においては、合併協議会の会長として、市長として、そしてかじ取り役として大変苦勞されていることと思います。市長の合併における今後の基本的スタンスと多くの市民が関心を寄せる合併後の市立病院の準センター病院としてのあり方について、今後の協議会の検討事項であることは認識しておりますが、市長の考えをあわせてお聞かせください。

◎ 2、すべての人が健康で安心して暮らせるまち

- 1、保健・医療の充実
- 2、高齢者福祉
- 3、子育て支援

次に、すべての人が健康で安心して暮らせるまちについてであります。最近特に1次予防の充実が叫ばれております。当市においても住民健診、がん検診の充実と受診率向上に努められていることは承知しております。そのような中で、乳がんの患者さんが年々ふえ、今や女性の30人に1人がかかる病気だそうです。現在の問診並びに視診、そして触診による検診では、どうしても見落とされるケースが多いと言われております。そこで、マンモグラフィー検診によれば、より正確な乳がんの発見が可能ですが、当市においてはこの検診を実施しているものの、対象年齢を50歳からとしております。実は、乳がんにかかる年代は40歳代に最も多いという結果が報告されております。こうした実態を踏まえ、希望者と人数にあきがあれば40歳代も受けられるとするのではなく、40歳以上の女性を対象にすることを明記すべきであります。また、対がん協会のがん検診車が滝川に来るのは8月、10月、2月の年3回、そのほかは滝川市立病院と旭川がんセンターでマンモグラフィー検診をしているそうです。いずれも木曜日と金曜日のため、職を持つ女性にとってはなかなか受診できないとする声を聞きます。そこで、市立病院において診察体制を工夫することでニーズに合ったマンモグラフィー検診の拡充も可能と考えますが、見解をお聞かせください。

次に、高齢者を対象とした介護予防のためのパワーリハビリについて伺います。最近医療用トレーニングマシンを使って要介護度の改善に大きな効果を上げているパワーリハビリが注目を集めております。70歳代の寝たきりの男性は、要介護5だったのがパワーリハビリを行うことで介護保険サービスを必要としない非該当にまで回復し、月1回のゴルフを楽しむまでになったそうです。また、痴呆にも効果があり、一日じゅう何もしないでぼうっとしていた方がグループホームでは進んで調理するまでになり、重度の痴呆が改善したとの報告が相次いでおります。今要介護者が非常な勢いでふえ、そのため介護保険料が上がるという現状において、心身の弱った人を強くし、軽度の要介護者には自立していただき、重度の人も軽度にするとするパワーリハビリを凍結中の健康プラザを含めた公共施設に導入するべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、子育て支援についてお聞きします。公明党は、乳幼児医療費の就学前までの完全無料化を市民3,000名の署名をもって前の林市長に提出させていただいておりますが、その後も再三にわたり議会質問で訴えてまいりました。しかし、財政難が厳しいこと、国、道の動向を踏まえて検討するとの答弁に終始し、一向に進展が見られません。今回道では、就学前までの完全無料化を実施する市町村に対して、今議会で2分の1を補助することで決着しそうですが、そのことを踏まえて市長の見解をお示しいただきたいと思います。

また、教育、保育の一体となった総合施設の推進については、共働き家庭だけでなく、専業主婦の方からも要望の強かった幼稚園での預かり保育や早朝、夜間、休日、長期休暇中などにおいてもいつでも安心して子供を預けられる施設を望む市民ニーズがありますが、私立幼稚園関係者のご理

解を得ながら積極的に推進すべきと考えますが、市長の見解と今後の具体的取り組みについて伺います。

◎3、すべての人が生き生きと生活する活力あるまち

- 1、就労機会の確保
- 2、駅周辺整備事業
- 3、観光の振興

次に、すべての人が生き生きと生活する活力あるまちについて伺います。市長は、市政執行方針の中で、地域の活力の源である若年労働者の地元定着を促すために、産業間の連携を強化するとしております。先ごろ発表されました道内の高卒予定者の就職内定率が57パーセントとする報道がありましたが、滝川においては昨日の谷口議員に対する答弁で、高卒予定者の就職内定率が89パーセントで平均よりもかなりよいことがわかりました。しかしながら、若い人たちがなかなか定職につけないとする実態があります。確かに学生のインターンシップ事業を産、官、学連携のもとに推進し、一定の成果を出してきておりますが、一方で厚生労働省の調査によりますと、昨年高校を卒業して働いている若者の3割がパートだそうです。また、高卒のフリーターも増加しております。こうした事態を未然に防ぐため、就職促進支援員を採用し、企業を回って採用枠を掘り起こし、就職率を大幅に引き上げた自治体もあります。私は、未就職者に対して市臨時職員としてワークシェアリングするとともに、30歳未満の若者や母子家庭の母親を対象にして地元企業と連携を図りながら、正社員への道を開くトライアル雇用の積極的推進を図るべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、駅周辺整備事業について伺います。私は、市が赤字再建団体転落を回避し、健全な財政基盤を確立するためスタートしたこの時期に、なぜ駅周辺整備事業を急ぐのかが理解できません。このことは、多くの市民が抱えていることであります。市民に痛みを求め、各団体へ補助削減を求め、そして職員の給料を5パーセント減額することなどを求め、そこまでして断行すべき事業なのでしょうか。そして、何よりも市町村合併を推進していかなければならないこの時期に、新市計画に盛り込まれるよう最大限努力したいとしておりますが、他の関係市町に到底理解していただけるとは思っておりません。この計画が将来を見据えた整備事業となっているのか、市長の考えをお聞きます。

また、駅西の道営住宅の可能性についてもあわせてお聞きます。今公明党は、新幹線の青森―函館の同時開業を訴えております。過日の新聞報道において、2005年実施見込みとありました。新幹線が函館に上陸すれば、180万の人口を抱える札幌まで延びることは必然的なことであります。そして、札幌まで開通したならば、次は北海道第2の都市である旭川まで延びることも夢ではございません。旭川まで新幹線が開通したならば、途中停車駅として滝川が必ず候補に挙がります。新幹線を利用すれば札幌まで約20分、そして現在大都市圏の多くの企業が新幹線通勤を認めております。大自然に恵まれ、土地の価格も手ごろな滝川を選び、家を建て、通勤定期券を購入し、札幌、旭川へと通勤する人たちがふえることが予想できます。このことは、確かに20年先の夢話か

もしれませんが、あくまでも将来を見据えた整備事業を検討し、魅力あふれるまちにすることを急ぐべきであります。

次に、丸加高原の魅力向上と滝川観光の入り込み数拡大について伺います。市政執行方針に丸加高原の魅力向上を図るため、菜の花、コスモスなどを植栽し、牧歌的な風景を楽しめるように羊を放牧します。また、新たに子供の情操教育、健康増進として乗馬体験やホーストレッキング体験を実施するとあります。確かにこれらは、訪れる観光客に丸加高原のすばらしさを実感させることでしょう。しかしながら、今現在丸加高原の知名度はまだまだです。丸加高原から見おろす大パノラマと夕日が沈む幻想的な風景は、都会で暮らす人にとって何とも言えない安らぎを与えると聞きます。私は、このように魅力あふれる丸加高原を多くの人たちに知っていただくために、さらなるPRが必要と考えます。例えば市民ボランティアと一体となって野外で開催するジャズフェスティバルやフォークフェスティバルなどで集客し、知名度アップを図ることも一つの方法であると考えます。また、丸加高原の下を走る高速道路と直結するための働きも必要であると考えます。滝川は、観光資源に恵まれながら、年々観光客の入り込み数が減少傾向にありますが、その拡大策をお聞かせください。

◎4、すべての人が参加・行動するまち

・行政運営

次に、すべての人が参加・行動するまちについて伺います。厳しい財政状況の中でも有効に機能する行財政システムの構築をより一層推進しますとありますが、市役所の窓口業務の民間委託は検討されているのでしょうか。愛知県高浜市は、人口約4万人、「市民との協働」をスローガンに市の業務を積極的に民間に委託することで、人件費だけで3億6,800万円も節減できたそうです。各部局が毎年予算策定時に委託可能な業務を洗い出し、公務員以外でも対応可能な業務についてはアウトソーシングを積極的に推進、市民、税務、水道の各課の窓口業務、公共施設の管理などで委託料を払っても先ほど申し上げたように約3億7,000万円の経費節減を達成しております。もちろん市民のプライバシー保護という問題がありますので、秘密保護義務の範囲拡大や罰則規定の強化など検討すべき項目はありますが、推進の考えがあるかお聞きします。

次に、さきの定例会で質問させていただきました市職員の提案制度についてですが、この制度自体はどこの自治体でも存在すると思います。しかし、実効性があり、評価制度にも反映されているところはさほどあるとは思っておりません。職員の情熱と改革へのアイデアを吸い上げ、提案された案件については必ず市長へ報告を義務づけ、市政へ反映されたものについては評価へ反映させるようにしてはどうかと考えますが、市長の見解を伺います。

◎5、教育行政

・安心・安全な学校について

次に、安心・安全な学校対策についてお聞きします。学校内や通学路で子供が襲われる事件が全国で相次いでおります。2001年に起きた大阪池田小学校での児童殺傷事件は、社会に大きな衝

撃を与えました。また、最近では昨年１２月、京都宇治小学校に男が乱入し、刃物で男児２人に傷を負わせた事件がありましたが、これらは都会だけの話ではありません。その対策として実効ある学校マニュアルの作成、子供の防犯教育の充実など、さまざまな対策が考えられますが、千葉市では市内の全児童生徒に対して防犯ブザーを貸与し、犯罪の魔の手から子供の安全を守っております。そこで、当市においてはどのような安全対策がとられているのか、教育長に伺います。

最後に、過日公明党議員ＯＢで現在８０歳になる中山しん子さんの投稿が新聞に掲載され、私自身の議員としての原点にしなければと思いましたので、一部抜粋して紹介させていただきます。

「昭和３８年４月、私は初めて港区議会議員候補として街頭に立ちました。そして、当選させていただき、担当した地域は陸の孤島と呼ばれるところでした。汚水処理場あり、屠殺場ありで、一晩じゅう牛馬の鳴き声が聞こえることもありました。当時福祉は、政治ではないというのが政界の常識でした。新米議員の私は、一人でも不幸な人がいれば、それは政治の責任との思いで、間違った政界の常識の厚い壁に夢中で挑んでいきました。高齢者、母子家庭、障害を持つ方々からの相談に対し、区の役人は前例がないとの一点張り。それならば私が前例をつくろう、私が、と問題解決に取り組みました。ある冬の寒い朝、素足に木のサンダルを履いたおばあちゃんが来ました。玄関の土間に座って「頼みがあるで来た。家族が多くて食えない。口減らしのために我を老人ホームに入れてくれ」と言い、私の手をつかんで離しません。そして、木口のついた布袋からごそごそと砂糖の袋を出し、「これで頼む。これではだめか、金でなければだめか」と政治家に物を頼むときは金が必要と聞かされているのでしょうか。私は、おばあちゃんの小さな体を抱いて「何にも要らないんだよ、何も」と一緒に泣いてしまいました。１週間後、高尾の山奥の老人ホームに送るため、役所の人とおばあちゃんのところに行きました。そこには、孫のために買ってやったのでしょうか、赤いランドセルが壁にかかり、息子さんが背中を向けて泣いていました。温かい真心に支えられ、泣いたり笑ったりの６期２４年でした。陸の孤島は、今では世界の港になりました」。

以上、私の代表質問を終わらせていただきます。

○議 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 公明党を代表されての三上議員の質問に以下順次お答えを申し上げます。内容によりましては、所管からの答弁ということもあると思いますので、あらかじめご了承を賜りたいというふうに思います。

改革の成果と展望ということについてであります。ご質問をお伺いをしながら考えておりました。昭和４３年に滝川の広域公共下水道ができ上がったときに、こういう規模の自治体で、しかもこの周辺で公共下水道を実施するところはありませんでした。極めて困難な仕事を全国初めて都市下水道事業という事業手法で認めていただいたと。あるいは、國學院短期大学ができ上がった時期は、大学の新增設を基本的に認めないという時期でありました。当時の皆さん方は、認めない時期こそ可能性があるということで立ち上がって見事に國學院大学を、基本的に新增設を認めない時期にあってつくり上げていったわけであります。私は、そういう事例が滝川市開闢以来さまざまあるだろうというふうに思っておりますし、そういう意味では今極めて厳しいピンチの状況にありますけれども、これをやはりご質問のありましたようにチャンスととらえて、市民の皆さんとともに行動し

ていくことが必要だというふうに思っております。

昨年８月に滝川市を取り巻く厳しい状況乗り越えて、地域の自立化、地方自治の確立を目指しつつ、新しい時代の流れに対応する都市づくりを進めていくために、市民の皆さん方のご意見もいただきまして滝川市行財政改革の基本方針をまとめたところでございます。平成１５年度におきましては、財政健全化、さらに職員の意識改革、組織風土改革ということを重点項目に位置づけいたしまして、特にこの財政健全化に関しましては滝川市財政健全化基本計画を策定をいたしまして、人件費及び事務事業の削減目標を含めて具体的な方向性を定めたところであります。さらに、この施策の再構築ということも基本としながら、事務事業の見直しに取り組んできたところであります。平成１６年度におきましては、こういった平成１５年度の検討成果を踏まえまして、一つは事務事業の見直し、二つ目は組織風土改革、三つ目は財政健全化計画の着実な推進、この三つを重点項目として設定をして、財政健全化計画に示した目標の達成に向けてより一層の取り組みを進めていくというふうに考えております。

国の三位一体改革、地方財政対策が示されたところでございますが、昨日来のご質問にもお答え申し上げておりますように、予想以上の厳しいものでありまして、１７年度以降もその動向によっては計画のさらなる見直しが必要になるかもしれません。しかし、そういう場合におきましても縮小均衡に陥っていくと。地方自治体もデフレスパイラルの渦の中に埋もれていくということのないような、そういう行政運営を市民の皆さん、職員一丸となって進めていって、この厳しい状況を滝川市の発展に結びつけていくように努力をしたいというふうに思っております。議員の皆さん、市民の皆さんの格別なご理解、ご協力を得ながら進めたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

次に、市町村合併についてであります。現在合併協議会におきまして議論が開始されておりますけれども、合併協議会の委員の皆さんは見識の高い皆さん方でありまして、したがって、この地域の特色を生かした新市のあり方というものがバランスよく議論されて計画されていくということを感じております。私は、合併協議会の会長として、協議会での議論が地域全体の発展につながるような議論になるように努力を払ってまいりたいというふうに思います。滝川市長といたしましても協議会の会長といたしましても、この地域の特性を生かした機能分担によって地域間のしっかりとしたネットワーク、一体性が高まるバランスのとれた発展の可能性のある新市のあり方というものをしっかりと議論してまいりたいと思っております。

次に、市立病院についてであります。現在合併協議会の中の専門部会、分科会において、具体的な医療システムのあり方というものを協議をしているところであります。昨日来のご質問にもお答え申し上げておりますが、市立病院のあり方に関する研究会報告書ということで報告が出てきたところでございまして、市民の皆さんが安心して、しかも継続して治療を安定的に受けることができるためには、やはりこの報告書の内容を尊重しながら、まずは合併協議会の中でその方向性を見きわめていきたいというふうに思っております。

次に、すべての人が健康で安心して暮らせるまちの中の保健、医療の充実、がん検診の充実についてであります。ご質問のありましたように乳がん検診につきましては、平成１１年度から５０歳

以上の女性を対象に、希望者に視触診検査と、それから乳房エックス線撮影検査、ご質問のありましたマンモグラフィー検査の併用で実施をしているところであります。滝川市立病院では、市民の要望によりまして平成16年4月から乳がん検診に新たにマンモグラフィー検査を併用する、そういうことで考えております。年齢の引き下げということについてでありますけれども、現在厚生労働省のがん検診に関する検討会では、乳がん検診にマンモグラフィー検査を併用する対象年齢を現行の50歳から40歳に拡大をするという方針であるという報道もなされております。現在のところは、報道によって知り得ている状況でございますけれども、この検討会で方針がしっかりと出されて、国の新指針が出された場合には、その内容を十分検討させていただきまして、乳がん検診の効果がより期待できますマンモグラフィー検査の併用ということについても滝川市として具体的に検討してまいりたいと思っております。

次に、パワーリハビリの早期導入という点についてでありますけれども、ご質問にありましたように高齢者の筋力向上によりまして、転倒予防あるいは寝たきり防止という高い効果があるということは認識しておりますけれども、やはり同様な目的を持って介護保険サービスであります通所リハビリあるいは訪問リハビリ、老人保健事業といたしまして保健センターで実施している、片仮名で申しわけございませんが、ヘルシーエクササイズの実業あるいは転倒予防教室等を行っているところでございます。まずは、これら既存のソフト事業により多くの皆さん方が参加していただくと。そして、そういうプログラムを日常家庭においても、特に筋力トレーニングというのは日常の積み重ねが大切でありますから、家庭においてもそのプログラムを取り込んでいただくと。そういうことに最善の努力を払って、高齢者の方々の筋力向上等の介護予防を図りまして、そういう取り組みをまずは積極的に進めていきたいというふうに思っております。

子育て支援についてのご質問でございますが、北海道医療給付事業のうち乳幼児医療給付事業の補助対象は、通院3歳未満、入院6歳未満となっておりますけれども、現在は市単独でそれにかき上げいたしましたして初診時一部負担金の公費負担、それから歯の方につきましては1歳を引き上げて4歳未満までということで市単独で上積み実施しているという現状がございます。ご質問にありましたように、現在北海道でこの医療給付4事業の見直しが進められているところでございますが、この中で乳幼児医療の改正案につきましては、通院、入院ともに対象年齢が就学前までということになっておりますことから、ただいま道議会で議論をされております道の制度改革が決定をして、補助要綱が示され次第、滝川としての対応を対象者の拡大を含めて補助要綱に沿った形で検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、総合施設についてのご質問でございます。このご質問につきましても昨日来のご質問にお答えをさせていただいておりますけれども、厚生労働省でも文部科学省でも総合保育という意味では現在検討が進められているわけでありまして、その枠組みがどういうふうになるのかということは、現時点では想定できませんけれども、しかしできるだけ早く情報収集をするために本年2月に内部の検討プロジェクトも立ち上げて、早い情報収集に取りかかっておりますので、そういう情報収集をまず先行させて、今後そういう情報に基づいて検討を早めていきたいと思っております。

就労機会の確保のうち、トライアル雇用の積極的推進ということでございますけれども、ご案内

のようにトライアル雇用事業は、平成15年4月から開始された国の制度であります。原則3カ月間でありますけれども、企業に試行的に雇っていただいて、そのことによって常用雇用に結びつけていくという国の制度であります。滝川市といたしましてはこういう制度が15年4月から開始され、まだ十分この情報が行き渡っていないということもあるのではないかとこのように思います。それから、公共職業安定所、商工会議所等の関係機関、団体と連携をとりながら、さらに広報も活用しながら、このトライアル雇用事業という制度について事業主に周知を図ってまいりたいと。そういう中で雇用機会の確保が進められるように、行政としても努力をしてまいりたいというふうに思います。

次に、駅周辺整備事業についてであります。やはり将来の発展基盤をつくり上げるためには、都市の構造をしっかりとしないといけないということがあるように思います。その将来の発展基盤をつくるために、できるだけコストを下げ、低コストで運営できるまちをつくり、そして投資に結びつけていく。投資のないところに発展はないというふうに実は思っております。先ほどご質問のありました新幹線ということにつきましても、私はやはりかつてのように旭川まで新幹線が通ってほしいというふうに思っております。そういう議論も函館に上陸すれば、次の段階ではきっと札幌までということではないのではないかと。やはり都市は永続的に発展するものであり、発展させないといけない、そのために都市の基盤はしっかりとしないといけないというふうに思っております。駅周辺開発の事業につきましても、平成15年と16年でしっかりと計画を立てると。市民の皆さん方の意見も踏まえながら、しっかりと計画を立てて、交通拠点都市として発展してきた、その交通拠点性を失うことがないという滝川の都市構造づくりにやっぱり努力をする必要があるというふうに思っております。札幌から旭川までの間、滝川の駅周辺が一番貧弱だということのない取り組みが求められていくのではないかとこのように思っております。

それから、公営住宅の見通しと現時点での可能性ということですが、現在の中心市街地は、定住する人が少なくなったということが最も大きな問題の一つであります。その定住を促進するためには、民間活力の活用による定住の促進策と、あわせてやはり公営住宅の設置による中心部居住の促進というのは極めて重要だというふうに思っております。この公営住宅の建設というのを計画の重要な一つの計画事項として計画立案してまいりたいというふうに思っております。まずは、道営住宅での可能性ということについて精力的に探っていきたいというふうに思っております。

観光の振興についてでございますけれども、やはり丸加高原は滝川観光の重要なかなめであるというふうに思っております。しかし、自然が豊かだということだけでは、これからの観光というのは進んでまいりません。したがって、交流文化型の観光のあり方というものをもっと一生懸命検討をする必要があるというふうに思っております。したがって、丸加高原につきましては体験アウトドアライフあるいはグルメ、広域観光の拠点、さまざまなことを考えまして、花、既に森をめぐるコースなんかかなり充実をしておりますから、そういう資源を生かしてこれを観光商品化する努力、物はあるのだけれども、商品化されていないと、必ずしも。そういう努力を引き続き進めていきたいというふうに思っております。難病と闘っている子供たちが丸加の自然の中で虫とりをする、花摘みをする、木登りをする、自然と触れ合える畜産試験場にかけて広大なステー

ジがあるわけでありますから、そういう夢のあるキャンプの場所として、日本の中で一番適切でないかというふうに評価していただいて、一生懸命ご努力をいただく皆さん方もいらっしゃるし、あるいは農家民宿というのですか、いわゆるファームステイという意味では、この地域は極めて日本の中でも有名な地域であります。ただ、問題は、なかなか大変なことでありますから、ご協力をいただけるという方がまだ少ない状況にありますけれども、極めてそういう意味でも資源はあるというふうに思っておりますから、今後これらをさらに充実するようにしたいというふうに思っておりますし、道の駅も極めて好調であります。情報の発信の拠点としてさらに利用したいというふうに思いますし、それからライダーからカヌー、ゴルフという石狩川リバーサイドゾーンあるいはふれ愛の里と、玉はたくさんあるというふうに思いますから、皆さん方の口コミ、あるいは先ほど話のありましたイベントも、ちまちまとしたイベントでなくて、もう少しわっとできるイベントになるように検討を進めていきたいというふうに思っております。

次に、行政運営ということでございますが、私は三上議員のご質問のありました背景にあるでありましょう考え方に全く同感であります。平成15年度に策定をいたしました行財政改革基本方針に基づきまして、施策レベルでの再構築を目的といたしまして事務事業の見直しに取り組んでいるところでございます。外部委託できるものは、積極的に外部委託する必要があると。その事務事業を具体的に抽出をして、今回の予算にも反映をしているところでございますけれども、早期に取り組むことができるものについては、早期に取り組む姿勢で臨みたいというふうに思っております。当面当初予算に盛り込みましたのは、広報制作の業務委託でありますとか、一の坂保育所の委託でありますとか、三世代交流センターの管理委託でありますとか、あるいは青年体育センター、滝の川公園、北電公園の球場、それから西公園のパークゴルフ場とか、こういう施設について外部委託できるものは積極的に外部委託をして、そういう中でのサービス向上に努めてまいりたいというふうに思っております。それと同時に、料金の賦課徴収業務でありますとか、その他の公共施設の管理の中で定型的業務あるいは単純な業務につきましましては、積極的に外部委託したいと。そうすることによって、やはり市が直営でやる部分について、これからの地方分権、地方の権限が高まっていく中でのそういう部分での仕事を正規の職員がしっかりやっていく体制をつくらなくてはいけないというふうに思っております。ご発言の市役所の窓口業務を含めて、さらに嘱託化、臨時職員でできる部分はやっぱり臨時職員化していくということも視野に入れて、今後の検討課題としていきたいというふうに思っております。

提案制度につきましては、これまでも実は期間を区切って精力的にやってきたということもございます。常時いつもやるというのは、必ずしも効果に結びつかないというふうに思っております。必要なときに職員の皆さん方に働きかけてやっていると。そういうことは、行革の計画をつくるとき、あるいは事務改善に向けて実は行ってきたところであります。これからもこういう職員提案制度を活用しながら、現場での見直し、さまざまなアイデアが生きるような、そういう仕組みを考えていきたいというふうに思っております。いずれにしても、事務事業について職員はいろんな仕事を経験するわけでありますから、そういう経験が生かされたアイデアの提案が行われるということに期待を寄せながら、配慮をしていきたいというふうに思っております。私は、職員参加というの

は、ある意味では二つあるというふうに思っております。一つは、職務参加と言われるものです。自分の仕事について、自分の仕事の立場からほかの仕事のことも考えてアイデアを駆使してもらうというのが一つだというふうに思いますし、二つ目はいわゆる職員参加でありまして、滝川市役所の職員として、自分の仕事と直接関係ないけれども、アイデアを提供してもらって一生懸命考えてもらおうと。そういう二つの立場でこれからも職員のアイデアの提供ということに努力をしてまいりたいというふうに思います。

以上を申し上げて、三上議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、三上議員のご質問にお答え申し上げます。

三上議員からは、学校への不審者侵入に対する対策、あるいは通学途中における不審者などへの対応、安全指導と、そういうことでご質問がございましたけれども、三上議員ご指摘のとおりでございます。私も児童生徒の安全、安心の確保、あるいは心を開いて安心して学校生活を送るということにつきましては極めて大切であると考えておりますし、今の社会状況を見るときに、これは学校としての重要な課題であると同じように考える立場でございます。

さて、この問題につきましては、昨年文部科学省から危機管理マニュアル、これは色つきでございます。かなり詳しいものが各学校に配布されました。もちろん教育委員会にもございます。これにつきましては、不審者等の危機管理のほかに、火災とか地震とか、非常に具体的で色つきで詳しい、あるいは対応がすぐできるマニュアルでございます。こういった資料が文部科学省から参りましたし、あるいは北海道教育委員会からも各般にわたって安心、安全の対応策について資料が配布されました。滝川市教育委員会としては、これらを分析いたしまして、私どもで付加する内容はないかどうか検討したところでございますけれども、二つともかなり詳しいものでございますので、ぜひこれを使いこなしたいと、そういう考え方で学校にこれをおろし、そして教職員が一体となってこの危機管理に努めていると、これが現状でございます。

具体的に申しますと、侵入防止対策、これについてはいろいろ想定しかねない問題も発生する可能性もございますので、これについて各学校でチェックリスト、小学校では特に詳しくやっていたいておりますけれども、チェックリストを作成してこの点検を行っている、ということもございます。あるいは、学校側に対して不審者が入った場合どうするかと。これにつきましては、先ほど三上議員がご指摘のとおり、ブザー等につきましても勘案しながら学校で取り組んでいるところでございますし、あるいは不審者が入らないかどうか必ず学校で確認をして毎日学校生活を送らせていると、そういう状況でございます。また、不審者が入った場合どうするかについても、これは警察と連携しながら対応することになっております。あるいは、通学時にこういった者に会った場合どうするかと。これにつきましても、すぐ近くの家飛び込むとか、こういうことを指導しております。対応できるようにしておりますし、あるいはご案内のようにこども110番の家、これもお願いしてありますので、この連携を図りながら警察にすぐ連絡する、学校に連絡するなどして、通学時における安全確保についても努めているところでございます。しかし、三上議員ご指摘のとおり、これは極めて当面する重要な緊要の課題でございますので、今各学校では3月でございます

から、年度末反省で今までの危機管理、これがよかったのかどうか、こういったことでまとめている最中でございます。教育委員会といたしましても十分学校の内容を確認しつつ、具体的な方策はこれでいいのか、あるいは子供たちに対する指導内容がこれでいいのか、こういったことを十分見きわめながら、4月から新たな気持ちでこれに対応していきたいと、あるいは指導していきたいと、このように考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。

三上議員、再質問ございますか。三上議員。

○三上議員 再質問を1点だけさせていただきます。

きょうは、多くの市民の皆さんがお越しいただいておりますので、赤字再建団体に転落した場合、市民生活にどのような悪影響を及ぼすのかについて、各所管の部長にお答えいただきたいと思います。

以上です。

(何事か言う声あり)

○三上議員 関連でだめですか。

(何事か言う声あり)

○三上議員 わかりました。取り消します。

○議長 長 以上をもって三上議員の質問を終了いたします。

これをもちまして平成16年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する代表質問を終了いたします。

◎日程第3 平成16年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問

○議長 長 日程第3、これより平成16年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する質問を行います。

質問の時間は、再質問を含めて15分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 おはようございます。傍聴に来られた市民の皆様、大変ご苦勞さまでございます。市民の声連合の渡辺精郎でございます。市民の皆様を代表いたしまして質問したいと思います。時間は3分の1の15分に制限されておりますので、端的に質問いたしますから、市長としても真摯なご答弁を期待いたすところでございます。

◎1、市長の基本姿勢

・市長就任時方針「5つの緊急施策」の評価について

まず、市長の基本姿勢、市長就任時の方針「5つの緊急施策」の評価について。その第1、確かな改革につかましてどのように自己評価されておられるかお尋ねいたします。

また、農業、農村のまち、福祉のまち、教育のまちづくりはどのように進展されたのでしょうか、項目ごとに自己評価をお願いいたします。

◎ 2、重点施策について

1、市町村合併の推進について

2、人の輝くまちづくりプロジェクトの推進について

次に、重点施策、市町村合併の推進についてであります。一つ目、法定協を傍聴して新市への手続き事務や議論で、合併の中身が見えてきません。大事な新市建設計画、市民サービスの概略、主な新市の中核機能の位置などの案が合併の重要なポイントであり、先決事項であるべきではないでしょうか。どのように対応されようとしているのでしょうか。

二つ目、新市建設計画に参入される滝川としての重点施策等は、事務局提案の前に滝川市民の考えをまとめる必要があるのではないのでしょうか。

三つ目、市町村合併は市民が決めるものとするのでありましたならば、住民投票で合併を確認する田村市政でなければいけないのではないのでしょうか。これは、昨日の堀田議員に対する答弁では、法定協で話が出たら検討すると言われましたが、滝川市としての決意のほどをお尋ねいたします。

次に、人の輝くまちづくりプロジェクトの推進についてであります。日本画の巨匠である郷土の誇る岩橋英遠氏の絵画が散逸しております。岩橋画家の絵画の魅力を再発見をするプロジェクトを発足させるという方針に賛成いたします。菜の花やコスモスなどの丸加山と江部乙地区の景観にマッチした記念館をつくる準備を市民、ご親戚一同とともに進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎ 3、保健・医療・福祉

1、高齢者福祉について

2、子育て支援、児童福祉の充実について

次は、高齢者福祉について。敬老乗車証を楽しみにして外出している老人は結構多いのであります。ワンコイン制は、さらに老人を家の中に閉じ込めることになるのではないのでしょうか。敬老会の一生一回の招待などとともに、老人に寒風の滝川市政について見解を求めるものであります。

次に、子育て支援、児童福祉の充実。学齢時前の児童の教育、保育を一体化としてとらえた総合施設につきまして、民間幼稚園経営者にとっては死活問題となります。十分に話し合い、場合によってはこの分野を民間に委譲することも可とする方針も模索すべきではないか、このように思いますが、昨日から先ほどの三上議員への答弁もありましたので、私の質問はカットいたしたいと思えます。

◎ 4、安全なまちづくり

・「直下型地震」を想定した防災対策を立てるべきではないか

次は、安全なまちづくり。「直下型地震」を想定した防災対策を立てるべきではないかというこ

とについてであります。防災計画が昨年話題になりました直下型地震を想定した防災対策かどうかということについてであります。一般防災よりもシビアな防災対策であるべきではないでしょうか。行政主導で町内会や事業所、学校、家庭での具体的取り組み、準備があるべきではないでしょうか。

◎ 5、地域産業の振興

- ・「地域産業振興」の拠点に旧江部乙中学校の校舎を利用して、「地場産品の高付加価値化と販路拡大」（6ページ）の戦略基地として推進する計画を立ててはどうか

次は、地域産業の振興、地域産業振興の拠点に旧江部乙中学校の校舎を利用し、地場産品の高付加価値化と販路拡大の戦略基地として推進する計画を立ててはどうかということについてであります。一つ目、旧江部乙中学校の教室を土日バザールやフリーマーケットに利用してはどうかということであります。道の駅方式を大規模に、農産物に限らず自由市場として開放してはどうか。管理組合に委託するなどして自主運営していただくなど、江部乙地区のにぎわいを再現されることがよいのではないのでしょうか。

二つ目、技術、家庭科教室などは、小規模加工工場の利用に最適であります。このように木工組み立て愛好者などが要望をしております。いかがでしょうか。

三つ目、風雨の日でも冬でも利用可能であります。要するに管理組合なるものに校舎を貸与する形で、市町村合併の場合でも行政による影響がないように、財政支出がなくとも利用する自由市場の要素を盛り込み、江部乙地区再生の切り札にはいかがでしょうか。

四つ目、地場産品の高付加価値化と販路拡大に役立つ最大効果の場所であると考えますが、このように民活によって地産地消を実現できる最良の場所と考えますが、いかがでございましょうか。

◎ 6、農村環境づくり

- 1、「優良田園住宅の基本方針の策定」について
- 2、農村地区の水道敷設状況について

次に、農村環境づくり、優良田園住宅の基本方針の策定につきましては、さきの方々のご質問がございましたが、独自の質問内容でお尋ねいたします。一つ目、大都市からの転入受け入れと農村地区の活性化が必ずしも一致するとは思いませんし、市は本気なのか疑問であります。本気で取り組むのでしたら、具体的条件や事例、ガイドラインを示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目、この事業を始めますと、必ず転入家族と農地法や農業委員会、農協とのあつれき、さらには水利権問題、既存農家との間では粉農薬の飛散問題など、さまざまな問題が起きてくるのであります。それでも市は推進していくことを確認できますでしょうか、決意のほどをお尋ねいたします。

次に、農村地区の水道敷設状況についてであります。イラクでも水の問題は深刻であります。江部乙町の農村地区の水道敷設されていない地区の悩みも深刻であります。これで滝川市の水道の限界なののでしょうか。農村地区で新たな希望者や要望について現状をお伺いしたいのであります。

◎ 7、市街地環境づくり

- ・一の坂西公園の高価な彫刻作品は財政事情を考慮して

次は、市街地環境づくり、一の坂西公園の高価な彫刻作品は財政事情を考慮していただきたいということでもあります。いかなる由緒ある彫刻家の作品であっても、今このような財政逼迫の折、老人の楽しみを削るとか市民負担を多くしながら、市街地環境づくりに高価な彫刻作品とは不適切のそしりを免れないのではないのでしょうか。今の時期に巨費投入の公園建設そのものとともに、実情を知られば市民の批判を免れることはできません。市民への説明責任を求めたいのであります。

◎ 8、市内交通の整備と環境重視型のまちづくりの関連

- ・「除雪・排雪」の項目こそ、市民の関心事で、必ず盛り込むべきではないか

次に、市内交通の整備と環境重視型のまちづくりの関連で、除雪、排雪の項目こそ、市民の関心事であり、必ず市政方針に盛り込むべきではないかということについてであります。除雪、排雪の記述、方針の項目がほとんどありません。市民の関心事ナンバーワンの問題をないがしろにしてはいないのでしょうか。近隣市町村に比べてグレードが高いという行政の自慢は、市民には通じておりません。冬の市民の環境づくりの観点でも大切な方針であるはずであります。しっかり市政方針に盛り込むべきであります。除排雪の方針を答弁だけではなく、文書記述を追加すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

◎ 9、「教育のまち滝川」を構築する条件

- ・「教育・文化」の市政方針は教育行政で行うべきではないか

次は、教育行政、「教育のまち滝川」を構築する条件、「教育・文化」の市政方針は教育行政で行うべきではないかということについてであります。一つ目、教育、文化の方針がほとんど市長部局の市政方針で行われております。教育行政が財政の影響下にあることは確かであります。市長の執行方針の9ページ、10ページは教育長が行うべきであります。第一このページの質問は、市長にはなじみません。教育行政に譲るべきであります。今教育委員会制度が問われているのは、実はこの実態からであります。

二つ目、したがって、教育行政の執行方針は教育行政執行精神に終わっており、教育行政の執行方針はそのとおりとなる記述であります。教育関係の施設設備、予算の伴うものでも教育長の範疇で方針を出すべきであります。何となれば、一般質問の折は、これらはすべて教育行政の問題であります。

◎ 10、芸術・文化の振興

- ・市民参加型の芸術文化創造・発信の基盤づくりについて

次は、芸術・文化の振興、市民参加型の芸術文化創造・発信の基盤づくりについてであります。一つ目、市民参加型の芸術文化創造、発信の基盤は、滝川市文化連盟に集う各種芸術文化団体が地道に活動しているところから来ているのであります。文化の高いレベルの芸術文化の創造、育成に

努力しております滝川市文化連盟をまず援助することを優先すべきではないかということでもあります。

二つ目、企画展の効果よりも市民の文化団体の展覧会を企画することにより、多くの市民に関心を持ってもらうことが大切であるということで、身近な市民の展覧会を美術自然史館で利用させてはいかが、こういうことで見解を求めたいと思うのであります。

◎ 11、スカイスportsの振興

・グライダーの情報発信と啓発普及事業を積極的に

最後は、スカイスportsの振興、グライダーの情報発信と啓発普及事業を積極的に行うべきではないかということでもあります。スカイスportsやグライダー基地が昨年の選挙マニフェストで、毎年多額の財政支出を伴っているから廃止すべきだという批判がありました。私は、この指摘には賛成することができません。せっかく滝川が誇るこれらの事業は、廃止どころか積極的にグライダー基地の情報と啓発普及事業を全国に発信して、グライダーのオーナーを多数獲得しながら、スカイスports振興会からの益金をスカイミュージアム等の建設負債の支払いに充ててもらふ施策を考えるべきではないかと思いますが、見解を求めます。

以上で市民の声連合の市民代表としての質問を終わります。

○議 長 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 渡辺議員のご質問に対して、以下順次ご答弁申し上げます。内容によりましては、所管からの答弁ということもあり得ますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

市長就任後の評価ということでもあります。この11カ月間、議員の皆様方、そして市民の皆様方とともに、この滝川市のまちづくりに励んでこれたということについて、この場をおかりをいたしまして心から感謝を申し上げる次第であります。自己評価せよということではありますが、最近では外部評価をせよという話も随分ありますので、そういうこともあっていいのかなというふうにも実は思いますけれども、第1の確かな改革ということにつきましては、さきの三上議員さんのご質問にもお答えをさせていただきました。改革初年度に当たっては、確かなスタートを切ることができたというふうに思っております。スタートした以上は、計画の着実な実行を市民の皆さん方のご理解を賜りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

農業、農村のまちづくりについてでございますが、特色ある米づくりを目指しまして関係機関と連携をし、地域水田農業ビジョンを検討するなど、米消費、販売新戦略づくりを進めてまいりましたほか、地場産品の地域内流通、地元消費の拡大に向けた地産地消、あるいは花、トマトの産地化、施設園芸の促進ということにつきましても16年度の予算を含めて、強い農業、豊かな農村の基盤づくりのスタートを切り得たというふうに思っているところであります。

福祉のまちづくりににつきましては、少子高齢化に伴いますさまざまな枠組みの変更というのが厳しく求められる状況にありますけれども、高齢者の皆さんが安心して暮らせるように緊急通報システムの整備を初めといたしまして、介護サービスの充実、子育て支援拠点整備としての放課後児童対策、あるいは市立病院における機器整備等を含めて、それなりの努力をしてきたつもりであります。

すし、今後ともそういう基本を忘れないでしっかりと持って臨んでまいりたいというふうに思います。

教育のまちということについてでありますけれども、これは教育委員会所管ということですが、予算の立場から市長からご答弁を申し上げますが、特色ある学校の顔づくり、小学校専属の英語指導助手の配置、西校のパソコン機器の更新、芸術文化の市民創作活動推進、教育環境や生涯学習の整備や文化創造のための取り組みを市民の皆さん方のご支援をいただきながら行ってきたところであります。

いずれにいたしましても、11カ月ということでありまして、まだまだわからぬというところが多いかもしれませんが、私はおかげさまで着実なスタートは切らせていただいたと。今後とも議会の皆さん、市民の皆さんとともに、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

市町村合併についてでございます。さまざまこれまでもご答弁をさせていただいてまいりました。まずは、合併協議会の中の作業の段階で、しっかり7名の滝川市の委員さんとともに議論をし、提案をさせていただきながら、滝川市の意見反映というものをバランスよく進めていく必要があるというふうに思っております。これまでも既に市民の意向調査や団体意向調査あるいはホームページによって意見をさまざまいただいておりますから、そういうことを踏まえて7名の委員さんの中で滝川市のあるべき姿と、と同時に新市のあるべき姿というものをしっかり意見反映する必要があると。私は、ある意味では、今それでは滝川市民について重点施策は何かと、改めて問えという状況ではないと。これまでさまざま把握をさせていただいたものを、それを基盤として意見反映をさせていく。そして、法定協議会の中でしっかりとしたプランができ上がった段階でこういうまちについて新しいまちづくりを進めたいと、市民の皆さん方はいかがでしょうかというご意見を問うと、そういうのが通常のスタイルではないかというふうに思っております。

岩橋記念館ということであります。岩橋英遠先生の作品が散逸をしているということで、いろんなところで、高名な方でございますから、引く手あまたということで、かく前から作品が欲しいということでありまして、その結果さまざまところで所有をしているということでありまして、この散逸を防ぐというのは既に不可能なことであります。何千万、ひょっとすると億になるかもしれませんから、1点当たりが。したがって、そういう中において岩橋英遠さんの生まれ故郷であると。しかも、北海道を題材とした作品が極めて多いと。むしろ北海道を題材とした、原風景を題材としたものも極めて多いということから、このままでいいのかという意識がありまして、実はミニプロジェクトでありますけれども、岩橋英遠プロジェクトを立ち上げた。岩橋英遠記念館というのには、ふさわしい人物だというふうに実は思っておりますが、岩橋英遠先生のご意向もあつて、現在の美術自然史館の中に一木万寿三先生の記念室とあわせて整備をさせていただいたという経緯もあります。そしてまた、平成19年度は美術自然史館の開館20周年ということもありますし、岩橋英遠プロジェクトの中で、やはりこの岩橋英遠芸術のあり方というものを市民の皆さんとともに再認識をして、どういうことにするべきかということをしかり今年度から行動を伴ってやっていきたいというふうに思っているところでございます。岩橋ふるさと北辰振興会という熱心な皆さん方

もいらっしゃいますし、美術協会あるいは文化協会の皆さん、市民の皆さん方のお知恵も拝借しながら、プロジェクトを実のあるものにしたいというふうに思っております。

高齢者福祉についてであります。敬老特別乗車証は、高齢者の外出促進、逆に言いますと引きこもり防止、健康増進による介護予防、交通弱者の支援等を目的として実施してまいりました。この対象者がどんどんふえてくるということによりまして、今までバス事業者が何とか補助金を増額してほしいという強い要望を、何とか現行でお願いしますということで、ずっと実はお願いをしてきたという経緯もあります。あるいは、バス利用ができないでありますとか、バス利用の必要がないという方々もたくさんいらちゃって、片一方では公平性に欠くのではないかという議論もないわけではありません。しかし、高齢者にとって極めて利便性の高い制度でありますから、私はこれを何とか維持したいと。このままでは続けられない、しかし何とかこのいい制度を維持したいということで、今回のワンコイン制、100円ご協力いただけませんかという制度のご提案を申し上げているわけであります。こういう制度で全道34市の中でやっているのは、私の知り得る限り全道の中で5市であります。その5市もこれはちょっと難しいということで、ことし改革に取り組んでいくところがあります。それと、中空知の中でこういう形でやっているのは、10市町の中で滝川市だけあります。1市別におやりになっているところもありますけれども、これは滝川市のようなことでは全くありません。したがって、私は何とかこのいい制度を維持するために、ぜひ市民の皆さん方のご協力をいただいて、このワンコイン制の導入ということをご提案をさせていただいたわけでありまして、遠隔地から、市内の遠いところから例えば病院に来られるという皆さん方については、往復でバスを利用すると何百円にもなるのです。それを何とかワンコインご協力いただきたいということで、この負担の大幅増に対する激変緩和も図られるのではないかというふうに思っておりまして、ぜひともご理解を賜りたいというふうに思っております。

直下型地震についてでありますけれども、平成16年度に滝川市の防災計画を大幅に見直す考え方があります。その中で地震に対する対応も重視をして計画をしてまいりたいというふうに思っていますし、これは北海道知事との協議が必要であります……計画がです。そのもとでマニュアルもつくりたいというふうに思っております。ご質問の趣旨に沿ったものになるのではないかというふうに思っております。

旧江部乙中学校についてでございます。現在この体育館については、ことし雪解け後、体育館開放を進めていきたいというふうに思っております。既に2団体から利用の申し込みがあるわけですが、ご質問がありましたバザール等もこの体育館の中でぜひやっていただきたいというふうに思っております。今後この体育館利用がどんどん進んでくると、とって体育館では対応できなくなると、そういった場合にどうするかというのは次の検討課題であるというふうに思います。ただ、ご質問のありました小規模加工場はどうかということになりますと、すぐ近くの道の駅に加工場があるわけありますから、これをぜひ積極的にご利用いただきたいというふうに思いますし、東滝川に転作研修センターの加工室もあるわけありますので、現状の加工施設をぜひ市民の皆さん方には積極的にご利用いただきたいというふうに思っております。

優良田園住宅の基本方針の策定についてでございますが、本気でないのに委員会をつくって、こ

これは農業者の皆さん方、農村の地域の皆さん方の代表者の方々にも参加をしていただいて、そして基本方針の案を固めたわけであります。私は、やはり優良田園住宅というのは、先日来のご質問にもお答え申し上げましたように、極めて地域活性化のためにも重要な施策であるということで、本気でやるつもりで実はこういう取り組みを進めてきたところであります。新たな地域コミュニティ形成、逆に新しい住民と古い住民との問題が起きるのではないかと。法律の目的は、こういう融和できるところでなかったら、できませんねということであります。したがって、この地域の皆さん方もこういうことを背景にして新しいコミュニティをつくろうと。だから、優良田園住宅を積極的にやりたいという皆さん方が3地区も出てきたわけであります。そこで、あえて1地区に絞らせていただいたという経緯があるわけであります。しかし、事業者は滝川市ということではありません。対象地域の皆さん方の情熱を滝川市としては積極的に支えていって、ぜひ実現に結びつけていきたいというふうに考えているところであります。

水道の敷設状況ということでございます。現在上水道が計画給水区域に入っていないのは、江部乙の東側の地域の中で、おおむね標高60メートル以上のところが計画給水区域に入っておりません。それで、江部乙西地区については、要望があれば配水管を敷設することができます。ただ、現状では要望されるところがございせんから、現状以上の拡大にはなっていないということがございます。計画自体が……計画というのは、施設整備計画自体がおおむね標高60メートル以上のところに給水できない能力に実はなっております。それを給水できるようにするためには、新たなポンプ場の設置等、極めて多額の事業費を要するということになります。多額の事業費を要するということになれば、水道事業は独立採算制ですから、水道料で賄わなくてはいけないということに実はなってくるわけございまして、そういう利用される皆さん方がどれくらいいらっしゃるのかということも重要な要素になってくるというふうに思っております。したがって、市といたしましては、もし飲料水で滅菌装置が必要だとされる方には、滅菌装置に対する助成制度もつくっておりますから、まずはこういう中でご利用いただきたいなというふうに思っております。

一の坂西公園についてであります。厳しい財政状況ではありますが、市街中心部で河岸段丘を活用して自然と触れ合える公園ということで、これまで計画的に整備を図ってきたところであります。おかげさまで平成16年度完成ということになります。どういう公園にするかということは、ワークショップの中で住民の皆さん方とも議論をさせていただきました。そして、こういう公園にはシンボルが必要だという市民のご意見もいただきながら、五十嵐威暢さんの作品に実は決めさせていただきました。率直に言って五十嵐さんは、最近市民の皆さん方はご存じいただいているというふうに思うのですが、長年外国で活躍してきた芸術家なだけに、やっぱり生まれ故郷の地元でネームバリューは必ずしも高くないということがあると思います。しかし、世界的には極めて有名なデザイナーであり、そして今最も注目される彫刻家でもあります。ご案内のように札幌の駅にも極めてすばらしい好評なテラコッタの作品ができ上がっております。あるいは、時計のデザインを、あの時計は駅にある時計としては世界最大の時計だと。それをデザインされたのが滝川生まれの五十嵐威暢さんであります。この五十嵐さんがデザイン料はただですと。デザイン料を受け取らないで、制作費と設置費だけ、しかも補助金が2分の1入ると。私は、こういう際に滝川が生ん

だ世界で有名な五十嵐さんの作品に市民の皆さんには接していただきたい。そして、子供たちにはそのモニュメントに接してほしいという強い希望を持っているところでありまして、ことし10月にオープンをする予定でありますので、ぜひ市民の皆さん方には楽しみにしていただきたいというふうに思っております。

除排雪業務についてであります。除排雪ということにつきましては、滝川市の総合計画にも重要な観点で位置づけられておりますし、市政執行方針にも市内交通の整備の中で記載をさせていただいております。文字数が少ないという批判があるとすれば、その批判にはあえて否定はいたしませんけれども、しかし除排雪対策ということについては市政執行方針でもしっかり触れておりますので、ご確認を賜って、今後とも限られた予算の中で効率的な除排雪の執行ということに、これは市民の皆さん方にもご理解をいただいて、ご協力も賜らなくてはなりません。家、屋敷の雪が出てくるということもないわけではありませんし、そのことによって蛇が卵をのんだように道路がぐねぐね曲がるということがないわけではありませんし、相変わらず違法駐車によって除雪が妨げられるということもありますので、ここら辺のことについてはこれからもしっかりとご協力をお願いをしてまいりたいというふうに思いますが、限られた予算の中で効率的な除排雪が進むような努力を今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

以上をもって渡辺議員に対する答弁にかえさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、渡辺精郎議員にお答え申し上げます。

一番最初でございますけれども、行政執行方針に関してのご質問でございますが、まず市政執行方針につきましてでございますけれども、これは滝川市総合計画の五つの柱に沿って、その取り組みを述べたものでありまして、教育委員会と密接な連携のもとに教育施策の設置者として予算を伴うものを中心に、特に重点的に推進する政策を挙げたものでございます。市長の政策や財政的な問題については、教育委員会といたしましても特に緊密な連携のもとに進めていかなければいけないと、このように考えております。また、教育委員会の教育行政執行方針につきましては、市行政執行方針を踏まえまして、学校教育や社会教育の充実あるいは芸術文化やスポーツの振興、これらの重点施策をより一層具体的に方針、内容、事業などを述べたものでございますので、今後ともこのような立場で努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、二つ目でございますけれども、文化についてのご質問でございますが、滝川市文化連盟の活動支援、これを優先すべきでないのかと、こういうご質問でございます。ご案内のように滝川市文化連盟につきましては、これは芸術文化の振興、これに大きく貢献しておりまして、日ごろから熱心に取り組んでおられることに関しまして、心から敬服をしているところでございます。市民参加型の芸術文化を高めると、そういった意味からも滝川市文化連盟初め、いろんな団体がございまして、その団体等の活動について今後とも活動支援をしてまいりたいと、このように考えております。また、滝川市文化連盟とはさらにパートナーシップ、これを一層強めまして、地域の特色あるさまざまな活動、文化祭等、あるいは先日福祉センターで祭りがございましたけれども、こういったものの支援をしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、企画展よりも市民の展覧会に重点を置くべきでないかと、このようなご質問でございます。市民の皆様方が日ごろ研さんした成果、それを作品として発表する場、こういった展覧会、これも今申し上げましたように極めて大切であると、このように考えておりまして、私どもは文化センターあるいは美術自然史館等々の職員が一丸となってお手伝いをさせていただいていると、こういうことでございます。同時に企画展でございますけれども、これは市民の皆様方も芸術向上のためにいろいろなものを鑑賞したいと、そういう強い市民の願いもございます。ですから、そういった願いにこたえるためにも文化連盟と同じように企画展も大切にしていきたいと、このように考えております。美術自然史館の役目といたしましては、資料の収集、保管、調査研究もありますけれども、今後とも企画展を市民のニーズにこたえと、そういう立場で展示申し上げて、いわゆるいろんな高い芸術文化の感動体験、これを市民の皆様方に提供していきたいと、このように考えております。

最後でございますけれども、グライダーに関する質問でございます。特に情報発信、これを大いにしていくべきでないかと、このようなご指摘でございますけれども、これについてはそのとおりでございます。先月放映されました「のど自慢」、これにつきましてはご案内のように大きくグライダーが取り上げられました。大変うれしいことでございますし、そのほかに日本テレビ「ズームインスーパー」、NHK教育テレビ「きらっといきる」など、全国的にこのグライダーが放映されております。この放映の後にいろんな問い合わせとか体験についての質問がございますので、うれしいことだと思っております。

さらに、2点目でございますけれども、協会の自立と、そういったことでございますが、これにつきましては今後とも財政基盤あるいは人的体制、これを強化いたしましてスカイスポーツの施設の管理、あるいは市民に喜んでいただけるような、そういった運営に今後とも努力をしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。

渡辺議員、再質問ございますか。

○渡辺議員 時間がありません。終わります。

○議長 長 以上をもって渡辺議員の質問を終了いたします。

これをもちまして平成16年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する質問を終了いたします。

◎日程第4 議案第36号 予算審査特別委員会の設置について

選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第4、議案第36号 予算審査特別委員会の設置について、選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して直ちに一括採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第36号が可決されたことにより、議案第1号から第9号までの各会計予算及び予算関連議案第19号、第21号から第26号まで、第28号から第30号までの19件については、それぞれ予算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎日程第5 請願の付託について(請願第3号 駅周辺整備事業を白紙に戻し、除排雪予算削減などを行わないことを求める請願)

請願の付託について(請願第4号 国民健康保険税引き上げを行わないことを求める請願)

○議 長 日程第5、請願の付託について、請願第3号 駅周辺整備事業を白紙に戻し、除排雪予算削減などを行わないことを求める請願及び請願第4号 国民健康保険税引き上げを行わないことを求める請願を一括議題といたします。

本請願2件は、3月8日に受け付けたものであり、内容は配付した請願書の写しのとおりであります。

お諮りいたします。過日の議会運営委員会で確認したとおり、請願第3号については第1予算審査特別委員会に、請願第4号については第2予算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、請願第3号については第1予算審査特別委員会に、請願第4号については第2予算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

予算審査特別委員会の開催等により、3月17日から3月23日までの7日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月17日から3月23日までの7日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時39分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成16年第1回滝川市議会定例会（第21日目）

平成16年 3月24日（水）

午前10時00分 開 議

午前11時32分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 総務文教常任委員長の付託事件審査報告

日程第 3 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告

日程第 4 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

日程第 5 議案第37号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第38号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 報告第 3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 8 報告第 1号 監査報告について

報告第 2号 例月現金出納検査報告について

日程第 9 意見書案第1号 国から地方への税源移譲に関する要望意見書

意見書案第2号 労災保険制度の国営存続を求める要望意見書

意見書案第3号 所得補償制度の早期導入に関する要望意見書

意見書案第4号 「配偶者からの暴力の防止に関する法」の改正を求める要望意見書

意見書案第5号 北海道医療費助成制度に関する要望意見書

日程第10 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（22名）

1 番	本 間 保 昭 君	2 番	山 腰 修 司 君
3 番	三 上 裕 久 君	4 番	久 保 幹 雄 君
5 番	大 谷 久美子 君	6 番	石 田 昇 君
7 番	渡 辺 精 郎 君	8 番	清 水 雅 人 君
9 番	大 累 泰 幸 君	10 番	田 中 敏 男 君
11 番	堀 田 建 司 君	12 番	中 田 翼 君
13 番	谷 口 昭 君	14 番	山 木 昇 君
15 番	酒 井 隆 裕 君	16 番	窪之内 美知代 君
17 番	東 秀 雄 君	18 番	田 村 勇 君
19 番	藪 内 英 之 君	20 番	井 上 正 雄 君
21 番	水 口 典 一 君	22 番	坂 下 薫 君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	田村弘君	助役	深村完市君
収入役	中原文雄君	教育長	安西輝恭君
監査委員	八幡吉宣君	総務部長	末松静夫君
総務部次長	菅浄実君	市民生活部長	鈴木四君
市民生活部参事	川嶋幸治君	保健福祉部長	池田亨君
経済部長	大竹敏章君	建設部長	香川弘光君
水道部長	深澤克也君	教育部長	谷田部篤君
監査事務局長	秋元孝雄君	病院事務部長	門山伸夫君
総務課長	東照明君	財政課長	高橋賢司君
企画課長	中嶋康雄君	秘書課長	若山重樹君

○本会議事務従事者

事務局長	福田正己君	次長	尾崎文江君
係長	中川祐介君	主査	鈴木靖子君

開議 午前１０時００分

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は全員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

- 議長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において田村議員、藪内議員を指名いたします。

◎日程第２ 総務文教常任委員長の付託事件審査報告

- 議長 日程第２、総務文教常任委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に付託事件審査報告を職員より朗読させます。
- 事務局次長 総務文教常任委員長より議長あて、付託事件審査報告。
事務局次長朗読する。（記載省略）
- 議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。中田委員長。
- 総務文教常任委員会委員長 ただいま事務局において朗読されました内容のとおりであります、審査の経過については若干補足説明をいたします。
今回委員会におきまして結論を出しました請願第２号につきましては、２月２５日付で本委員会に付託され、３月４日開会の本委員会において請願者の出席を求め、本請願の趣旨の聴取及び質疑を実施し、慎重に審議を行いました。
採決に当たりましては、委員長を除く委員６名により採決しました結果、可否同数となりましたため、滝川市議会委員会条例第１５条の規定に基づきまして、委員長において不採択にすべきものと裁決したところでございます。
以上、委員長の補足説明とさせていただきます。
- 議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

- 議長 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。大谷議員。
- 大谷議員 市民クラブの大谷久美子です。私は、総務文教常任委員長の自衛隊のイラク派遣の中止を求める請願に対しての報告に反対の立場で討論を行います。

今なお戦争状態が続いているイラクへ戦後初めての自衛隊が派遣されました。昨年３月、アメリカのブッシュ大統領は、イラクが大量破壊兵器を保有しているとして攻撃を開始してから１年が過ぎました。この間に１万人以上のイラク人が、そして５５０人以上のアメリカ兵が亡くなっています。戦争開始の理由にされた大量破壊兵器の存在が事実でなかったことは、既に世界に明らかにな

っていますが、小泉首相はイラクが大量破壊兵器を保有していることをイラク戦争の大義としてブッシュ大統領を支持し、大量破壊兵器がなかったということを認めようとはしていません。この戦争は、国連の承認なしに米英軍が勝手に始めた戦争であり、侵略戦争と言えます。

政府は、戦争の大義に関する疑問を残したままイラク特措法を制定し、それに基づいて非戦闘地域に自衛隊を派遣することとなりましたが、今のイラクにおいて非戦闘地域はありません。比較的安全と言われたサマーワの地もテロによる爆発や米兵が一般市民を撃ち殺すというような事件が起きています。小泉首相は、「戦争に行くのではない、人道支援に行くのだ」と繰り返し言っていますが、安全確保支援活動の中には武装した米兵の輸送、イラク人による米軍への抗議、抵抗運動の鎮圧支援なども含まれており、米軍の一翼を担う活動そのものと言えます。

小泉首相も石破防衛庁長官も初めは非戦闘地域に派遣すると言っていたにもかかわらず、今ではたとえリスクがあってもとか、血を流してもテロを恐れず乗り越えてなどと平然と言うようになっています。そんな危険な活動をどうして旗を振って送り出すことができるのでしょうか。スペインでは、200人の死者を出す列車爆破テロが起き、ブッシュ支持政権が総選挙でも敗北しました。イラクに軍隊を送っている国々は、テロの警告を受けており、日本も例外ではありません。サマーワの人々は、日本の復興支援は軍隊ではなく、水道、電気、医療、教育などの支援と仕事の確保に對して期待しているようです。無反動砲や装甲車、機関銃などで武装した自衛隊を派遣すれば、そこがねられ、新たな戦場となります。したがって、自衛隊の派遣は必然的に海外派兵となり、憲法違反になります。平和憲法を持つ国民として一人の命をなくしてもならないし、奪ってもしないのです。

また、米英軍はイラク戦争においても大量の放射能兵器、劣化ウラン弾を使用しております。サマーワは、基準の300倍から400倍の数値で汚染されていると報道されています。日本政府では、残虐兵器ではないとか、直接人体に影響しないと言っておりますが、湾岸戦争で使用された劣化ウラン弾によって、がん、白血病、奇形児が激増しており、参加した米兵の中にも被害者がたくさん出ております。無事に戻ったとしても劣化ウラン弾の放射能に子々孫々まで脅かされることになります。

今回イラク派兵差し止め訴訟を起こした元自民党代議士の箕輪登さんは、「戦争とは血を流す政治であり、外交とは血を流さない政治である。日本は憲法第9条のもとで血を流さない政治こそ進めるべき」と言っておりますし、そのとおりだと思います。陸上自衛隊滝川駐屯地から市民が派遣されようとしています。隊員やその家族がどんなに不安な毎日を送っていることでしょうか。ぜひともイラク派遣の中止を求めます。

○清水議員 議長、議事進行があるのですが。

○議長 はい。

○清水議員 今回のこの議案に対する討論の賛否の態度と採決の態度について、事前に請願第2号は委員会では否とされた。それで、委員長報告は否とする委員長報告ですが、本会議では委員会が否とされたので、請願第2号に対する可否を問うという、その採決の仕方をされるというふうに伺ったのです。今のは反対討論ですよ。ということは、委員長報告に反対だけれども、次に採決を

するときに、請願第２号に対する採決をもしとれば、討論のときに反対をして採決で賛成というふうになる可能性があるのですが、非常にわかりづらい議事の進め方ですので、その辺ちょっとご確認をいただきたい。

○議長 長 休憩いたします。

休憩 午前１０時０９分

再開 午前１０時１１分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに討論ございますか。田中議員。

○田中議員 請願第２号 自衛隊のイラク派遣の中止を求める意見書を不採択とした総務文教常任委員長報告に、私は新政会を代表して賛成の立場で討論いたします。

今回の自衛隊イラク派遣は、イラクの復興支援と人道支援を実現し、世界平和と日本の国益に寄与するものであると私は確信をいたしております。これを達成するために、政府は合法的手続きによって派遣を決定し、実現したものであります。このことについては、本意見書では戦闘地域への派遣であると述べておりますが、派遣地域のサマーワは非戦闘地域でもあります。テロという犯罪は、発生の可能性の大小はありますが、世界のどの地域でも常に発生する可能性を秘めております。戦闘地域かどうかということとテロの発生の可能性のある地域であるかどうかということは、別の問題でもあります。サマーワは非戦闘地域であります、テロの発生の可能性は日本より高く、バグダッドよりはるかに低い地域でもあります。つまり今回派遣するサマーワ地域は、テロ発生の可能性を否定できない非戦闘地域への派遣であると考えております。

また、本意見書では、憲法第９条に明らかに抵触する派遣だと述べておりますが、武器使用はイラク復興支援特別措置法により、正当防衛、緊急避難に限定されております。また、携行装備品は、テロに対する正当防衛、緊急避難のための対処とする必要最小限のものであります。本意見書が懸念している憲法違反の武力行使に該当せず、第９条の枠内の派遣であると考えております。

また、本意見書では、滝川駐屯地からイラクに派遣される計画となっていると述べておりますが、その根拠は明確になっておりません。しかし、滝川駐屯地の隊員にイラク派遣の命令がなされた想定した場合、その命令を受けた隊員は日本を代表して厳しい任務を遂行する。国家公務員であると同時に、滝川の市民でもあります。この場合、私は派遣隊員が立派に任務を果たし、無事帰還されることを祈って、市民挙げての激励行動を起こすべきだと考えております。

以上のことから、総務文教常任委員長報告に賛成であることを再度申し述べ、討論を終わります。

○議長 長 ほかに討論ありますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して総務文教常任委員長報告に反対する立場で、また請願第２号 自衛隊のイラク派遣の中止を求める請願には賛成の立場から討論を行います。

イラクでは、毎日のようにとうい命が犠牲になっています。この主な原因は、アメリカを中心

とした占領軍による戦争の継続とそれによるテロの拡大です。このような中での請願に心から敬意を表するものです。

総務文教常任委員会では、意見書案の内容について、幾つかの点について疑問が出されました。内容は、1、派遣先で起きているのは戦闘ではなくテロである、2、米国の軍事統治への加担ではない、3、滝川駐屯地から派遣される計画はない、4、憲法第9条に抵触しない、5、イラク特措法にのっとっているから問題がないなど、事実にも道理にも反するものでした。しかし、これらの疑問に対し請願者の説明が行われる中で、意見書案が示している派遣の問題点はますます明確になりました。そして、質疑から13日間の世界情勢は事実をもって請願を後押ししています。

3月13日付の北海道新聞は、滝川駐屯地を含む第2次派遣部隊、約460名が5月中に派遣されることについて詳細に報道しました。これは、滝川駐屯地から派遣される計画はないのではないかなどの質疑は、請願を不採択にするため以外の何物でもなかったことを裏づけました。14日、スペインで総選挙が行われましたが、直前の列車爆破テロに対する抗議の中で勝利したのは、1,300名の自国軍撤退を公約に掲げた野党、社会労働党でした。16日、370名を派兵しているホンジュラス大統領が完全撤兵を表明しました。18日の国際アムネスティ報告は、おびたしい数の市民が米軍に銃撃され殺害されているが、米軍兵士は一人も告発されないなどと現状を指摘しました。19日には、2,400名を派兵しているポーランドの大統領が大量破壊兵器の存在を大義名分に派兵を求めた米英両国に、私はだまされてきたと述べました。20日には、アメリカによるイラク先制攻撃から1年が経過し、数百人が世界でデモ集会に参加しました。このように、イラクからの占領軍撤退を求める世論は日増しに強まっています。このような中で意見書が政府に送付されれば、その効果ははかり知れません。ましてや滝川駐屯地所在地の滝川市議会から送られる意見書は、派遣中止への特別大きな力になることを強調して討論とします。

○議長 ほかに討論ありますか。久保議員。

○久保議員 私は、公明党を代表いたしまして、総務文教常任委員長の報告に賛成の立場で討論をいたします。

憲法と自衛隊派遣に関する議論もありますが、憲法前文は、国際社会の平和を実現するために日本は行動することを誓うとうたっており、これは国連主義であり平和主義であります。この考えに基づいてイラク復興支援やPKO国連平和維持活動に参加することは、ごく当たり前の行動であり、日本の安全と繁栄につながるものであります。イラクは、国連安保理決議687によって大量破壊兵器を廃棄したことを立証する責任を負っていましたが、それを果たさなかったから、湾岸戦争の停戦が崩れ、イラクへの武力行使を容認した国連決議678による攻撃が始まったのであります。

北朝鮮問題を抱える日本の場合、国益を考えるなら日米同盟の強固さを発信することが必要であります。北朝鮮が日本をノドンミサイルの射程に入れている以上、金正日総書記に誤解を与えることは避けなければいけなかったと考えます。戦争の大義については、意見が分かれると思いますが、人道復興支援の大義については理解が深まったように思います。今国連は、参加を呼びかけております。それを人道復興支援まで戦争と混同し、米国追従で国連に背き、フランスやドイツと対立することになると考えるのは間違いであります。2月に来日した国連のアナン事務総長は、国会演説

で自衛隊派遣を評価し、今月来日したフランスのドビルパン外相も日本の積極的関与を期待しております。ドイツのマスコミも日本の国際貢献を評価し始めているのです。国益の面でも日本は資源がないだけに、世界とともに繁栄する道を選ばざるを得ないのであります。

以上のことから総務文教常任委員長の報告に対する賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎は、市民を代表いたしまして、ただいま総務文教常任委員長より報告がございました報告に対しまして反対の立場で、そして自衛隊のイラク派遣の中止を求める請願第2号に賛成の立場で討論いたしたいと思います。

昨年3月20日に始まった米英軍によるイラク攻撃によりまして、フセイン政権は崩壊に追い込まれました。しかし、5月1日にブッシュ大統領が戦闘終結を宣言した後も米英軍に対するゲリラ攻撃が続き、死者の数はふえ続けております。イラク治安は一向に改善せず、住民の反米感情はますます高まるばかりであります。日本政府は、イラク復興支援特別措置法を制定し、自衛隊をイラクに派遣していますが、この法律が前提としております国連安保理決議1483は、米英軍の権威、責任、義務を認識し、加盟国人道的支援を呼びかけているにすぎません。自衛隊に対する具体的なニーズが存在しないまま、米国の要請にこたえるためだけに実質的な戦地に自衛隊を送るという法律は憲法違反であります。米英軍の占領下での自衛隊の活動は、明らかに侵略政策への参画でありまして、自衛隊の占領行政への参画は違憲としてきたこれまでの政府見解に反することも明らかであります。

しかも、米国がイラク攻撃を行う理由としてきた大量破壊兵器は見つかりませんでした。そもそも国連決議なき武力攻撃は許されませんが、大量破壊兵器という大義すら不確かなものでありましてならば、米英のイラク攻撃占領には一片の正当性もないと言わざるを得ません。日本は、正当性を欠いた米英のイラク占領統治に参加すべきではありません。イラクの復興に当たって日本の果たす役割は、医療や食糧援助、インフラの再建に限るべきで、こうした援助の民間支援隊にテロのおそれはありません。いかなる名目であれ、銃装、武装の自衛隊を派遣することは許されません。スペインも撤退いたします。直ちに自衛隊の派遣中止と撤退をすべきであります。

以上、滝川市議会市民の声連合の本請願に賛成の討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

総務文教常任委員長の報告は、不採択でありますので、原案を起立により採決いたします。

請願第2号 自衛隊のイラク派遣の中止を求める請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

◎日程第3 第1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第3、第1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第1 予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。（記載省略）

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。本間委員長。

○第1 予算審査特別委員会委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります、審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第1 予算審査特別委員会に付託されました議案第1号及び予算関連議案8件、請願1件の10件につきましては、3月17日から23日までのうち5日間にわたり特別委員会を開催し、延べ95名の委員から369問の質疑がなされ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、討論、採決の結果、議案第1号及び第24号の2件は賛成多数、議案第22号、第23号、第25号、第26号及び第28号から第30号までの7件については、全会一致をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決定したところでございます。

また、請願第3号につきましては、前段申し上げましたとおり、議案第1号を可とすべきものと決したことに伴い、採決不要となり、不採択とみなすことに決定したところであります。

なお、討論の際に各会派から出されました意見の要旨につきましては、整理、印刷の上、後日全議員に配付することになっておりますので、申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め、担当職員の皆さんに厚くお礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていたいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。このたびの第1 予算審査特別委員会に付託されました議案第1号の平成16年度滝川市一般会計予算案に対する委員長報告に対し、反対の立場で討論いたしたいと思います。また、関連議案の中で議案第24号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

この予算案に対しまして、市長を初め理事者の皆様、そして係に至るまでさまざまな工夫をなされて作成された努力は評価いたします。しかし、田村市長就任10カ月の市民を主人公にした予算

とは思えないのであります。私は市民派議員として、一昨年までこの一般会計当初予算案には注文をつけながらも、あすからの市民生活を考慮いたしますと、賛成をしてみいました。ところが、財政逼迫の情勢を受けまして、厳しい予算になることは当然でありましょうが、予算案件が徐々に市民負担増を基本にしたものになってまいりました。市税の減少と国の地方交付税交付金の減額で地方財政が火の車ではありますが、議会とともに行政側でも国のこうした方針に厳しく対応すべきであります。このような歳入に見合った歳出が厳しい状況になることは当然であります。したがって、歳出のマイナス項目の出てくることは理解できます。しかし、冷静にこの5年間、予算、決算に携わらせていただきましたが、どうも市民には理解できない部分がある事柄が見えてまいりました。財政逼迫していることは理解いたしますが、昨年はお年寄りが長生きして毎年楽しみにしている敬老会をばっさり切ってしまいました。今回の予算案で老人のバス無料乗車証をワンコインであって有料化するなど、老人に寒風の滝川市政になっております。

さらに、教育予算も私が常々力説しておりますように、その伸びがいまいちであります。教育には、家庭でもお金がかかります。義務教育は無償であり、地方公共団体も無償教育条件整備義務が課せられているのであります。市長は、投資のないところには発展はないと言われますが、教育は最大の投資であります。その投資は、滝川市百年の計は教育投資にあるのであります。学校のパソコンは、100パーセント国の補助で導入されたものの、滝川市で整えなければならない各学校のテレビを見てください。人の顔が紫色や緑色に見える画面は、20年以上も前のテレビであります。國學院援助も、市民としては地方都市の大学に対して心情的には理解いたします。しかし、現実には厳しい財政どき、しかも義務教育学校の予算が不足し、教育に差し支えるこの時世に1億円の援助には賛成できません。昨年の1億円は賛成いたしました。市民の声連合はきっぱりと2年続きの2億円はだめと宣言してまいりました。

そこで、このように財政逼迫の今こそ、市民生活に大きな影響を与えない支出、いわゆる公共事業の縮小をすべきなのであります。このとき歳出の最大の問題点は、4年前の当初から指摘し続けてまいりました一の坂西公園の造成問題であります。国庫の特定財源を利用していると言いますが、この事業がなければ別の事業ができたのであります。また、それに見合った市の単費も使っている所以であります。余りにも市民感覚を失い、だれも要望しない公園造成の公共事業であります。本年度まで毎年1億円などの単位で総額5億円にもなんなんとする豪華予算であります。公園造成に反対する市民はいません。それは、財政が余裕のあるときであります。一方で、私が指摘しております滝川公園に出向いてみませんか。ほとんど放置されている状況を見ますと、新しい公園造成の意図がはっきりするのであります。公園は、市民にとって必要で大切なものでありますから、市内にある66カ所の中の小さな公園でも、さくや遊具、ベンチの修理、塗りかえ、砂の入れかえなど、どうなっているのか調査し、これを充実することが急務であります。

なおまた、今議会に提出されております駅周辺整備事業を白紙に戻し、削減などを行わないことを求める請願に対しまして、市民の声連合は賛成いたします。今政府も北海道も財政危機に陥っています。特に政府においては、小泉内閣による行財政改革の大義名分のもとに、地方交付税や国庫補助金を大幅に削減する攻撃を地方にかけてきております。その上、北海道においても公共事業の

積み重ねが財政危機を招いております。滝川市においても過去の箱物建築行政と莫大な公共工事のツケが積み重なり、赤字再建団体転落の危険性をはらんでいるのであります。ただいま上程されております駅周辺整備事業の区画整備調査費など1,158万円の予算は認めるわけにはまいりません。JR駅庁舎を建ててあげるとか、駅西地区への高架橋とか、今から有明町に住宅団地など、まるで経済バブル期の錯覚とおぼしき発想ではございませんか。無益な投資は発展どころか、最悪の結果を来すことにもなりかねません。駅前の駐車場、駅前再開発ビルや中心街の発展のための施策を全市民合意のもとで推し進める事業でなければ、決して成功しないと思うのであります。今回の事業には、多くの市民が反対しており、代表の方々が反対行動を起こされ、署名提出と請願提出に至ったのであります。市民の声連合は、純粋な一般市民代表として本請願に賛成いたしたいと思っております。

一方、教育、福祉、雇用などの予算は削減の方向であります。特に私が市民にかかわって力点を置いております除排雪の予算削減の方向であります、第一市民が納得しないと思うのであります。市民が市政に最も期待し、最も要望の高い除排雪は、さらなる予算増が必要なのであります。市民サービスの低下はないと答弁されておりますが、市民感情に逆行しております。ことしの冬、結局は2月に入って大雪です。そして、今でも雪の山。もう自然に解けるからとそのまま放置された住宅街の道路は、センターラインまでかたい雪がせり出しております。天候は甘くないのであります。詳しくは6月議会にいたしますが、雪が解けましたら、今の道路状況が不問にされないように十分状況把握をしておいていただきたいのであります。

以上、代表的な問題部分を明確にし、老人のささやかな楽しみをも奪い、市民の最も期待している除排雪予算削減傾向に向かい、市民の反対している駅周辺整備事業に突き進んでいく予算案に反対を表明し、市民の声連合の討論といたします。

○議長 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号及び第24号の2件について、起立により一括採決いたします。

本案をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第1号及び第24号の2件については、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第22号、第23号、第25号、第26号、第28号から第30号までの7件について、一括採決いたします。

本案をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号、第23号、第25号、第26号、第28号から第30号までの7件については、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま第1予算審査特別委員会に付託された議案がすべて可決されたことから、請願第3号の駅周辺整備事業を白紙に戻し、除排雪予算削減などを行わないことを求める請願については、議決不要となり、不採択とみなします。

◎日程第4 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第4、第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。山木委員長。

○第2予算審査特別委員会委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります、審査の経過につきまして若干補足説明をさせていただきます。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第9号までの8件、予算関連議案2件、請願1件の11件につきまして、3月17日から23日までのうち5日間にわたり委員会を開催し、各会計ごとに詳細な説明を受けた後、延べ45名の委員から129問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、討論、採決の結果、議案第2号及び第21号の2件については賛成多数、議案第3号から第9号まで及び第19号の8件については、全会一致をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決定したところでございます。

また、請願第4号につきましては、前段申し上げましたとおり、議案第2号及び第21号を可とすべきものと決したところに伴い、採決不要となり、不採択とみなすことと決定したところでございます。

なお、討論の際に各会派から出されました会計ごとの討論の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりましては、精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め、各担当職員の皆さん方に厚く御礼を申し上げ、補足説明といたします。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていたいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより第2予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第2号及び第21号の2件について、起立により一括採決いたします。

本案をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第2号及び第21号の2件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおりと可決されました。

次に、残りの議案第3号から第9号まで及び第19号の8件について、一括採決いたします。

本案をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第9号まで及び第19号の8件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま第2予算審査特別委員会に付託された議案がすべて可決されたことから、請願第4号の国民健康保険税引き上げを行わないことを求める請願については、議決不要となり、不採択とみなします。

◎日程第5 議案第37号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第5、議案第37号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますので、この場合説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は可決されました。

◎日程第6 議案第38号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第6、議案第38号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますので、この場合説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は可決されました。

◎日程第7 報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第7、報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。建設部長。

○建設部長 報告第3号の専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、車両交通事故に伴う損害賠償額の決定であります。

事故発生日時は、平成16年2月9日午前7時15分ころで、事故発生場所は滝川市滝の川町東2丁目1054番4地先、市道滝の川東736号線と国道12号線の交差点であります。

事故の相手方ではありますが、新十津川町字中央330番地2に居住する岩谷昭英所有の軽自動車で、損害賠償額は車両修理費用など48万8,025円であります。

事故原因並びに状況につきましては、市の除雪車が市道滝の川東736号線において除雪作業中、方向転換のため国道12号に左折して進入後、旭川方面へ後退したところ、滝川市街方向から同国道を北上し、同市道に右折しようとした相手方車両と衝突し、損害を与えたものであります。

損害賠償額48万8,025円につきましては、自動車損害賠償責任者保険及び全国市有物件災害共済会より補填されることとなっております。

なお、除排雪に係る運転手の安全運転の啓発は日ごろより行っておりますが、今後はさらに交通事故の防止に努めてまいり所存でございます。

専決処分年月日は、平成16年3月15日であります。

以上で専決処分の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第8 報告第1号 監査報告について

報告第2号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第8、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 報告第1号 監査報告についてご説明をいたします。

初めに、財政援助団体の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財団法人滝川市体育協会を対象に監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の範囲につきましては、平成12年度から平成14年度における財政援助にかかわる出納、その他の事務について実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の目的につきましては、市の補助金が交付目的に沿って適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項として、使用料等の収納事務については券売機を導入するなど、収納事務の効率化及び収納した使用料等の管理保管方法の改善について要望したほか、契約事務については契約根拠の適用条項等の記載誤りなどの処理方を、文書事務処理については起案日、決裁日の記載漏れなどの処理方を、会計事務及び固定資産等の管理につきましては、関係規定等に基づく整備や事務処理の適正化について指導を行ったほか、軽易な事項につきましては監査の過程において担当職員に是正または適切な処理方を指導しておりますので、その内容の説明は省略いたします。

監査意見としまして、体育協会の会計処理は公益法人会計基準に基づき各種財務諸表が作成されておりますが、什器、備品にかかわる固定資産台帳が整備されていないので、会計規程に基づく整備方を要望したほか、スポーツセンターなどの利用者数及び事業収入も年々増加傾向にあり、市民一スポーツの実践機能として、市民の健康、体力づくりに積極的に取り組まれていますが、今後においても市民ニーズを把握し、施設の利用促進に努められ、自主財源の確保と費用対効果の視点に立った管理運営に努められることを要望しております。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規

定により、その結果を報告いたします。

監査の対象につきましては、教育部の学校教育課、指導室、滝川西高等学校を対象に実施いたしました。

監査の範囲につきましては、平成14年度執行事務について実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、各所属に対する講評において、一部に改善、検討が必要と思われる事項として、契約事務については契約根拠の適用条項等の記載誤りなどの処理方を、文書事務処理については受付印漏れ、決裁年月日等の記載漏れなどの処理方を、各学校に設置の公衆電話料金については入金及び報告書の処理方を、備品出納簿、外勤簿等につきましては規則、規程に基づく整備や事務処理の適正化などについて指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略をいたします。

次に、工事監査についてですが、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査の工事監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象につきましては、建設部所管の15年度発注の3工事と水道部所管の2工事を対象に実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果であります、関係書類及び諸手続き、入札執行、現場の施工状況については適正に執行または管理されていると認められましたので、意見として特に付すべき事項はありません。

次に、財政援助団体の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき株式会社滝川振興公社を対象に監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の範囲につきましては、第41営業年度の事業にかかわる出納、その他の事務について実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の目的につきましては、公社の出納、その他の事務が適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項とし、滝川市の所管に関するものとしては固定資産税及び都市計画税については減免手続きの処理方を、公社に関するものとしては、営業終了後のつり銭についてはその管理保管方法等の改善を、契約事務については契約文書の保管管理の適正化を、短期借入金については資金運用計画に基づいた適切な借入れを、文書事務処理につきましては受付印漏れの処理方を、管理運営に関する規則等については関係規定等に基づく整備や事務処理の適正化について指導を行ったほか、軽易な事項につきましては監査の過程において担当職員に是正または適切な処理方を指導しておりますので、その内容の説明は省略をいたします。

監査意見といたしましては、公社は滝川市の要請に基づき行政の側面を支える多種多様の事業に取り組んできましたが、必ずしも当初にもくろんだ業績を上げられず、経営を圧迫している事業も

ありますが、市の補完的な役割を担っていることから、経済性のみで判断されるものでもなく、事業全体の経営状況を見きわめることも必要かと思われます。また、累積欠損金が増加傾向にあることから不採算事業の中止や資産の売却など、経営の改善に取り組まれております。公社経営は、公共性の確保に努め、かつ収益性を高めることは昨今の経済状況から厳しい状況ではありますが、株式会社としての企業感覚を踏まえ、中長期的な視点に立った市との連携、役割分担など新たな企業戦略を推進し、健全経営が図られるよう期待しております。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象につきましては、保健福祉部の福祉課、重度身体障害者ケアステーション、三世交代センター、こども療育センター、介護福祉課、中央在宅介護支援センター、保健課、休日夜間急病センターを対象に実施いたしました。

監査の範囲につきましては、平成14年度執行事務について実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、各所属に対する講評において、保育料や老人措置負担金の未収金の増加及びこれに伴う不納欠損額の発生は、他の市民への負担を意味するものであり、公平負担の原則に基づき税務課と一層連携を図るなど収入の確保に努められることを要望したほか、一部に改善、検討が必要と思われる事項として、契約事務については契約根拠の適用条項等の記載誤りなどの処理方を、文書事務につきましては受付印漏れ、決裁年月日などの記載漏れなどの処理方を、各種団体の事務局事務については出納簿の整備方を、備品出納簿、外勤簿につきましては規則、規程等に基づく整備や事務処理の適正化などについて指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第1号 監査報告の説明を終わります。

続きまして、報告第2号 例月現金出納検査についてご説明をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成15年11月分、12月分及び平成16年1月分の例月現金出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象につきましては、一般会計、各特別会計、病院事業会計、水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施をいたしました。

検査期日及び検査の手続きにつきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数の誤りは認められませんでした。各所属に対する講評において、請求書については正当な請求書の要件であるあて先や請求日が正しく記載されていないものがありました。また、収入及び支払い手続きが遅延していると思われるものが見受けられましたので、規則、規程に基づく事務処理の適正化などについて指導を行ったほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、厳しい財政事情から予算の執行に当たっては前例踏襲にとらわれることなく、合理的、効率的な執行により、なお一層経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第2号 例月現金出納検査の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、報告済みといたします。

◎日程第9 意見書案第1号 国から地方への税源移譲に関する要望意見書

意見書案第2号 労災保険制度の国営存続を求める要望意見書

意見書案第3号 所得補償制度の早期導入に関する要望意見書

意見書案第4号 「配偶者からの暴力の防止に関する法」の改正を求める要望意見書

意見書案第5号 北海道医療費助成制度に関する要望意見書

○議長 長 日程第9、意見書案第1号 国から地方への税源移譲に関する要望意見書、意見書案第2号 労災保険制度の国営存続を求める要望意見書、意見書案第3号 所得補償制度の早期導入に関する要望意見書、意見書案第4号 「配偶者からの暴力の防止に関する法」の改正を求める要望意見書、意見書案第5号 北海道医療費助成制度に関する要望意見書の5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。東議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長 それでは、意見書案5件につきまして説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては内容を省略し、件名と送付先のみを申し上げます。

意見書案第1号 国から地方への税源移譲に関する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

意見書案第2号 労災保険制度の国営存続を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第3号 所得補償制度の早期導入に関する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

意見書案第4号 「配偶者からの暴力の防止に関する法」の改正を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、防災担当大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

意見書案第5号 北海道医療費助成制度に関する要望意見書。送付先は、北海道知事であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上で終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものですので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をそれぞれ原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第5号までの5件は、いずれも可決されました。

◎日程第10 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第10、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

この場合、人事交流職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時29分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長あいさつ

○議 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 第1回定例市議会の閉会に当たりまして、一言お礼を兼ねてごあいさつを申し上げます。

3月4日招集されて以来、この本会議、予算特別委員会等、連日大変精力的に慎重に各議案についてご審議を賜りました。そして、平成16年度の予算を初め、一連の議案について可決賜りましたことを心から敬意と感謝を申し上げたいと存じます。まことにありがとうございました。

限られた財源の中での予算編成でありまして、それなりに職員挙げて工夫をして編成したつもり

であります。しかしながら、十分ご満足いただけるかどうかということについては、問題なしとはいたしませんけれども、今後とも残された課題については最少の経費で最大の効果を上げるべく、職員挙げて一層の努力をするつもりであります。あわせて、この審査の過程の中でさまざまご示唆、ご意見をいただきました点につきましては、事務事業執行の段階で十分尊重させていただきながら、行政執行の任に当たりたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成16年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時32分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員